

令和 2 年第 3 回定例会

(9 月 3 日招集)

山都町議会会議録

令和2年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	3
・議長の報告	
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	5
日程第6 認定第1号 令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	6
日程第7 認定第2号 令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	6
日程第8 認定第3号 令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について	6
日程第9 報告第10号 令和元年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	6
日程第10 報告第11号 令和元年度山都町一般会計継続費精算報告書について	9
日程第11 議案第54号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	10
日程第12 議案第55号 山都町行政区設置条例の一部改正について	12
日程第13 議案第60号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））	13
日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債））	16
日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）	18
散会	21

○9月9日（第2号）

出席議員	22
欠席議員	22
説明のため出席した者の職氏名	22

職務のため出席した事務局職員	23
開議	23
日程第1 一般質問	23
9番 吉川美加議員	23
11番 後藤壽廣議員	38
2番 西田由未子議員	52
1番 眞原 誠議員	66
散会	78

○9月10日（第3号）

出席議員	79
欠席議員	79
説明のため出席した者の職氏名	79
職務のため出席した事務局職員	80
開議	80
日程第1 議案第56号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	80
日程第2 議案第57号 令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	104
日程第3 議案第58号 令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	106
日程第4 議案第59号 令和2年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	107
日程第5 議案第63号 山都町辺地総合整備計画の策定について	109
日程第6 議案第64号 そよ風パークの指定管理者の指定について	111
散会	123

○9月25日（第4号）

出席議員	124
欠席議員	124
説明のため出席した者の職氏名	124
職務のため出席した事務局職員	125
開議	125
日程第1 議案第65号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第9号）について	125
日程第2 議案第66号 工事請負契約の締結について	129
日程第3 認定第1号 令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	132
日程第4 認定第2号 令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ	

		いて……………	139
日程第5	認定第3号	令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について……………	139
日程第6	発議第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化 に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について……………	141
日程第7	発議第2号	議会改革検討特別委員会の設置について……………	143
日程第8	委員会報告	陳情等付託報告について……………	145
日程第9	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について……………	147
閉会		……………	147

9 月 3 日（木曜日）

令和2年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年9月3日午前10時0分招集
2. 令和2年9月3日午前10時0分開会
3. 令和2年9月3日午前11時20分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 認定第1号 令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第7 認定第2号 令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第8 認定第3号 令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第9 報告第10号 令和元年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
 - 日程第10 報告第11号 令和元年度山都町一般会計継続費精算報告書について
 - 日程第11 議案第54号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第55号 山都町行政区設置条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第60号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））
 - 日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債））
 - 日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	9番 吉川 美加	10番 藤原 秀幸
11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 る み 子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	渡 辺 八 千 代	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 坂 本 靖 也 外 2 名

開 会 ・ 開 議 午 前 10 時 0 分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和2年第3回山都町議会定例会を開会いたします。

9月10日の会期日程において一般質問を予定しておりましたが、8番、飯開政俊君から、一般質問辞退の申出がっておりますので、一般質問を中止し、議案審議といたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、4番、矢仁田秀典君、5番、興柁誠君を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの23

日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおります。

次に、本日までに受理した陳情、または、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他は、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申出がっております。これを許します。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。お手元のほうに、総務課行政報告の資料があるというふうに思います。

それでは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施いたしました特別定額給付金事業が、令和2年8月17日に申請受け付けを終了いたしましたので、その報告をいたします。

この給付金につきましては、令和2年4月27日において、住民基本台帳に記載された方を対象に、1人10万円を各世帯主に対して給付するものでございました。

本町におきましては、総務課に特別定額給付金対策室を設置いたしまして、各課からの兼務等により、職員7名で事業を実施したところでございます。受給対象者からの申請書の提出に関しましては、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン申請方式と郵送による申請としたところでございます。

申請受付期間は、令和2年5月18日から8月17日までの3か月間というものでございます。オンラインによる申請受け付けは5月1日から行い、申請書の配布については、5月11日付けで、郵送で各世帯主へ送付を行ったものでございます。受け付け開始を5月18日と設定したものでございます。

給付金の給付につきましては、口座振替によるものとし、5月26日を初回振込日としたところでございます。提出書類に不備があった場合には、郵送による通知及び電話等による連絡を行い、再提出を求めたところでございます。

実績でございます。1、対象件数6,500件、1万4,560人。申請件数6,491件、1万4,550人。うちオンライン申請が55件でございました。給付率99.86%。4、未申請者9件の10人でございました。未申請の方につきましては、書留郵便で再度通知文を発送しながら、現状把握に努めてまいりましたが、海外での居住、あるいは、生活の実態がないというふうに考えるものでございます。

交付金の総額としましては、14億5,500万円でございます。別途、事務経費としましては、概算でございますが、656万円の現在高でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、建設課のほうから、九州中央自動車道「蘇陽五ヶ瀬道路」について御報告させていただきます。

国土交通省におきましては、九州中央自動車道、蘇陽五ヶ瀬間の事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証するための計画段階評価の小委員会が、平成25年10月から平成30年2月まで、3回開催されております。小委員会における評価、検証の結果、蘇陽五ヶ瀬間の新規事業化に向けた対応方針が示され、蘇陽から五ヶ瀬間の延長7.9キロメートルにつきまして、平成2年度に正式に新規事業箇所決定されました。

これを受けまして、国土交通省延岡河川国道事務所におきましては、測量立入りの説明会が8月7日、蘇陽支所のほうで開催されております。その内容を御報告いたします。

それでは、別紙1を御覧ください。

道路事業の流れとしまして、①から⑩まで、それぞれ示されております。当日の説明会におきましては、①の事業の概略説明及び②の測量、地質調査について説明がございました。

別紙2を御覧ください。

蘇陽五ヶ瀬道路の概要でございます。蘇陽インターチェンジから五ヶ瀬東インターチェンジを結ぶ延長7.9キロの計画が、オレンジ色で示されております。山都町側4.2キロメートル、五ヶ瀬町側3.7キロメートルです。黒いかぎ括弧で表示してある部分が橋梁になります。また、赤い丸括弧で表示されているのが、トンネル部分ということで表しております。

別紙3を御覧ください。

計画路線の説明図でございます。道路中心線と沿線の集落及び主要施設の入った地形図になります。上段の図が蘇陽インターチェンジから五ヶ瀬西インターチェンジ、下の図が五ヶ瀬西インターチェンジから五ヶ瀬東インターチェンジを表示してございます。当日は、この図面を拡大した図面で路線計画をそれぞれ地権者の方々に確認をいただきまして、測量の立入り及び作業の実施について、了承を得られました。現在、業者のほうで測量のほうに立入りしているところでございます。

また、熊本県側で唯一計画段階評価が完了しておりません矢部蘇陽間につきましては、令和元年9月に、計画段階評価の第1回小委員会が開催されております。昨年11月におきましては、第2回小委員会の開催に向けた参考資料としまして、住民アンケート並びにオープンハウスを開催しまして、意見聴取が行われております。

国におきましても、新規事業化に向けました取組が進めているところでございます。町としましても、地域住民の命の道であり、また、農林業、観光振興、防災の面におきましても重要な道路であることから、熊本県をはじめ、関係団体とも連携を図りながら新規事業化に向けて取り組んでまいります。

以上報告いたします。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

提案理由の説明をいたします。令和2年第3回定例会を招集しましたところ、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに、6月定例会以降の調整等について、御報告申し上げます。コロナ禍の中で、短い夏休みとなりましたが、青葉の瀬を流れる緑川で水難事故が発生し、貴い命が失われました。亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、御家族の皆さんに、謹んでお悔やみを申し上げます。

このような事故が再び起こらないように、事故後、直ちに危険箇所の再点検や安全管理の徹底、来場者への啓発強化による事故防止を指示いたしました。

今年も例年より遅い梅雨明けとなりましたが、梅雨末期の豪雨で、農林業や公共土木施設等に被害が発生をしました。1日も早い復旧を進めるため、本定例会に、復旧事務に関する経費を補正予算に計上しております。

本町では、幸いにして人命に関わる被害はありませんでしたが、熊本県南部地域を中心とした市町村では、貴い命を奪われる災害が発生しており、高齢者を含む要支援者の避難行動の在り方も課題となりました。

町民の皆様には、明日は我が身の心がけで、今後とも、台風襲来が予想される中、日頃からの点検や、状況の変化に注意をいただきました早めの避難等で、御自身や家族をはじめ、近隣住民等の安全確保に努めていただきたいと思います。

県南地域の被害は甚大であり、町としましては、職員を派遣し被災地の復旧復興の支援に努めておるところであります。

一方、本町は、熊本地震とその後の豪雨による農地等災害復旧工事がいまだ道半ばであり、1日も早い完了を目指し、今後とも取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の猛威がとどまるところを知りません。県内でも、大規模なクラスター感染や家庭内感染が発生しており、いつ山都町で感染者が発生してもおかしくない状況にあります。町民の皆様には、今後とも感染予防対策の徹底に努めていただきたいと思います。仮に町内で感染者が発生した場合は、町から正しい情報を提供いたしますので、落ち着いた行動をしていただくとともに、うわさばなしやSNSの情報に惑わされることなく、感染者等の人権に配慮した行動を取っていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

また、感染拡大防止対策として、山都町3大祭りをはじめとするイベントや地域活動が中止、縮小をされております。町内の経済の落ち込みを大変心配しているところであり、経済活動の刺激策や感染拡大防止にかかる支援のための経費を補正予算に計上しております。

休業中のそよ風パークにつきましては、新たな指定管理者の選定に向けた手続を進めております。準備が整い次第、会期中に提案をしたいと思っております。

次に、九州中央自動車道につきましては、先ほど、課長の報告もありましたように、蘇陽五ヶ瀬間の測量立入りの説明が実施されたところであります。関係自治体の皆さんと連携を強化しながら、早期の工事着手に向けた要望活動を展開してまいります。

最後になりましたが、熊本地震や豪雨災害からの復興のシンボルの一つとして、通潤橋の放水を再開することができました。町民の皆様はもちろんですが、町外の皆さんからも祝福の声が多く寄せられました。お盆の期間中も多くの皆さんにお越しをいただき、改めまして、通潤橋の偉大さを感じたところであります。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明をいたします。今回の定例会に提出する議案は15件で、認定3件、報告2件、条例2件、補正予算4件、その他4件です。

認定第1号から第3号は、令和元年度の山都町一般会計及び特別会計、並びに事業会計の歳入歳出決算の認定等に関するものです。

報告第10号は、令和元年度分の山都町財政健全化判断比率等の報告です。

報告第11号は、令和元年度分の山都町一般会計継続費の精算の報告です。

議案第54号と第55号は、それぞれ必要な条例の一部を改正するものです。

議案第56号から第59号は、令和2年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第60号から第62号は、それぞれ工事請負契約の締結に関するものです。

議案第63号は、山都町辺地総合整備計画の策定に関するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 認定第1号 令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第8 認定第3号 令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について

日程第9 報告第10号 令和元年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

○議長（工藤文範君） 日程第6、認定第1号「令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7、認定第2号「令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第8、認定第3号「令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について」及び日程第9、報告第10号「令和元年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第10号の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第10号、令和元年度山都町財政健全化判断比率等報告書について報告いたします。

この財政健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かの判断、分析を行い、これらの状況を踏まえまして、早期の是正措置を講ずるなど、的確な対応に基づく財政運営を行っていく必要があるかを見るものでございます。

ページをめくっていただきたいと思っております。報告書の中身でございます。

まず、1の健全化判断比率でございます。上段の指標について簡単に説明いたします。左のほうから、まず、実質赤字比率です。これは、地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。

次の連結実質赤字比率は、一般会計や特別会計を含む全会計を合算しまして、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すものでございます。

この二つの比率につきましては、赤字となった場合のみ数値が表されますので、本町における令和元年度の決算はいずれも黒字でございましたので、横棒、バー表記になっているというものでございます。

次に、実質公債費比率です。起債などの借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。令和元年度は4.8%となりました。前年度の同比率につきましては5.3%でしたので、0.5ポイントの減少となったものでございます。これにつきましては、元利償還金の減少が主な要因でございます。

最後に、将来負担比率です。一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性がある負担額などについて、現時点での残額の程度を指標化したものでございます。将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。令和元年度は16.6%でございます。前年度は25.5%でしたので、8.9ポイント減少しております。地方債残高の減少が主な要因でございますが、平成28年度におきましては47.7%でございましたので、災害発生等による起債や基金取崩し等で状況が変化するというものでございます。

中段の表をお願いします。ただいま説明いたしました四つの指標に対する段階別の基準を定めたものでございます。

地方公共団体は健全化判断比率により、それぞれ、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つに区分されております。四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務化され、自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。

また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準以上になりますと、さらに、起債の制限、あるいは財政計画の総務大臣協議という国の関与による財政健全化が求められます。

これに照らしまして、本町の指標を改めて見ていただきますと、いずれも基準を下回っておりますので、健全段階とすることができるとでございます。しかしながら、今後も、財源確保や

効率的で持続的な行財政運営に不断の見直しを行っていく必要は当然でございます。

次に、2の資金不足比率です。これは公営企業会計の資金不足を収入料金等と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すものでございます。令和元年度はいずれの会計も資金不足はありませんでしたので、比率が横棒、バーの表記となっているものでございます。平成30年度と同様でございます。

以上、山都町の令和元年度決算に基づき算定した数値で、報告書の説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 報告第10号「令和元年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は、説明が終わりましたので、報告済みといたします。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号及び報告第10号について、決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

○監査委員（志賀美枝子君） おはようございます。それでは、令和元年度の山都町会計に係る決算審査の報告を行います。

地方自治法、第233条第2項の規定により、町長から、令和元年度の山都町一般会計、五つの特別会計、並びに水道事業会計、病院事業会計の決算について、審査を付されました。

7月15日から8月4日までの間、関係書類の点検をはじめ、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により審査を実施しました。

その結果、各会計について、計算に過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であることを認めました。

また、財政健全化判断比率等の状況についても、良好な状態にあることを認めました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元に配布されています決算審査意見書にて、御確認いただきますようお願いいたします。

さて、本町は、一般財源の大半を普通交付税に依存しています。普通交付税は令和2年度から一本算定の額となり、大幅に縮減され、ますます厳しい行財政運営を強いられることが見込まれます。特に、代表的な自主財源である町税や使用料等の歳入に着目しますと、令和元年度の一般会計及び特別会計の町の損失として計上した不納欠損の額は、3,000万円にも上ります。この中に、不作為による消滅時効の完成によるもの等がなかったのか、改めて点検を行い、債権の執行、管理、保全について万全を期してください。

また、歳出の面においては、事務事業の優先度、緊急度等を精査するなど、なお一層の創意工夫を凝らすことにより、将来にわたる健全な行財政運営の基盤づくりに取り組んでいただきたいと思います。

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民は大きな不安を抱えています。地方自治法第2条に規定されているとおり、町は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、実効性のある取組を実施されるよう期待を申し上げ、決算審査の報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては、

長きにわたる決算審査、大変御苦労さまでした。

お諮りします。

認定第1号「令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することとしたいと思います。認定第2号「令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することとしたいと思います。認定第3号「令和元年度山都町病院事業会計の決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託して審査することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第10 報告第11号 令和元年度山都町一般会計継続費精算報告書について

○議長（工藤文範君） 日程第10、報告第11号「令和元年度山都町一般会計継続費精算報告書について」説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、報告第11号、令和元年度山都町一般会計継続費精算報告書について説明をいたします。

次のページをお願いします。

本件につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成29年度から平成30年度に設定し、令和元年度に事故繰りを行いました継続費に係る事業が終了しましたので、継続費の精算報告を行うものでございます。

本事案につきましては、7款土木費2項道路橋梁費、事業名が大矢野原演習場周辺民生安定事業、上鶴線及び水の田尾下鶴線道路改良に係る継続費でございます。この継続費の設定、全体計画は一番左の欄でございますが、平成29年度から平成30年度までに設定し、令和元年度の事故繰越を含む3年間でございます。

表の合計欄を御覧いただきたいと思います。全体事業費は2億3,966万円でございます。その3か年間の内訳は、年割額のとおりということでございます。特定財源につきましては、補助金で1億6,550万円、負債額で5,600万円となっております。

この全体計画に対しまして、表中央の実績でございます。3か年の合計で2億3,935万4,268円を執行したものでございます。

よって、一番右の比較表の合計欄が入札残額等によりまして、計画額と実績額の差が30万5,732円となったものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（工藤文範君） 報告第11号の説明が終わりました。

よって、報告第11号「令和元年度山都町一般会計継続費精算報告書について」は、報告済みと

します。

**日程第11 議案第54号 山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について**

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第54号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案第54号について、御説明いたします。

議案第54号、山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年9月3日提出、山都町長。

提案理由です。幼児教育及び保育に関する新たな給付制度を実施するための子ども・子育て支援法等の改正に伴い、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を定めた内閣府令が改正されました。当該改正に準じて、条例中の関係規定の整備を行う必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

子ども・子育て支援法の一部改正法と、これに関連する政令を整備する政令が公布施行され、昨年の10月1日から、幼稚園や保育所等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料を無償化し、また、0歳から2歳までの子供たちについても、住民税非課税世帯を対象として、同様に、その利用料を無償化するという内容の新たな給付制度が始まりました。

これに伴いまして、幼稚園、保育所、認定こども園などの特定教育保育施設や、小規模保育、事業所内保育などの特定地域型保育事業について、その運営基準を定めた内閣府令も改正されたことによりまして、今回、条例の一部改正を行うものです。

改正文につきましては、御覧のとおり、膨大な量でありまして、また、複雑多様ですので、新旧対照表と、本日お配りしました資料によって、要点を中心に御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、1点目は、用語の整理のための改正です。子ども・子育て支援法の改正前においては、子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付と、子どものための教育保育給付の2種類でした。

このたびの改正によりまして、これらに加えて、新たに子育てのための施設等利用給付の制度が創設されたことに伴い、この制度と区別するために、これまで使用していました支給認定、支給認定保護者、支給認定子どもなどの用語を、教育・保育給付認定、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定子どもなどの用語に整理することになりました。

新旧対照表を御覧ください。

1 ページから 2 ページにかけての部分ですが、第 2 条の定義規定において、それぞれ用語の整理を行っております。

2 点目は、食事の提供に要する費用に関する改正です。

新旧対照表の 8 ページをお願いいたします。

8 ページ、第 13 条第 4 項と第 3 号に係る部分から、9 ページのウまでの部分になります。

この条文の要点については、資料のほうですが、資料の 2 ページ (2) に記載しております。改正前の国の基準では、特定教育・保育施設が、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用は、法第 19 条 1 項 1 号の満 3 歳以上の小学校就学前の子供に対する食事、主食と副食の提供に要する費用、それから、同項 2 号に規定します満 3 歳以上の小学校就学前の子供のうち、保護者の労働や疾病等の理由により、家庭で必要な保育を受けることが困難な子供、以下、2 号子どもと略します。に対する主食の提供に要する費用とされてきました。

今回の改正によりまして、これらに加えて、2 号子どもに対する副食の提供に要する費用についても、支払いを受けることができることとされました。

また、一方で、市町村民税、所得割の合算額が一定額未満の世帯の教育・保育給付認定子どもや、子供が 3 人以上いる世帯で、要件を満たした第 3 子以降の教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供に要する費用は対象外とされました。条文の中身を下の図に示しております。

次に、資料の 3 ページです。

3 点目の連携施設確保に関する基準の緩和と、4 点目、連携施設の確保に関する経過措置の延長につきましては、満 3 歳未満保育認定子どもを対象としました小規模保育園等の特定地域型保育事業者に関するものです。内容については、記載のとおりでございます。

この特定地域型保育事業者に位置づけられる事業者は、現在のところ、本町にはありませんので、この規定を適用することはございません。

以上が改正の概要となります。

そのほかの部分は、文言の整理が主な部分でございます。なお、この一部改正条例の施行期日は公布の日としております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 (工藤文範君) 議案第 54 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2 番、西田由未子君。

○2 番 (西田由未子君) 食事の提供に要する費用について、もう少し確認をしたいんですけども、山都町における主食プラス副食の金額は幾らになっているのかというのと、非課税世帯の子供さんについては、3 歳以下の子供さんについては、主食プラス副食費が、逆にプラスになるということも考えられると思うんですけども、その辺についてはどんなふうにかんがえた方がいいのか。今はとにかく、3 歳以上の子供に対しては、今までは主食だけでよかったんですけども、副食費も、2 号子どもに対するものについては、増えるということになりますよね。もう少しちょっと具体的に金額を示して、御説明いただけるとありがたいです。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） はい、お答えいたします。まず、金額についてでございます。公立の保育所につきましては、ひと月4,500円です。私立の認定こども園につきましては、自園徴収ということで、独自に決めていただいていることになっておりますけれども、私立のほかの保育園、統一して月4,500円としていらっしゃるようでございます。

それから、第3子以降の子供さんについてのお尋ねだったのでしょうか。非課税世帯については、第13条第4項第3号にありますように、資料の2ページ、アの税額の要件を満たす場合はということで、こちらのほうの基準によって対応しております。よろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第55号 山都町行政区設置条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第55号「山都町行政区設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第55号、山都町行政区設置条例の一部改正について。

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年9月3日、山都町長。

提案理由です。行政区等の統合に伴い、山都町行政区設置条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

3枚目の新旧対照表をお願い申し上げます。

右側が改正後になりますが、具体的に申しますと、現行の行政区、長田と山中を長田に、それから、行政区、千滝の区域で下線が引いてございます中学通りA、Bを千寿苑通りに、行政区、栗滝、湯鶴葉、舞岳、栗沢を東緑川にそれぞれ再編統合するものでございます。

地域における協議におきまして、合意形成がされたものでございます。

なお、行政区とは、行政事務処理上の便宜上、設けたものでございます。

2枚目に戻っていただきまして、改正文でございます。

附則、この条例は令和2年10月1日から施行する。なお、千滝行政区内の区域の名称を変更しますので、今回の補正予算8号に必要な経費を計上しております。なお、今回の行政区の統廃合によりまして、行政区の数の推移を説明申し上げます。

合併当時でございますと、155ありました行政区が133というふうになるものでございます。また、町の支援といたしましては、自治振興区への助成金の中で、1行政区の減少に3万円の5年間の加算措置を行うというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「山都町行政区設置条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第60号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、説明いたします。

議案第60号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和2年9月3日提出、山都町長。

工事番号。民安2国第1号。

工事名。上鶴線道路改良工事（R2国債）。

工事場所。山都町田小野地内。

契約金額。9,779万円、税込みです。

契約の相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

契約の方法。指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負契約概要でございます。

工事番号から工事場所につきましては、先ほど申し上げましたので省略いたします。

入札年月日、令和2年8月26日。

工事概要、施工延長169.88メートル、幅員5メートル。

主な工種、数量につきましては、下記に記載しているとおりでございます。

指名業者につきましては、記載しております11社です。

次のページをお願いいたします。

工事請負仮契約の写しです。

- 1、工事番号。民安2国第1号。
- 2、工事名。上鶴線道路改良工事（R2国債）。
- 3、工事場所。山都町田小野地内。
- 4、工期。令和2年9月7日から令和3年12月17日まで。
- 5、請負代金額、9,779万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月27日、発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

次のページをお願いいたします。

入札の結果になります。8月26日に開札をしております、予定価格、税抜きで、8,946万2,000円。

最低制限価格、税抜きで7,985万8,038円。

11社を指名し、5社が辞退して、6社からの応札があります。

その結果、大栄企業が落札しておりますところでございます。

次のページをお願いいたします。

③位置図になります。

次のページをお願いいたします。

④地形図になります。

左側の県道稲生野甲佐線を起点としまして、右側の黄色で着色しています演習場入り口までを結ぶ延長2,227.5メートルです。町道は、その他の町道になります。平成24年度から事業に着手し、令和4年度に完成を予定しておるところでございます。そのうち、本年度、発注部分が赤色の部分でございます。

次のページをお願いいたします。

平面図になります。赤色の部分が工事の区間を表示しております。道路の法面側におきましては、切り立った岩盤がございまして、また、法面の上には町道があることから、河川側に大型ブロックを積み上げ、道路を確保するため、一部河川の付け替えを行う工事でございます。

また、併せまして、大型ブロックを施工する部分が河川の曲線部に当たることから、ブロック基礎の洗掘を防止するため、根固めブロックを設置するものでございます。

次のページをお願いいたします。

標準断面図になります。上の図面につきましては、終点側のナンバー44からナンバー48の断面図、下の図が、河川を付け替えますナンバー40からナンバー44の断面図となります。河川の両岸とも大型ブロックを施工するものでございますが、左側につきましては、根入れ部分に岩がございまして、岩着基礎、また、右につきましては、通常のコンクリート基礎でございますので、基礎の形状が若干、変わっているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 2年の国債ですよね。一応3年まで工期はあるんですけど、令和3年度の予算としては、新たに付くようなことはないんですかね。どんなでしょうかね。見通しとしては、2年、3年分が一度に来たという形であるのか。3年度分はまた当然あるというふうに考えとっていいわけでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 今回は、令和2年の国債ということでございますので、2年度分と3年度分、2か年分の予算がついております。なお、国債につきましては、2年度分につきましては、確実ではございませんけど、1,000何百万円が令和2年度の分の予算と。残りについては、令和3年度の予算ということで、国のほうには内定が来ております。

そういうことでございますので、来年の12月まで繰り越すということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債）」は、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債））

○議長（工藤文範君） 日程第14、議案第61号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、説明いたします。

議案第61号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和2年9月3日提出、山都町長。

工事番号。民安2国第2号。

工事名。水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債）。

工事場所。山都町北中島地内。

契約金額。6,094万円、税込みです。

契約の相手方。熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

契約の方法。指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

工事請負契約概要でございます。

1番から3番の工事場所につきましては、先ほど説明しましたので、省略させていただきます。

入札年月日。令和2年8月26日。

工事概要。施工延長173.6メートル、幅員5メートル。

主な工種、数量については、記載のとおりでございます。

指名業者につきましては、記載しております11社を指名しております。

次のページをお願いいたします。

工事請負仮契約書の写しです。

- 1、工事番号。民安2国第2号。
- 2、工事名。水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債）。
- 3、工事場所。山都町北中島地内。
- 4、工期。令和2年9月7日から令和3年7月30日まで。
- 5、請負代金額。6,094万円です。

上記の工事について、発注者、山都町と受注者、株式会社尾上建設は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月27日、発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

次のページをお願いいたします。

入札結果になります。

8月26日開札です。予定価格、税抜き5,577万3,000円。

最低制限価格、税抜き4,944万5,771円。

11社を指名し、6社が辞退し、5社の応札がございまして、尾上建設が落札しております。

次のページをお願いいたします。

位置図になります。

次のページをお願いいたします。

地形図になります。

右が改良工事の起点となります北川内集落から、左側の主要地方道、益城矢部線を終点とする延長1,970メートル区間について、平成26年度から事業に着手し、令和7年度に完成を予定しておるところでございます。赤色の部分が本体工事箇所になります。

次のページをお願いいたします。

平面図になります。

工事の区間は赤色で着色しているところでございます。延長が173.6メートルです。道路の法面側につきまして、大型ブロック及び法面の植生、路肩部分を盛土しまして、道路を拡幅するものでございます。

次のページをお願いいたします。

標準断面図になります。

左側が、大型ブロックの施工断面図となります。右側が、路肩のほうの盛土施工断面図となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債）」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）

○議長（工藤文範君） 日程第15、議案第62号「工事請負契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、説明させていただきます。

議案第62号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和2年9月3日提出、山都町長。

工事番号。山清地工第2号。

工事名。山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事。

工事場所。山都町今地内。

契約金額。9,262万円。

契約の相手方。熊本県上益城郡山都町南田289。西邦電気工事株式会社山都営業所、所長上田勝徳。

契約の方法。指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

仮契約書です。

1、工事番号。山清地工第2号。

工事名。山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事。

3、工事場所。上益城郡山都町今地内。

4、工期。令和2年9月9日から令和3年1月29日まで。

請負代金額。9,262万円です。

上記の工事について、発注者山都町と受注者西邦電気工事株式会社山都営業所は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項、及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月25日、発注者、山都町長、梅田穰。受注者、西邦電気工事株式会社山都営業所、所長上田勝徳。

次のページをお願いします。

工事請負契約概要です。

工事番号、工事名、工事場所は、仮契約書で読み上げたとおりでございます。

入札年月日は、令和2年8月19日です。

工事概要です。本工事は、経年劣化による機能低下や不具合が見られる蘇陽総合行政センターの空調機器等についての更新する工事でございます。更新する主な機器、数量につきましては、記載のとおりでございます。

指名業者につきましては、記載の10社でございます。

次のページをお願いします。

入札結果になります。8月19日の入札で、予定価格が税抜8,663万3,000円です。最低制限価格が税抜7,796万9,700円です。10社指名で、6社が辞退、4社の応札で、西邦電気工事株式会社が8,420万円で落札しております。

次のページをお願いいたします。4ページですけれども、4ページが1階の平面図になります。この部分の太線の部分につきまして、今回更新を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。5ページは2階の平面図です。

2階につきましても、太字の部分が今回更新する部分でございます。

6ページをお願いします。6ページにつきましては、1階平面図の左側中央にある機械室部分の詳細図となります。

7ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、蘇陽総合行政センターの館内図及び主な空調機器の写真、現況写真を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今説明がありましたけれども、山都町カーボン・マネジメント強化事業ということでありますけれども、これは修理とかじゃなくて、全面的に変えるというような話なんですかね。その調査もされていることと思いますけれども、その詳細についてお願いしたいと、財政的な負担はどうなっているのか。一般財源で全部やるのか、それとも、起債とか、そういうのを借ってやるのか。財政の内訳について、予算書を見れば分かるかと思っておりますけれども、課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。

機器につきましては、全部機器のほうを更新ということで、入替えをするということになります。それと、事業につきましては、この事業につきましては、カーボン・マネジメント強化事業ということで、国の環境省関連の補助事業を使って行うということで、3分の2の補助ということで実施するという事業になっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 今回のカーボン・マネジメントの工期としては、1月29日までされておるわけですね、来年のですね。ちょうど冬場になるんですけども、そこ辺りの対処の方法というのは、どういうふうにご考えておられるのかと、もう一つ、これはガスですよ。ガスヒートポンプですよ。どうして、ガスであるのはいいのか。清和とは違いますよね。そこ辺りの考え方のまとめ方は、どういうふうにご考えておられますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） まず、冬場になるということにつきましては、この行政センターは、役場支所のほかにJA、森林組合、社協が入所されておりますので、来庁者とか各団体の影響を最小限に抑えるような工程で、業者のほうと十分協議をして、施工していきたいということと、状況によりましては、仮の暖房設備ということで、灯油ストーブ辺りを使用して、対策を講じていきたいというふうにご考えております。

それと、ガスにしたということにつきましては、ランニングコストを比較した場合、やはりガスのほうが安価になるということで、今使っております熱源のガスをそのまま生かしてということで、施工するというごことでやっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「工事請負契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日は散会します。

散会 午前11時20分

9 月 9 日（水曜日）

令和2年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年9月3日午前10時0分招集
2. 令和2年9月9日午前10時0分開議
3. 令和2年9月9日午後3時14分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 9番 吉川美加議員
- 11番 後藤壽廣議員
- 2番 西田由未子議員
- 1番 眞原 誠議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠 | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦 |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠 | 6番 藤川 多美 |
| 7番 甲斐 重昭 | 9番 吉川 美加 | 10番 藤原 秀幸 |
| 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 | 13番 藤澤 和生 |
| 14番 工藤 文範 | | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 8番 飯開 政俊

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|---------|-------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副 町 長 | 能登 哲也 |
| 教 育 長 | 井手 文雄 | 総 務 課 長 | 荒木 敏久 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 飯星 和浩 |
| 会計管理者 | 木實 春美 | 企画政策課長 | 藤原 千春 |
| 税務住民課長 | 田上 るみ子 | 健康ほけん課長 | 河野 君代 |
| 福祉課長 | 渡辺 八千代 | 環境水道課長 | 高橋 季良 |
| 農林振興課長 | 片倉 城司 | 建設課長 | 山本 敏朗 |
| 山の都創造課長 | 藤原 章吉 | 地籍調査課長 | 藤岡 勇 |
| 学校教育課長 | 嶋田 浩幸 | 生涯学習課長 | 上田 浩 |
| そよう病院事務長 | 藤嶋 厚美 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） おはようございます。9番、吉川でございます。

今日あいにく雨の中ですが、足元の悪い中、朝から傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

さて、週末から最大級の台風と言われました10号が、この町にも押し寄せてまいりました。夜中の雨や風に、眠れぬ夜を過ごされた方も多いのではないかというふうに思っております。私もそうでした。しかしながら、幸い、人的な被害はなかったように聞いておりますが、皆様が災害に対して十分な備えをされ、早めの避難をされたということが、今回の被害を最小に食いどめたのではないかというふうにも思っております。また、これまでになく大きな台風であるとの情報が再三流されたので、避難所へ移動された方も多かったように思います。そして、コロナ対策で密を避けるための避難所運営ということで、スペースの不足から、違う新たに開設された避難所へと移動された方も多かったようです。お困りの方も多かったんじゃないかというふうに思っております。

この災害列島日本の怖さを毎年、毎月、毎日のように見せつけられている昨今でございます。この異常気象を引き起こす最大の要因は、地球環境の気候変動というふうに言われております。私たちが便利な生活を享受し、また、それを追求する一方で、こういう地球環境に悪影響を与えてきたということは、事実ではないんだろうかというふうに思っております。

この夏の猛暑もございました。テレビやラジオでは、命を守ってください、室内においてはエアコンを上手に使ってくださいというふうに、繰り返して報道されました。エアコンのない我が家におきましても、室内が30度超えの日もあり、さすがにもうつけないかなのかなというふうに逡巡しましたがけれども、一方ではやはり、いよいよ地球環境の破壊というものに参加していくことになるのではないかという心配の気持ちもよぎりまして、もちろん世の中では技術が進歩し、そういったものでない種類のもが開発されているんじゃないかということには期待をしております。

そして、このウィズコロナ、新生活様式というものにも戸惑っております。この夏、お盆の帰省を控え目にしようというふうに呼びかけられました。その一方では、政府が経済対策で要した

G o T o 何々という様々なキャンペーンがございました。観光は大いにいたしましょう。でも、田舎に帰るのは控えてねというふうな、ちぐはぐな呼びかけだったように思っております。この田舎におきましては、年に1回、2回、子や孫に会う最大のチャンスでありますし、家族の思いは複雑だったというふうに思います。やはり、帰ってくるほうも、年寄りに感染させてはならないという思いがあり、帰省するのをちゅうちょした。そして、こちらのほうも帰ってこんでいいよってというふうなことを言っていた。しかし、観光客は押し寄せていたというふうなことで、何だかもよやした気持ちの夏を過ごしたことでございます。

さて、今回はこの相次ぐ災害に備える町の防災対策、住民が安心安全な町で生きていくための政策を中心に質問していきたいというふうに思います。時間内に有意義な議論ができますように御協力のほうをよろしくお願いいたします。

では、質問台に移ります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） では、質問いたします。まず、1番目、通告に沿ってまいります、新型コロナウイルス感染症対策について、町の対応をお伺いします。

昨年の12月から、ちまたで猛威を振るっております新型コロナウイルスですが、なかなか収束の道筋が見えてまいりません。都市部に比べれば、数は少ないとはいえ、熊本でも毎日のように新しい感染者が発生しております。山都町では感染の例はございませんが、いつ発生してもおかしくない状況にあると言えます。もし、自分や家族が感染したらどうなっていくのか。町の対応についてお伺いしたいと思います。

以前、感染者が出たのではという、いわゆるデマが飛び交い、実際に迷惑を被った方々がいらっしやるというふうに聞いておりますし、あのとき、防災無線で、町のほうでは事実と違うことだというふうに打ち消しに躍起になったというふうに思っております。

日頃から、どのようなことが正しい情報で、町から提供されるのかということ町民が知っておくということが予防策になるんだというふうに考えておりますが、もし、そういった感染者が発生したところで、大変だったね、早くよくなってねと声をかけ合えるような町になってほしいというふうに思っておりますし、そのための町の対策、陽性者が出た場合の道筋について、簡単に御説明いただければというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、吉川美加議員の質問にお答えします。まずは、町民の皆様、事業所の皆様には、今般のコロナ禍における拡大防止対策と、社会経済活動の両立のため、御理解、御協力をいただいていることに対し、心からお礼を申し上げます。議員のお話にありましたように、幸いに、山都町においては、現時点において感染者は発生していませんが、県内においては7月後半に入り、事業所や施設での大規模クラスターの発生、その後、飲食店や家庭内感染の増加、さらに、上益城郡内の各町や、隣接する高森町での感染者が確認されるなど、いつ、誰が感染してもおかしくない状況になってきております。

町民の皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底と、新しい生活様式の実践をお願い

いたします。

また、8月上旬に、山都町内で感染者が発生したという誤った情報が住民間で流れたことを受け、新型コロナウイルス感染症対策推進会議を開催し、感染者が確認された場合の流れや、各課の役割について確認を行ったところです。

感染者が確認された場合、PCR検査の結果は本人に伝えられ、本人の同意の有無にもよりますが、通常、年代、性別、居住地、職業、行動歴等が公表されます。仮に山都町で感染者が発生した場合、保健所から情報提供がありますが、氏名など個人が特定される情報は提供されません。町に情報提供があった後、町長、副町長、総務課長へ報告後、新型コロナウイルス感染症対策推進会議を開催し、今後の各課の対応や、町の感染拡大防止のための方針等を決定していきます。併せて、県の情報公開を確認した上で、防災無線やホームページを活用し、正しい情報を公表してまいります。ただいま申し上げましたとおり、感染者の氏名等は分かりませんので、感染者への直接的な対策を行うことはできません。そこは保健所が担われますので、町としては、感染拡大防止の徹底と日常生活に混乱を生じさせないための正しい情報の発信を行うことが重要な役割です。

ウィズコロナの時代と言われますが、新型コロナウイルス感染者となった方を悪者扱いや悪者探しするのではなく、仮に、山都町で最初の感染者が確認されても、一日でも早い回復をと励まし合える気遣いや配慮のできる山都町であってほしいと願っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 河野課長のおっしゃるとおりだと思います。つまり、私たち、例えば私なんかが発熱があった、気分が悪い、味覚障害が発生したというふうな場合には、しかるべきというか、かかりつけ医に行き、それから、しかるべき場所でPCR検査を受けなさいねって言われて、それが、仮に陽性であるとするれば、県に報告が行き、それが町に下りてくる。例えば、私でしたら、60歳代女性でございますというふうなことでございますよね。多分、今、本当に最後におっしゃったことが一番肝腎なこととして、多分、私が、例えば発生したとして、やっぱり我が家は濃厚接触者ということになって、吉川さん家やばいよねっていうふうなことになって、その周辺の方々にも大変迷惑をかけていくということになりますので、そういったときに、先ほど言われたような、そういった人たちを責めるような世の中であってはいけないというふうなことを、私も本当にそこが一番大切な、本当にコロナより怖いのは人の口というふうな、ちまたでも言われておりますが、そういう、本当に長い間の人権教育がいかに発揮できる時が今ではないかというふうに思っておりますので、このマイクを通して、町民の皆様方にもそのことを、本当に私からもお願いをしたいというふうに思っております。

そして、先ほどちょっと河野課長のほうから事例もありましたが、先々月、7月26日に、山鹿市で発生した大型のクラスターでございますが、そのときの混乱ぶりを、山鹿市の市議会の方からお伺いする機会があったんですけども、その内容としましては、その施設の職員さんが、本当にあり得もしないような誹謗中傷を受けたということ。それから、施設内に患者が出たという

ことで、PCR検査で陰性であったにもかかわらず、施設職員がですね、その施設に残り、患者さんの介護を続けなければいけなかったこと。その職員は、そこの施設に働きよなる人やもんねっというようなことで、家に帰ることもはばかられた。そして、車中泊を続けられた。施設の要介護の皆さん、また、認知症の患者さん、そのような方々の治療への受入れ等々に、最後のお一人が約2週間を要したということ。

このような例から、万が一、山都町でそういったことが発生した場合、対応をどのように考えてられるか。先ほど、対策会議を開くというふうにおっしゃいましたけれども、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） ただいま説明しましたとおりでございます。町には、陽性者本人の個人が特定されるような情報が入りませんので、町としての対応はできません。参考までに、保健所から伺った情報によりますと、保健所は感染拡大防止のために、次のような対応をされます。これはどこで感染者が発生しても同じことです。

まず、感染者の行動歴を迅速に確認する。濃厚接触者など、感染の可能性がある方をリストアップする。濃厚接触者の方には同意を得た上で、PCR検査を実施する。PCR検査の結果にかかわらず、濃厚接触者には14日間の健康観察を実施するなどです。それと同時に、感染者の行動歴等から、施設の消毒の実施や病院や施設の閉館、閉院の期間などについて指導があります。

また、感染拡大の可能性がある場合や、クラスター感染が確認された場合は、施設の管理者の同意を得て、病院や施設名が公表されるようです。

いずれにしても、山都町としましては、正しい情報を公表して、感染された方の誹謗中傷が絶対にならないように情報を発信していくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 町としては、本当に県が言う、保健所が言うことを粛々とやっていくということですね。それ以外の情報は流れないということですが、ホームページに掲載されるということなんですけれども、この間のデマの打ち消しといいますか、一生懸命、防災無線を流されましたけれども、防災での、ホームページを全ての方が見られるわけではないので、そういうふうに正しい情報、だから、とにかく、SNSで流れるような情報ではなく、町からこういうふうに正しいことを流しますのでというふうな事前の、いわゆる予防策といいますか、そういったのはお考えではないかというふうなことを一つと、それから、続けて、今の様々な保健所から言われてこられる対策は分かりました。ただ、山鹿の例を言いますと、本当に家に帰れずに、車中泊をしていた職員の皆様が数日後に分かったわけなんですよね。ああ、そうだったのということで、それはいかんねと。まだ夏の暑い盛りでしたので、慌てて、山鹿市のほうでは、市の指定管理施設をたまたまお客様たちがいらっしゃらなかったということで、そこを職員の皆さんの宿泊場に急遽提供した。おうちに帰れない方、施設の職員の方のですね。陽性者ではなくて、そういうことを対策されたんですね。

それで、また、軽症者というふうな人たちが、今のように、14日間家にいなさいとか、テレビ等々でもホテルで隔離をするだとか、家においても。でも、なかなか家にいながらの隔離というのは難しいですね、実際問題は。そういった特に軽症者への対応というものは、どういうふうを考えていったらいいのか。そこを併せてお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） まず、軽症者の対応についても、これまでと同じように、情報が入ってきません。個人を確定される情報が入ってこないということです。保健所が行われます。

9月7日、午前10時時点での熊本県の情報公開によりますと、入院中の方は58名、そのうち重症者ゼロ、中等症12人、軽症39人、無症状7人となっており、病床稼働率は14.5%となっています。また、ホテルでの宿泊療養は4人です。そのような中、8月28日付で、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組について、国の基本的な考え方が示されました。

それによりますと、取組の一つに、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しがあり、軽症者や無症状者について宿泊療養での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化するというものがあります。これは感染者のうち、8割の方はほかの人に感染させていないこと。また、8割は軽症または無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状がだんだん悪くなり、人工呼吸器管理などが必要になるのは5%程度と言われていること。一方、若年層では、重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で、重症化のリスクが高いことが判明しているということによるものです。

また、これまで得られた新たな治験等を踏まえ、ハイリスクの場やリスクの対応に応じ、めり張りの利いた対策を講じることにより、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能になると考えられております。

なお、具体的な取扱いについては、今後、別途通知されることとなっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 詳しい情報ありがとうございました。本当に感染者が出ないことを祈るばかりでございますが、出た場合の対応も、本当に粛々と冷静に対応していきたいものだというふうに思っております。とにかく県が、保健所が指示をすることに従っていくというふうなことと受け取っております。

ちょっと話題を替えます。話題というか、ちょっと関連なんですけど、コロナが最初に発生して、国から不要不急の外出をするなという緊急事態になったときに、皆さんが家に閉じ籠もらなければならなかった。そのときに、外出を制限され、運動不足とか、ストレスを解消するために、家の中で簡単にできることとしまして、ラジオ体操を流したらどうかというふうな御提案を申し上げたんですが、そのときには、すぐにもできそうですというふうな話でしたが、結局流れることは今日をもってありません。何がネックだったのか教えてください。平時から、このラジオ体操を流してくださいということはよく聞かれることなんです。コロナだからということではなく、

今後の町民の健康維持のためにお考えいただきたいというふうに思っているんですが、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。今、議員のおっしゃった部分につきましては、4月30日に開催されました、新型コロナウイルス感染対策に関する全員協議会の中でも話題になったことというふうに記憶をしております。

ラジオ体操の音源につきましては、広く防災無線等で放送する場合には、著作権を有します株式会社かんぼ生命からの許諾、いわゆる許可が必要でございます。音源の使用申請は行っておりましたが、いわゆる緊急事態宣言下におきましては、ラジオ体操の音源を含む音源の使用に関する許諾業務自体が延期となり、かんぼ生命では対応できないということでございました。少し時間がたっておりますので、いま一度、状況について問合せをしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） はい、分かりました。緊急事態ということで、いろいろ手続が難しかったというふうな御説明でしたので、かんぼのほうはそんなにハードルが高くないようにも聞いておりますので、ぜひ今後とも、検討を重ねていただきたいというふうに思います。やっぱり気分転換とかですね、皆さんも御存じのように、ラジオ体操は、もう本当に90代のお年寄りまで手を動かせる、音楽によって自然に体が動くという、新しいものではございませんので、非常に有効だというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、これもちょっと直接的なものではございませんが、今年、コロナの影響で中止となった町民スポーツ大会、今後の開催方法についてちょっとお伺いをしたいというふうに思っております。

私は、合併以来開催してきたこの大会、過渡期に来ているのではないかとこのように思っております。その日のために選手を集める体育委員さんの御苦勞も本当に大変なものがございまして、人口減少によって選手がそろわずに、参加できない種目も多々出てまいりました。私は、震災前の年に1回取り組んだチャレンジデー、覚えていらっしゃるでしょうか。秋田県の羽後町でしたか、山形のほうでしたか、のところが同規模の自治体と、その日1日、どれだけのスポーツをお互いがやったかということを競う、そういう1日でございました。

別にチャレンジデーに改めて参加をしようということではありませんが、その日のうちに、どれだけの町民がスポーツ、ビーチボールであったりとか、ウォーキングであったりとか、ソフトボールをしてみたりだとか、そういったことに、スポーツに汗を流して、スポーツを通して、地域の懇親を深めたかという日にしたほうがいいのかというふうに考えています。それを参加率で争うことにすれば、まあ、争わんでもいいですけども、そうすれば、人口の多い少ないにかかわらず、どれだけの人がその地域でスポーツに参加をしたかというふうになって、人口の多い少ないに関わらない大会というふうな趣旨になるんじゃないかなというふうに考えているんですが、担当課のほうではどのようにお考えか、お伺ひいたします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今年度の町民スポーツ大会につきましては、山都町体育協会理事会におきまして、現在の新型コロナ感染状況を踏まえまして、中止の判断をしたところでございます。

議員お尋ねの山都町スポーツ大会の在り方等も御提案いただいたところでございますが、町民スポーツ大会は平成17年の町村合併以来、旧町村が一体となり、交流と融和を図ることを目的として始まっております。合併以前のチームの順位を争うことを主眼とした大会から、スポーツを楽しむことができる種目を多く取り入れた内容となっております。各地域からのスポーツ推進委員さんが中心となって、種目内容を考えていただいております。

今後も種目内容に工夫を凝らして、参加して楽しかったと言われるような大会づくりを目指したいと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今後も同じような形態でお続けになるというふうなことで受け止めましたが、私が御提案したようなことも今後考え合わせながら、より多くの方が本当に、その現場に行かなくても楽しめるということは、大変有益ではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では次、今日のメインなんですが、防災のまちづくりについてお伺いをしていきます。安心安全な防災のまちづくり、このように、次々に災害が発生し、いろんなことで、私たちは鍛えられているということでございますが、これについて、様々な観点からお伺いしていきたいと思ひます。

防災を軸とした、町長も常日頃から防災を基軸としたまちづくり、体育館建設もその一つであります。考えていらっしゃるというふうに思うんですけども、自助、共助、公助という言葉がよく聞かれます。

まずは、ちょっと幾つか御紹介をしたいというふうに思っているんですが、町の民間力で取り組まれていることなんですね。まず、農協さん、農協では福祉の考えを早くから進めていらっしゃいます。皆さんも御存じのような虹色のトラックで、食配のサービスをしていらっしゃいます。これはお伺いしたところ、介護保険が始まった20年前当時から始められた事業だということです。現在は100軒ほどを回られている。家を訪ねて安否確認をすることは、業務を始められた当時の大きな主眼だったというふうにお話をされておりました。家に配達をして、家におられなければ周囲を探し、声をかけ、畑かな、田んぼかなというふうな。そして、もし、本当に具合が悪い人が家の中にうずくまっていたというふうな事例もあった。そこから、救急車を呼ぶ等々の判断をされたという例もあったというふうな、本当に見守りの最たるものではないかというふうに思っています。

また、最近では、矢部のAコープさんが配達業務を始められております。これは契約をされてる方が20数名いらっしゃるんですが、浜町地域でお買物難民というか、難民と言わなくても、いわゆる高齢者になると、大変、米、しょうゆ、みそ、重たいものばかりですね。日常的に要る

ものが。そういったものを電話1本でお届けしていただくというふうな事業です。高齢者が増加して、買物支援が求められることから始められたというふうに聞きました。これには、延長上には移動販売車というものがあるらしいんですが、今のところ、初期投資する資金とか、そういったもの、ランニングコスト、いろんなものを今考えながら、できたらいいなというふうなことを考えていらっしゃるようです。まずはできることからということで、このお買物支援、そして、店頭に来られたお客様にも、しょうゆやみそ、お米が重たいときには、おうちまで届けますよというサービスも展開されているということです。これは、非常に今から増えていく事業の展開の仕方ではないかなというふうに、私も大変喜ばしく聞かせていただいたところです。いずれも、毎日の生活に関わるサービスで、細かい見守り機能が期待される場所だと思います。

また、毎日、私たちの郵便ポストに届けてくださる郵便配達の皆さん、これにも、バイクに見守りのステッカー等が貼ってあるわけなんですけれども、有料で契約すれば、本当に声かけをしたり、安否確認をして、依頼者のところへ届けるという業務も今していらっしゃるんですが、そうでなくとも、本当にこの山都町の隅々まで、玄関まで行かれているのは、この郵便配達の皆さんではないかというふうに思っていて、情報をしっかりと、場所、地形、頭に入っているんじゃないかなというふうに思っています。そして、やっぱり行ったときに、新聞が取ってない、郵便物がたまっているということになれば、危険判断ということになるというふうに思っております。

そして、さらに今回、南阿蘇交通さんが試みられたいきいき買物サービスという支援事業も、本当に見逃せないことだというふうに思いました。社協に今回お話を伺いながら、社協さんとタイアップをして、施設の高齢者さんを対象に買物ツアーを企画されたんです。日頃運転をされない高齢者には大変好評だったと。本当にワンデイトリップとか、半日トリップなんですけれども、バスに皆さんをお乗せして、この町内をお買物、お食事というふうに連れて回られたと。運転士さんがびっくりするほど、皆さん喜ばれましたと、今後も続けていきたいというふうなことをおっしゃっていました。

また、今、町には食べ行く券というのが配られているわけなんですけど、やはり高齢者のおひとり暮らし、あるいは、施設に入っている方、なかなか使い勝手が悪いと思うんですね。こういう事業を展開していただければ、そこでそのチケットを発揮していただく、使っていただくということも可能ですので、これはぜひ12月の使用期限までに、いろんなところで試して、展開をしていかれたらどうかなというふうに期待申し上げたところです。

先ほど申し上げた社協さんも、常日頃から地域の見守りをされておりますし、国から委託をされていらっしゃいます民生委員さんたち、こちらでも地域の細かいところに入って、見守り活動を続けていらっしゃいます。

そして、忘れてならない老人会のシルバーヘルパー活動でございますね。昨年度の実績を見ますと、約3,000件近い数字が見受けられます。友愛活動という理念の下に、地域の安心安全に貢献をしていただいていると思っています。

これに加えて、町立図書館も、地域の見守りに一役買おうと、図書宅配を考えていると聞き

ます。移動図書館車を走らせていますが、移動の拠点にも出てこれなくなってきた高齢者や障害をお持ちの方、あるいは、育児中で、図書館に出かけるのが困難な方などに本を配達するという発想なんです。これは、かなり実現する可能性が高いというふうに思っているんですが、これらの様々な、これで言い尽くしたとは思っていないんですけども、これらの活動に対して、町は、町民の安心安全な見守り活動をどう支えていかなければならないというふうにお感じでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。今、議員のほうから、様々な町内の機関でのいわゆる家庭を訪問するサービス、あるいは、いろんなサービスを展開されている御紹介がございました。一つ一つを取りましても、有効なセーフティーネットであるというふうに考えております。複数あるサービスを組み合わせながら、全町的なネットワークづくりができれば、防災力の向上に一役を担うというふうに考えております。

いわゆる防災力の向上と申しますのは、やはり弱点を発見し、それを克服する。ひいては、地域力の向上、維持にもつながると思えますし、最終的には、まちづくりにもつながるかなというふうにご期待をされているところでございます。

社協をはじめとした関係機関との協議はふだんから行っておりますので、やはり情報共有が一番大事なかなというふうにご感じているところでございます。今後とも、広い視野を持ちまして、防災力の向上に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） よろしくお願ひします。また、後ほど伺います。

また、今回、避難所まで移動されるという事例を考えたときに、ちょっと考えたんですが、町が所有しているコミュニティバスが30数台ございます。これを、いざというときの避難に使うという可能性はないでしょうか。また、町内のタクシー業者さん、こちらも緊急車両として、何かこういう際に、いわゆる要支援者たちを拾い集めてくださいますかというふうな、緊急事態のときの町からの指定というものがあるのか。ちょっと私、定かに知りませんが、そういう動きを、できれば今、先ほどちょっと南阿蘇交通さんとお話をしたというふうに言ったんですが、中には、タクシーを呼んで避難された方がいらっしゃるわけなんですよね。それはもちろん実費で、申し訳ないんですけど、お金を頂き、もちろん運びましたと。タクシーの場合は、バスと違って、ドアツードアのサービスができるので、そういうふうな、緊急避難対策みたいなときに有効に活用していただけないだろうかというふうな社長のお話もありました。

そういうふうなことを踏まえて、いざ、もちろんぎりぎり危なくレベル4とかになったら行けませんけれども、今は、高齢者等避難準備というふうなお知らせがございますね。明るいうちに避難をしましょう、今のうちに避難をしましょう。そういうときに、町の細部、いろんな毛細血管のように張り巡らされているこのコミュニティバスの路線を、避難所に行きますよ、このバスはというふうなことに、看板をかけ替えることができないのかなというふうにご思った次第なん

です。

それで、そういったことを含めて、今、荒木課長のほうからもありましたように、情報の共有、町が何をできるかって、本当それぞれのところで頑張ってもらってるんです。何かできないかというふうに頑張ってもらってるわけなんです。

そこで、やはりその同じテーブルで、あまりかしまったテーブルでなくていいと思うんですよ。いろいろ意見交換ができる場所で、例えば、こういうことを考えているんだよね、ああ、それはうちの業種でできるかもしれないとか、じゃあ、これは町がちょっとカバーできるかもしれないとか、そういったお互いのやり取りをする中で、もっと強固なというか、安心安全につながるまちづくりができていくのではないかというふうに考えたわけなんですけれども、そういう発想、先ほど、意見の共有は大変大事だと思いますというふうにおっしゃっていただきましたが、コミュニティバスやタクシーがそういうふうな使い回しができるのかという点と、それから、もう一度聞きますが、そういう場を設けられるおつもりはないかということをお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 非常時におきます移動手段としてのコミュニティバスの運行の提案ということでございますが、なかなか現状では難しい事情があるようでございます。課題としましては、各世帯間の連絡体制の整備、それから、集合場所の設定、避難者リストの作成というものにつきましては、やはり地域にお願いする必要があるとございます。菅地区での実証実験も行いましたが、同様の課題があったようでございます。

それから、バス車両を使った避難場への輸送につきましては、一度に多くの避難をさせることが可能ではございますが、一方で、道路状況によって運行できない場合、あるいは、避難準備情報段階では、早期の一斉下校など、スクールバスとしての優先度がございますし、また、コミュニティバスが日常の運行中である場合の調整という部分があるかというふうに思います。

先ほど申し上げたとおり、地域での体制づくりに加えまして、民間事業者に委託しているバス運行でもございますので、運転される方々も避難の対象ということになりますので、そういった難しい点もあるかなというふうに思います。

ただ、町におきましては、年に複数回、地域交通会議を開催しておりますので、そういった中での議論として、今後も提案しながら、協議をしていくことは必要というふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） あまり積極的なお話が聞けなくて残念なところですが、ぜひ、せっかく町が持っているものですので、有効に。おっしゃることは分かりますよ。大きいバスで一斉に運ぶこととか、今、避難所は先ほど申し上げましたけれども、一遍に大きな避難所に何人もが入るというような状況でもございませぬし、そして、我が町では、スクールバスの乗り合わせということがありますので、いろいろあるかとも思いますが、やはり前向きに、ぜひ検討を重ねていただきたい。

それから、やっぱりタクシー業者さんについては、運転手さんがかぶさっている部分もありましようけれども、やはり高齢者の、例えば、今回避難したくてもできなかったという人たちが結構いらっしやると思うんですよ。というのは、危ないって思いながらも、食べ物はもちろんのこと、寝具も持ってきてねというふうなお話なんです。そこまで考えると、もう行かんでうっちゃこかというふうなことになると思うし、そういった人たちが1人でも少なくなるように、もちろん先ほどから言っているような地域の見守りというものの中で、お互いに助け合って迎えに行ったりとか何とかすることももちろんありますし、地域で本当にうちなんかも、区長からも電話が入りましたし、民生委員も独り暮らしのところを回ったりとかして、大変、雨の中、御苦労もあったというふうに思っていますが、町としてできることは何なのかというところの一つとして、寝具の、今回、第2次の補正予算の中で、備品をそろえられることになっておりますが、そんな中に、段ボールベッドはあったというふうに思いますが、簡易な寝具、毛布であるとか、シュラフ、そんな高級なものでなくていいと思うんですよね、3シーズン用のシュラフであるとか、そういったものをある程度備えられたら、布団まで持って行かんでもいいよねっていうことになるかもしれない。もっと手軽に避難ができるかもしれないというふうなことを思ったところですので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、町にはもちろん、いざというときに、防災対策本部が町長を本部長として立ち上がるわけなんですけれども、役場の職員が中心となって、その対応に当たられ、また、地域の消防団も即出動されることでしょう。そして、そこには、町にはそんなにたくさんではないんですけども、防災士の資格を持ってらっしゃる方がいらっしやるんです。しかし、お互いに、誰がそれを持ってらっしゃるのかもよく分からない。情報交換の場がない。いざというときに動けるかどうかというところはどうなんだろうと。せつかくの資格を有効に発揮できるように、日頃から連携を取り、スキルアップをすることが必要ではないかというふうに思っております。この際、山都町防災士会というふうなものの立ち上げを検討していただきたいんですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。本町におきましては、数年前から、火の国ぼうさい塾を受講した方を含め、現在では、民間の方4名、それから、行政職5名が防災士として登録されているようでございます。個人的な受験や、あるいは、他の機関等での受講者の情報はございませんので、全体像は残念ながらつかんでいないところでございます。

御提案がございました防災士会につきましては、任意ではございますが、個々人の活動より団体としての冠がつけば、より幅広く活動がつながるかなというふうに考えますので、皆様方の協議次第等ではございますが、防災士会等の誕生ができれば、広く地域防災力の向上に寄与していただけるということで、期待を申し上げたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 前向きな御回答ありがとうございました。

さて、また、この町の防災会議におきまして、女性の参画率はどの程度でしょうか。防災士会

がどのようなところに、どういうふうにあるのか、私はあまり詳しく分からないんですが、課長のほうの把握していらっしゃる範囲での答弁をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。町が主催します防災会議には、国、県の機関をはじめ、公共的な機関、それから、電気通信、金融機関等の職員の方々を招聘しながら、町は、町長以下20名の幹部職員で構成しております。全体で47名でございます。女性の参画率ということでございましたので、特に男女共同参画との絡みは関係性が薄いかなというふうに思いますが、それぞれの外部から来られる部分につきましては、それぞれの団体の事情がございますので難しゅうございますが、ちなみに会議に参加します町の課長職17名のうち6名が女性であるということでございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今、防災に男女共同参画の何か話がそぐわないようなことをちらっとおっしゃったんですが、これは、全く本当に一番必要なことなんですね。皆さんも御存じのように、熊本地震のときに大変混乱しました。本当に、女性においては着替える場所もない、おっぱいをやる場所もない、ミルクはない、生理用品はない。そういったものを全部男性が配っている、トイレは暗くて危ない、様々なことで、女性の視点を入れることがいかに大切なことかということが分かったわけなんです。

その後、熊本地震以来は、本当に女性の視点を入れた避難所運営が大変大切だということは認識が深まってきております。我が町でも、今、課長職、こちらにもいらっしゃいますが、うちは割と女性の管理職の割合が多いので、そこら辺は、そういう視点で取り組んでいただければというふうに思いますが、ぜひ、男女共同参画、一番分かりやすいのがこの防災の観点でございますので、防災会議にはぜひそういった視点、そういった選定の仕方を今後も気をつけながらやっていただきたいというふうに思っています。

防災と言うと、何か物々しいイメージがあるわけなんです。ヘルメットをかぶって、長靴をはいて、スコップを持ってというふうな感じなんです。日頃からの備えという点でいけば、何が一番大切で、先ほどから幾つもの、私、例を申し上げてきましたけれども、日頃の声かけなわけです。これはどこの防災番組でも言っているんですが、日頃のつながりがどんだけ利くかと。やっぱり単独で避難される方は少ない。避難される6割方は、声かけによって、隣の何とかさんが言いなはったけん、来た。何とかさんが迎えに来ったけん、来た。そういった方が多いわけなんです。自分一人だと判断がつかない。しかし、いつも信頼している近所の民生委員さんだったりとか、区長さんだったりとかが声をかけてくれる。いつも仲よしの何とかさんが声をかけてくれたら、腰を上げなはるわけなんです。防災は挨拶からということ、ぜひ、皆さんも実践していただきたいというふうに考えております。

以上のようなことを踏まえながら、今年、また11月に予定されております防災訓練、どのようなもので予定をしていらっしゃるのでしょうか。概要を、大まかで構いません、できるだけ住民参加型のシミュレーション型のものにしていただきたいというふうに希望はしております。よろ

しくお願いしたいと思いますし、最後には、その概要については課長から御説明いただきまして、町長にも、この防災まちづくりという点から、一言答弁をいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。町におきましては、昨年から、住民参加型の防災訓練を実施しております。昨年11月の訓練におきましては、自主防災組織27団体のうち21団体に参加をいただきました。参加人員は約2,600名ということで報告を受けております。

また本年6月には、新型コロナウイルス感染症対策を考慮しながら、11の団体でも、情報伝達訓練等を行っていただきました。大変頭が下がる思いでございます。

令和2年度におきましては、11月8日曜日に予定しております。もちろん、住民参加型になるというものでございますが、内容につきましては、最終調整段階でございます。避難呼びかけ、それから、避難所での炊き出し訓練、あるいは、消火訓練等々が中心になるかなというふうに思っております。今月17日には、自主防災組織、会長、区長部会長等を対象としました事前の地域防災研修会も実施予定でございます。

議員からは、住民参加型の訓練の御提案でございますが、今後は、住民の皆さんの防災意識が向上し、将来、住民主導型の訓練に成長することも期待しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 防災につきましては、先ほど、詳しく吉川議員のほうからありましたように、地域におけるセーフティーネットの取組の中で、私たちも関知していない、特に私の後ろにいる課長さんたちも認知していないような取組が、町内では行われているということで、大変うれしく思っておりますし、そういう部分をもう1回、ネットワークの会議に、先ほど、防災士の会議の話もありましたが、そういうのをもう一度見直しながらやっていきたいと。

そしてまた、地域防災の要は、やはり地域の方々、住民の方々同士の強い絆と連携じゃないかなという思いでございます。日頃のお互いの連携であったり、確認であったり、そういう部分が必ず役に立つんじゃないかなという思いでございます。

先ほどコミュニティバスの話がありましたが、緊急の場合は使えるような体制をつくっておかなくてはならないという思いでございます。今回もたまたま休校の日でございましたので、使えないことはないわけでありまして。しかしながら、今の状況では使えないというようなことでありますので、いつ、いかなる場合でも使えるような体制を取っておきたいと。

それと、昨日の台風では、球磨村から県立劇場のほうへ大型バスが2台派遣をされましたが、昨日、ラジオを聞いておりますと、バスのところまで行けない高齢者の方、車の便が悪い方は行けなかったという報告もあっておるといようなことでございますので、きめ細かい部分をしていきたいなという思いでございます。

先ほどありましたように、毎年じゃなくて、毎月じゃなくて、毎日のように、災害はいつでも起こるか分かりません。これはもう行政の力ばかりでは到底できない部分がありますので、こ

れはもう町民の皆さん、地域の総力を挙げた中で、日頃からの、先ほど訓練の話もありましたが、訓練をし合いながら、いつ、いかなるときでも取組ができる体制づくりを皆さんと一緒に進めてまいりたいという思いでいます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 町長の前向きな御答弁ありがとうございます。先ほどの防災訓練なんですけど、今の数を聞けば、かなりの方が参加されたように思われるんですけども、ただ、連絡網だったりとか、もっと実際の、今、自主防災組織率も、防災係のほうの鋭意努力によりまして、ほとんど100%近い地域が自主防災組織を立ち上げていらっしゃるというふうに聞いております。立ち上がってないところは、本当に人口が少なく自力がまだついていないというか、本当にそういう地域の方々だというふうに聞いておりますが、今おっしゃったように、消火訓練であるとか、本当に何か物々しい感じなんですけれども、実際に、やっぱり計画段階から女性の視点を入れることによって、例えば、その現場にいて、女性だけに炊き出しば頼むなみたいなことを急に言われてもしょうがないわけなんですよね。だから、その訓練という、そして、指定避難所には、避難所を運営するためのスターターキットというものが入っているはずなんです。これは防災係に確かめたんですが。しかし、その内容を皆さんが見られたことがあるかということなんです。その内容には、いろいろ初期的に避難所を運営するための必要なものが入っています。でも、それを一遍開いてみないと何が入っているか分からない。

だから、防災訓練の節には、そういったものもぜひ頭に入れていただきたいというふうをお願いを申し上げて、防災まちづくりについては終わります。

ちょっと時間が押してまいりましたので、最後の相談窓口の一元化についての、私からすれば要望なんですけれども、現在65歳以上の高齢者の相談窓口は、高齢者支援包括センター、これは役場の福祉課にございます。子育て中の方の相談窓口は子育て支援センター、これは町立のみらい保育園の中にあります。そして、人権センターがそのお隣に独立した形でございます。人権センターでは、主に地域の高齢者の生活相談に乗っていらっしゃるというふうに理解しています。男女共同参画の会議に出た折の資料の中に、DVに関する、ドメスティックバイオレンスと言われる一緒に家庭内で生活している男性が女性に、あるいは、女性が男性に、言葉の暴力とか身体に及ぼす暴力とかで、被害、困っていらっしゃる方の相談事も年に数件は発生しているというふうに聞いております。

しかし、役場内というところは、相変わらず一般の町民からすると敷居が高いように思われる。まず、目につくところに案内看板がないんですよね。きょろきょろしながら、不安な気持ちで来庁される相談者のことを考えていただきたいというふうに思います。この際申し上げますが、先ほど、防災は挨拶からと申し上げましたが、相変わらず、役場内での挨拶がよろしくないです。先ほどのことを、まず役場内で率先して、明るい声で「いらっしゃいませ。何か御用ですか」というふうな声がけを。ちらちらと見て、何ばしよなっとなってしまう感じの視線がまだ多いです、はっきり言って。そこら辺を課長のほうから御指導を行っていただきたいというふうに思っております。

相談者からすると、役場の外で一括して聞いてもらえる場所があったほうがいいのではないかなというふうに思っていて、例えば、場所も、今、町内には随分空き家もございますので、そういったところで、お母さん方が赤ちゃんを連れて、ちょっとおっぱいをやったり、おむつを替えたりする場所があったらいいんじゃないかと思うし、高齢者の方がお買物をして、よっこいしょと、重たい荷物を置きながら、お茶を飲むような場所があったらいいんじゃないかなというふうに思っております。

そのような場所の有効活用にもつながるのではないかと思いますので、この点の一括した窓口の必要性について役場がどのように考えていらっしゃるか、一言お伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。議員がおっしゃいましたように、現在、子育てセンターでは、乳幼児等の子育てに関する相談、地域包括支援センターでは、何らかの支援が必要になってきた高齢者の方、また、その御家族の相談、それから、人権センターでは、部落差別をはじめ、あらゆる差別や人権擁護に関する相談に対応しております。

また、そのほか、教育センター山都教室では、不登校やいじめなどの教育相談、各課や各支所、教育委員会などにおきましても、様々な相談に対して、関係機関と連携を取りながら、対応しているところでございます。

各部署におきましては、相談内容に関連する法令や制度などにのっとなって、専門性を持って個別に対応しているわけですが、各部署を横断するような複数の課題を一つの窓口で対応することは非常に難しい面がございます。さらに、一つの窓口で相談の全てが完結するためには、総合的な内容に幅広く対応でき、必要に応じて、関係部署との連絡調整ができる人材の養成と確保が最も重要です。どんな人を配置するのか、どこに設置するのか、どんな仕組みにするかなど、課題が多く、現状としましては、窓口の一元化、ワンストップ窓口の実現は難しいと考えます。住民の皆様いろいろな御相談には、全庁の各部署におきまして、なお一層分かりやすく、そして、挨拶をはじめ、丁寧な対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 難しいことは分かりました。しかし、前向きに考えて、そして、明るい、相談のしやすい体制を整えていただきたいというふうに思います。ちょっと時間がございませんが、最後の、今、子育て支援センター、社協から町の直営となって、もう4年目に入ったんですけれども、同時期に始まった病後児保育についても、なかなか利用率が上がらない。利用がないならないに越したことはないような施設ではございますが、それぞれの施設についての検証と今後の見通しをお聞かせいただいたらというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。おっしゃいましたように、利用数で言いますと、なかなか伸びないのが実情でございます。ですが、子育て支援センターを拠点として、子育て世代に寄り添った、よりよい支援を継続していくことは必要かと思っております。病後児保

育についても、今年から蘇陽支所の1室でも病後児保育の受入れを始めました。それから、インフルエンザ出席停止期間の一部受入れについても、町内医療機関連絡会議での了承を得ましたので、本年度から可能としております。働く保護者の子育てと仕事の両立を支援するサービスとして必要かと思えます。今年は意向調査をしまして、その結果を踏まえ、現状でよいのか、あるいは、民間の病院との連携や委託も視野に入れて、そして、病児保育についても検証してまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。平成26年の、ちょっと古いんですが、子ども・子育て会議の中で、この病後児保育ができる前ですよね、そのときに、やはり保護者さんからの要望が一番多かったのは病児保育なわけなんですよ。今、最後に、課長におっしゃっていただきましたが、これは病院との連携をしながら、ぜひそういった対策、やっぱり病後児ではなく、病児保育を皆さんが望んでいらっしゃるんだということをもう一度考え直していただきたいと思うし、今の御答弁ですと、前向きに取り組んでいただけるということですので、期待を申し上げます。

この山都町に住む全ての方々が、安心安全と思えるまちづくり、そして、SDGsの理念、一人も取り残さない、こういう理念に、SDGs、皆さんがやっぱりこのバッチをつけていらっしゃいますが、そういったところが一番大事な理念ではないかというふうに思いますので、様々な角度から、いざ災害のときだけではない、山都町に住んでやっぱりよかったな、ここで人生を全うできてよかったと言われる町、そういう町がおのずから外からも注目を集め、住みやすい町として注目されていくことにつながるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ皆さんの御協力、そして、私たちが引き続き、いろんなことを考えていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いしまして、今日の質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。一般質問する前に、今度の台風10号の被害に遭われた皆さんに、いち早く復興していただきますよう、行政側にもお願いしておきたいと思えます。

まず、町長も就任されて4年目に入り、町長という責任の重大さ、また、今後の山都町の将来を見据えて、町民の生活向上のため、また、生活基盤の安定のために、日夜努力されていることと思えます。

私たち議員も同様であり、今後とも努力しながら、地域住民のまちづくり、地域住民の生活の向上のために、なお一層努力しなきゃいけないということを実感しているところでもあります。

先般、これは質問の中には入れておりませんが、商工会の振興発展のために、食べ行く券というのが町民の皆さんに配られました。蘇陽地区におきましては、私の住む東竹原地区には、レストランもなければ食堂もありません。タクシーで馬見原まで行けば3,000円ぐらいかかります、金ば3,000円払って、また、タクシーで帰ってくるということで、非常に使い勝手が悪いという連絡が何件かありました。これは食く行く券ですので、商工会の発展のために町が発行したものであるという説明はいたしましたけれども、もらった住民はそんなことは分からないわけでごさいます、どこも使うところがない、議員、あんたたちが買わにゃんたいって言われて、それもどうかと。そしたら、ある住民は、高森で使えるごつしてくれという話がありました。役場に電話しました、私も。高森で使わせちゃくれという話がありましたがって言うたら、そぎゃんごとは議員、言わんでくれという話がありましたので。まあ、これは冗談にもならん話であります。

しかしながら、今後、町におきましても、住民に寄り添うようなことを考えれば、やっぱり地域のことを十分考えていただいて、本当にその食べ行く券でよかったのか、住民のためのサービスを重点的に考えてもらったほうがよかったのかなというふうに、地域のことを考えると思うわけであります。幾人の方からそういう話がありましたので、この場を借りて申し上げておきます。

あと一つ、皆さん方にちょっと紹介しておきたいと思っておりますけれども、議会力とチーム議会というメッセージの本がありまして、これを読ませていただきましたので、紹介していきたいと思っております。これは法政大学の副学長の法学部教授の廣瀬克哉先生の本で、議会力及びチーム議会とはという議題において書かれたわけですね、議会の中では、その中では、議員も、私たちも14名おるわけでごさいます、多様な議員がいるわけですね。そして、その議案に対しての目のつけどころも、いろんな視点があって変わってくると思います。物の考え方が多種多様化していくわけでごさいますので、一人一人の議員が自分の考え方を明確に、この議場で発揮していくことが非常に大切ということを書かれております。

また、町のほうから言われたことを一方的にうのみにして、それを賛成せないかん、町の言うことだけという考え方があれば議会には必要ないわけであります。いろんな角度から、町が提案された議案を真摯に取り組み、その事案に取り組んでいくという姿勢が議会力であり、議員力であるということで、チーム議会ということの重要性をかみしめるようなことが延々と書かれてあったわけでごさいます。

私はこの議場に立って、いつも憎まれ口を言ったり、要らんことを言ったりしますが、この本のおかげじゃなくて、自分自身でも、どうしたらいいのかといつも真剣に取り組んでいっていると、ついつい口が荒くなったりするところもあります。しかしながら、この議員力と議会力、議員一人の力というものを、この議会の中で何とか発揮して行って、町長の言うことをうのみにせず、もっと変わった視点から見えていくというのが議会の在り方だというふうに勉強したわ

けでございます。

今回、また、いろんな質問をしていくわけでございますけど、質問席のほうから質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 質問の中身が、蘇陽地区において、そよ風パークが休んで緊急に対応したという点、早急に町民の皆様方が安心できるような方向性を出していかないかなというふうに感じているところでもあります。

今回の質問の内容につきましては、今後、町で計画されているグラウンドゴルフ場及び町立体育館、高速道路の入り口の道の駅、その他もろもろ質問させていただきわけでございますけれども、今回は町のトップであり、町民の代表という町長の立場がありますので、町長がどう考えて、どう対応していくのか。町長とともに1問1答を話し合えたらというふうに考えております。町長がどうしても、それはちょっと厳しいということであれば、担当課長に振っていただいても結構ですけれども、まずは、町長が町のトップでありますので、ぜひ町長に答えていただきたいと、町民の方も、町長がどういうことを考えているかということを非常に期待されているし、町長も言いたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思っております。

では、まず第1番目に、総合体育館及びグラウンドゴルフ場、これにつきまして整備計画が上がっております。計画的には、あと4年後ぐらいをめどに計画化されているところでもあります。ただ、これにつきましては、今後のスケジュール等々につきましては、先般もお話がありましたとおりでありますので、これにつきまして、総事業費あたり、期間について、また、どのようにスケジュールを考えているのか。4年後でありますので、町長がこれに対してどのような考え方を持って、どう進めていくのか。考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 総合体育館、それから、グラウンドゴルフ場等々につきましての時期等のお尋ねでございますが、体育館につきましては、用地の選定等々、長い時間、皆さんに協議をしていただきながら、今、造成工事、昨日もちょっと造成現場を見てまいりましたが、造成工事を、町営グラウンド周辺の工事が、今、進んでいるところでございます。これにつきましては、今年度中に設計が終わり、令和3年度中に着工して、令和4年度末の完成を目指したいという思いでおります。

また、グラウンド周辺整備事業につきましては、令和7年度の完成を目指して、今後、設計をやったり、いろんな分をしてまいりたいという思いでおります。

そしてまた、グラウンドゴルフ場建設につきましては、今、用地買収がほぼ終わったというふうなことでございますので、県道との交差点協議を進めながら、町道の改良を行い、今年度中に着工し、来年度中の完成を目指した取組をしてまいりたいという思いでおります。

あと、予算等々につきましては、課長のほうから詳細な説明があろうかなと思っておりますが、予算については、国交省の予算を使いながらと、また、スポーツ振興事業団の補助金等も駆使しながら、また、その他いろんな木材を、体育館につきましては木材を多く使った施設をお願いし

ているところがございますので、そういう部分のいろんな補助金等々については、今後も随時していきたいと思っておりますし、先ほどからありますように、避難所も大きな利用目的になるんじゃないかなという思いでおりますので、それなりに耐え得る体育館建設を進めてまいりたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 総合体育館のスケジュールにつきましては、令和4年度をめどに実施するというようなことでございます。ただ、この総合体育館の内容につきまして、もっと、4年間かかるわけですね。今からいくと、令和4年度に一応完成するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 目指しておると言ったところでございますが、これにつきましては、先ほど言いましたように、補助事業の関係で明確な数字ではありませんが、我々が目指している分は、そういう形で進めてまいりたいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この総合体育館を整備するに当たり、担当課長のほうが、あそこにグラウンドゴルフ場も体育館も整備されるわけですね。ただ、今後の利用とか、そういうのを総合的に考えていきながら、地域に本当に根差した体育館を造らにかんかんと思うし、今の話だと、4年後になるわけですね、令和4年度には完成という、令和4年度には完成予定なんですよね。それにつきまして、具体的な、この前、話がありましたけれども、これにつきまして、非常に経費的にどのくらいかかって、どういう内容でやるのか。そして、その管理はどうされるつもりなのかということ、町長のほうで考えていらっしゃるなら、町長のほうで答え願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、整備に係る事業費につきましては、総合体育館建設につきましては、他町村の施設を参考としながら、おおむね18億円程度としております。その他、中央グラウンド周辺一帯の全体事業費につきましては、現在、中央グラウンド周辺整備測量設計業務に着手してございまして、この計画を基に、事業費を算定してまいりたいと考えております。

その財源につきましては、国土交通省の、先ほど町長が申されたように社会資本整備交付金事業の防災安全交付金事業の2分の1を充てることとしております。また、スポーツ振興くじ助成金等を活用しながら、考えていきたいと思っております。補助残につきましては、可能な限り財源負担を少なくするため、過疎対策事業債を充てるように努めてまいりたいと思っております。

機能の面でございます。総合体育館建設に当たりまして、施設の規模、設備内容を検討するに当たりましては、種目別の競技関係者で構成する山都町総合体育館検討委員会を設置してございまして、その中で意見を賜りながら、競技種目ごとに求められる規模、設備内容等、公式戦にも対応可能なアリーナ等を計画してございます。全町民が安心して気軽に利用でき、また、九州中央自

動車道開通を見据えて、本町の冷涼な気候を生かして、夏場の各種公式スポーツと合宿等で町外からの利用者を多く受け入れる施設と考えております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今の予算の話、起債の話等もございました。ただ、ここに18億円程度ということがございますけれども、その他周辺整備等、体育館を考えた場合、もつともつ経費がかかるし、アクセス道路についても、今後また検討していかなきゃならないし、先般から言われたように、避難所の役割も果たすというような計画のようであります。

ただ、これは町内外から来るということになってくれば、当然、今いろんな指導者が必要なわけがございますし、この管理について、今から当然考えていかないかんだらうというふうに思っております。その管理する側の立場から物を言えば、どういう、ぜひ多くの人に来てもらわなきゃいかんわけですね。そのときに、中途半端だったら、なかなか人は来ないわけですね。これだけは九州の人から集客ができるというような内容ですね。体育館の内容、どういう施設、どういう競技ができるのか、どのような規模で、規模を決定していくのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。議員お尋ねの規模、内容等の件でございますが、これまで、先ほど申しました山都町総合体育館検討委員会を開いております。そのメンバーの中には、各種競技団体、例えば、ふれあいスポーツクラブ、バレーボール協会、バスケットボール協会、バドミントン協会、卓球、ビーチバレー、ミニバレー、あらゆる団体の協議会をもって、今まで、これまで検討してまいりました。

その中で、公式戦とか、九州大会とか、今回、高速道路を誘致する上で、そういった大規模な大会も開催できるような機能を充実していきたいというふうに思います。

また、防災の機能の面につきましては、災害時にも安全安心な防災拠点として機能を持つ施設づくりを目指しております。避難場所として、体育館アリーナ、武道場など、ワンフロアに配置することで柔軟に対応できる計画、また、非常用自家発電設備は72時間以上の運転可能とすることや、Wi-Fi機能、救援物資を容易に搬入できるような配置、設備、備蓄倉庫のスペースを確保する。屋外では、炊き出しやテントやマンホールトイレ等の設置や、大規模災害時に備えては、自衛隊との連携が取れるようなレイアウトも考えていきたいと考えております。

管理につきましてはですけど、完成後の維持管理につきましては、これまでのスポーツ施設については直営方式を取ってまいりました。他の自治体の例では、民間のノウハウを生かしまして、利用者の満足度向上のため、指定管理者制度を取っている自治体もあることから、早急に管理方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この総合体育館に関しましては、やっぱりある程度、公式的な試合ができるような、全部とは言わないわけです。うちの町で必要な公式な試合ができる、九州各県から集まっても、あそこだったら大丈夫というようなものを、全部するとなると大変なことになり

ますので、うちの町を考えて、何点か、これだけは九州大会ができるよというようなことをやってもらいたいし、また、管理についてですけれども、今、話がありましたように、管理については、従来、どこかに頼むというか、事務所も当然、これだけの施設だったら、備品の管理も必要であるし、日常の管理も非常に必要だと思うわけですね。そういう点では、管理も常駐するぐらいの維持管理についても慎重に協議していきながら、どういう管理の方法、備品の管理等もあると思いますので、その管理もですね。ここを総称して、グラウンドゴルフ場も予定されているし、総合体育館も予定されているわけですので、この管理について十分検討していかれたいし、できたら、常駐しながら、備品の管理、施設の管理を常駐しながらやっていくというような、そのような造ることだけで、管理についての詳しい説明が今までされていなかったわけですね。それについては、十分、町長も皆様に理解していただいて、グラウンドゴルフ場の管理も、体育館の管理も総称して、総合的な管理の方法というのは提案すべきだろうというふうに考えておるところであります。

要するに、何があっても、緊急に何があっても、常駐しておらなければ、なかなか、いっちょいっちょ役場に問い合わせたりして、本当にもう、その代わり、その利用頻度をいかに上げるかということも考えなくちゃいけないし、管理については、十分内部で協議していただくし、常駐していただいて、事務所もきちんとしたものを造っていくような、これだけの施設を造るのであれば、そこまでの計画があるのか。町長、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 管理については、十分これだけの施設、投資をするわけでありまして、適正な管理をしていかななくていけないという思いであります。町営総合運動公園という形の中でありまして、先ほどありますように、グラウンドゴルフ場、また、体育館、そのような形の中で、やはり常駐は必要じゃないかなと。町営グラウンドにつきましては、私の知っている限り、ずっと常駐で管理人さんを置いておった部分もありましたが、今はおられないということでもありますので、これだけの施設になれば、常駐した管理人が当然必要になるんじゃないかなという思いであります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ぜひ、2年後にグラウンドゴルフ場も完成するし、また、4年後ぐらいには、総合グラウンドがオープンするわけございまして、私はちょっと考えているんですけども、あそこに行くまでのアクセス道も並行していきながら、大型車両が行くような道路改良も当然考えていかなきゃいけないのかなというふうに考えているところでもあります。ぜひ、そういうところも国県あたりと協議しながら、それだけの大きい施設を造るのであれば、道路のほうも考えていきたいし、管理についてももっと詳しく、今後提示していただければと。これはグラウンドゴルフ場のことも言わなきゃいけないんですけどね。あまりにもたくさん質問を出しましたんで、多分行きつかんと思いますので、まず、あそこの総合グラウンドですね。これにつきましては、ぜひ事務所を置いて、適切な管理して、受け付けもできて管理ができる。また、行き着く道路あたりもぜひ考えてもらいたいし、管理する車両あたりもどのようにするのかという

ことも、明確に今後は提示していただきたいと思いますというふうにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、九州中央自動車道の出口付近に計画されている新道の駅整備事業基本計画。これは、ついこの間、見させていただき、議員の勉強会があったときに説明がありました。この道の駅のコンセプトとか、いろいろ読ませていただきましたが、これはトップである町長ですね。道の駅を造るといというのは、基本的に、どういう期待を込めて、また、どういう内容で職員に指示されて動かそうとしていらっしゃるのか。町長の考えている道の駅の在り方ということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。道の駅につきましては、九州中央自動車道が、山都中島西ICまで開通をし、多くの利用者が来ておられるというようなことであります。私になりましてから、熊本河川国道事務所と九州地方整備局、また、国交省等への陳情等をした中で、九州中央自動車道につきましては、嘉島から延岡まで休憩場がない、トイレもない、スタンドもない、いわゆる施設がない中での高速道路というようなことでありますので、インターチェンジ近くに、そういう施設を整備してほしいというのが、まずは国交省からのお願い事もあったところでございます。

そうした中で、先ほどお示しを、ここで言いますが、矢部高校のトラクター練習場地をとという形の中で、今、県と交渉をした中で、おおむね了解を得た中で、今、図を描いておるところでございますが、まずは、利用者の方々の利便性を第一に考えます。そしてまた、山都町の玄関口である高速道路の入り口に立地をしたい。そしてまた、山都町の農畜産物であったり、いろんな観光資源の発信基地になればなという思いであります。

あまり大きな道の駅ではありません。特色のある道の駅にせないかなという思いであります。今、皆さんも御存じのとおり、大変大きなすばらしい建物を造った道の駅が今たくさん全国にできておるわけですが、今回につきましては、そのようなコンパクトな道の駅だという思いでありますので、そのような取組をしていきたいなと。そしてまた、有効に、山都町が全国に発信できる施設になればなという思いであります。

これにつきましては、近隣の商業施設の皆さん、そしてまた、町内の観光業者の皆さん、いろんな方々と協議をしながら進めてまいりたいという思いであります。

今後の運営については、まだ明確には決めておりませんが、これにつきましても、先ほどの体育館と同様、民間の方の力を借りた中での運営ができるような方向性でいきたいという思いがありますが、まだ具体的に民間の方々と話をしておりませんし、また、皆さんともしておりませんので、町長の考えというようなことでございますので、私としては、そのような形の中で、今後協議を進めながら、建設に向けた取組を進めてまいりたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この前、新道の駅整備計画の基本計画というもの、これですね、配付されました。それをずっと私、読んでいて、休憩機能とか情報発信、地域連携機能、それに、そ

の他コミュニティバス、高速バスとか、いろんな計画が盛り込まれているわけです。これを、もしかして全部するというのであれば、これは私もちょっと、人間がどのくらい要るのかなあと計算してみました。大体15人ばかり要るわけですね。どこが受けるのかなと思ってですね。これだけでしたら、人件費だけでもえらいことになって、町はこのために働かにゃんような話になるような気がしてならないわけですよ。

ここに計画書が配られましたんで、これは当然、人員配置計画、財政計画はないわけですね。基本的な計画はあるわけで、今から、多分これは見直されるんだろうとは思いますが。もしかして、これを全部されたら、私は大変なことになるなと思いつつながら、地域との連携も何も考えてないような気がいたしたわけですね。これ、町にも商業施設とかいっぱいあるわけですので、そういう人たちの意見も十分取り入れながら、道の駅の機能をどう動かすかということは、そこにレストラン、食堂があったりしても、果たして、ほかの商店に影響はないのかなとか、いろいろ考えるわけですよ。ですので、そこら辺のところの調整は、今後考えていかないといけないのかなというふうに思います。

ただ、これは計画書ですので、この計画書があんまり突き進んでもらうと、それほんなごつこげんなったら、地域住民が知らんうちに、地域の経済を損なうようなことになりかねない気がするわけです。レストランができたり、コーヒーショップができたりするとですね。どこが受けるかもまだ分かっていませんので、計画の中で、駐車場とか、公園、トイレ、食堂、カフェ、多目的スペースとか、事務所、観光案内、これ、人だけでも、多分、私の試算で15人ぐらい、以上な話じゃないかなと思うわけですね。

これにつきまして、今後これをどのような形で進めていかれるのか。基本計画を出されたら、基本計画のとおり行くとじゃにゃあかって、えらい心配しました。じゃなくて、これは基本計画で、今後どのように、これを、議員も含めて、地域も含めて、町の人を含めて、どのように進めていかれようとしているのか、担当課長、町長でも結構ですが、どのような方法で、これをやっていかれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えしたいと思います。まず、道の駅の整備につきましては、令和元年5月に策定をしました山都町ランドデザインに基づき、計画を進めております。

先ほどお話がありました国道の南側の矢部高校、トラクター練習場を中心とした敷地約1万平米を予定しております。設備の内容につきましては、道の駅の登録要件として、休憩機能、それと情報発信機能、それと地域連携機能を備えておくことが必須要件となっております。

整備に当たりましては、今お尋ねのありました、こういった形で計画をまとめていくかということでございますけれども、これについては、これまでの基本計画のほうでも、中心市街地活性化協議会の実行委員会、それと、観光協会等関係団体から意見交換を行いながら計画を作成してきております。

今後具体的な整備内容について、議会にもお諮りをしながら、決定をさせていただきたいと

いうふうに考えております。基本計画の中身の整備内容については、総花的に、こういう機能も考えられるというところで記載をしている部分もございますので、今後、機能については、協議を進めて固めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） これは基本計画とありますので、私はこれを実施されるような思いでずっと読んでいったわけですね。ところが、この計画の中には、人員配置計画とか、例えば、財政計画は入ってないわけなんです。ただ、総花的にこういうことをしたいなというのがだーと書いてあるだけで、これを私が調べたところ、人員が十五、六名は要るな思って、経費的には、月に400万円ぐらい稼がないかん。400万円稼ぐということは、大体1,000万円から2,000万円、収益がなからにゃ経営ができないというふうに思ったわけね。そうすることによって、地域が潤うかという、ほかのレストランとか飲食店、あるいは、ほかのところに迷惑がかかるんじゃないかなというふうに、客が逃げていくし、ここに集まってきだしたら大変だなと思うし。ここはもともと管理をどのような形でするかということを考えにゃ、15人をいきなり雇って経営ばするということになれば、とてもじゃにゃが、請け負うところはないような気がするわけです。もっと請け負うところがどこなのかということも考えていきながら、それはできんって言えば、でけんかもしれん。造る前から相手ば決めるわけにゃいかんけん。それは行政の言葉ではあるわけですがけれども、いろんな人が参画する中で、商工会等が参加する中で、経営をどのようにするかということも十分検討していただきたいと思うわけです。本当にレストランが必要なのか、本当に軽食、カフェが必要なのかということも、もっと内部検討もするべきだろうなというふうに思うわけですね。

そういう中で、この計画書の中には、やっぱり人員計画、人をどれだけ雇うのか、収支はどうなっていくのかということも、計画書をつくったら、それもちろん中に織り込んでいかんと、見た目は本当に素晴らしいわけですけど、誰がずっと、大丈夫とって不安だけしかない。この中に本当にできるような収入、支出がどのようになっていくのか。町はどのぐらい金をどこに出すのかということも、今後は議会に出すときは提示していただきたい。総花的に、こんなことをやりたいというなら、そら誰でも書けますよ。

ですから、これを誰がつくったのか知りませんが、多分、役場職員じゃつくりきらんとするばってん、誰かに頼んでいると思うんですけども、役場の中の職員がちゃんと入って、町長から、町長が指示せないかんと。町長がこれはどうなってるんだということを指示していきながら、そして、どのような経営管理をするのか、誰がするのかということまで、分割してするかと、そこまで経営を考えてこういう計画書はつくっていかんと、文化の森も一緒ですが、つくった後どげんしようかと考えたってどうにもならんわけじゃないですか。

ですから、つくる前から、総合的にどのような管理をするのか、どこがするのかということまで踏み込んで計画書をつくっていただきたいと思いますが、町長、今後の職員の指導とか方向性について、何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今御指摘のありました分については、先般、お配りした分については、今後、いろんな方々にもお願いせなん。また、先ほど言いましたように、観光協会あたり、商工会、また、近隣の方々とも相談をしながらという思いであります。まだ、採算であり、どういう施設を、具体的な部分をとすることは、まだ具体的には決めておりませんので、そういう部分につきましては、今後の協議の中で進めてまいりたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 山都町には、道の駅が三つありますね。矢部には通潤橋も道の駅になっております。物産を通潤橋でやって、こっちでまたやってということはいかがか、レストランもここでやるとはいかがかなと、いろんなことを脳裏にかすめていくわけですね。

ですから、この計画書を見てみると、両方ともやるよというふうになってますね、道の駅。新設道の駅と通潤橋の道の駅も、二つの道の駅というふうに書いてあります。これは多分一つにされると思いますけれども、これらを、ここら辺の具体的なですね。じゃあ、向こうの道の駅をどうするのか。レストランをどうするのかということも、私はあそこにレストランがなからなかんかなと思うし、やめるんだったら、駐車場も有料化せなかんとかじゃないかなと、いろんなことを考えるわけです。

この造ろうとしている道の駅と今ある道の駅、それをどういうふうにやっていくのかということ、本当にこれだけじゃなくて、旧矢部の中でどのような集客を考えて、総合的なプランが必要だろうと考えるわけです。それが無いもんですから、二つともすつとかなとか、どぎゃんすつとやろうかと。二つあって大丈夫か。レストランもあって、町内の仕事はどうなの。今でも町内の昼の食堂、いつも満席っちゅうわけじゃないですね。

そういう中で、そこら辺のところをですね。これを出す前に、旧矢部はどうするのかということ、これを出してもらうたら、分かりやすいんです。道の駅のことばっか書いてあるけん、どんこんこれしか考えられんわけです。

ですから、計画というのは、矢部全体を見た中で、旧矢部全体、言うならば、蘇陽も全部見られないかんわけですけど、矢部を見た中で計画がまた必要じゃないのかなと思いますけどね。

さっきのグラウンドゴルフ場とか体育館も一緒ですよ。中途半端なこつばしよったっちゃ、みんな中途半端で終わってしまうわけですので、町はどう引っ張っていくのか、どういうふうにやっていくのかというのは、町長の手腕ですので、そこら辺のところは、職員に適切な指示を与えながらやっていくべきというふうに考えております。

これに対して、私、レストランとか食堂はしてもらわんちゃええとばってんが、高速充電装置とか観光案内というのはせなかんと思う。それと、タクシー乗り場。高速から降りたら、タクシーに乗って行く人がおるわけですので、タクシー乗り場の設置とか、そういう必要不可欠の部分はきちっと整備していくというのを、商工会あたりと十分協議していきながら、また、高速道路がつながってしまえば、降りる者はひよっとすると減るかもしれないので、そこら辺のところの計画もしながら、再度提案していただきたいと思いますが、課長、何かありましたら。町長

でも結構です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 現在の道の駅通潤橋と、今度新しく計画している道の駅の関係性が、明確に全体計画として表れてないということの御指摘だったと思います。その辺も早急につくりながら、皆さんにお示しをしたいというふうに考えております。

今のところ、現在の道の駅については、道の駅を今度新しく造るとすれば、近くに2か所の道の駅ができることとなりますので、その二つ必要かという議論もございますので、現在の道の駅については登録を外すということで、新しい道の駅のほうに移転をするという形で、現在のところ考えております。

現在の道の駅通潤橋についても、有料駐車場等を整備していくというようなところで、検討をしております。全体的な計画を早めにつくって、お示しをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） この道の駅につきましては、今後も随時、議会の中で十分議論していかなきやいけないのかなと思っております。

大体思惑どおり、時間が足りません。ぶっ飛ばしていかないかなかなと思いますし、ちょっと気になっているのはですね、もう気になったとこばかり行きましようか。

太陽光発電についてです。これにつきまして、私の手元に文書が来ましたので。実は太陽光を今造っていらっしゃるのは、合同会社JRE山都高森という事業者名で、192ヘクタール、高森峠のところに2か所造るような予定で入っております。心配したのが、その業者さんの話では、目細集落から承諾をもらっているのでやりますよというようなことですが、知らんという人もいらっしゃるものですから、どういうことかなと思ひましてですね。内容的には、町はどのような関与しているのかということも全然分からなくなってきましたんで、太陽光の規模は192ヘクタールなんですよ。192ヘクタールの規模で太陽光発電が整備される。私が心配したのは、当然水も相当来るだろうと思うし、今まで災害も、あそこは太陽光がなくても災害が起きているわけです、目細集落は。浸水とかですね。二瀬本まで行って、二瀬本も一遍か二遍つかったことあるのに、太陽光ができたら、またどンドン雨が降って、また、その可能性も出てくるなというふうに考えている。地元の人は非常に心配しておられますけれども、ここに来て、承諾をもらっているのです承済みと思い、連絡しなかったと、誰も印鑑を押しておらんで書いてある。どこまでがほんなこつかうそか、分からんごとなつてしもうたわけで、頭の中で。

今後、太陽光をやめるというわけじゃないわけです。どういうふうな、早急に指導していかんやいかんとかじゃないかなというふうに考えておりますので、この辺のところを、町長、どこまで御存じなのかなと思ひまして。町長、お願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 太陽光発電に関しましては、JRE山都高森太陽光発電所ということで、工事を進められているところでございます。民間の会社でございまして、土地自体

も会社の所有物ということで、これまで地元と会社で、平成29年11月を始めに、何回か説明会をされたということで聞いているところでございます。

議員がおっしゃるように、地元の中でも、御不安の声もあると思いますので、説明を受けてない、承諾してないというところになると、ちょっと今のところ把握してないところでございますけども、今後の対応といたしましては、やはりお互いの信頼関係が大事だと考えておまして、事業者様、地元代表者の方2名の方と、一応連絡先の交換をしていただいております、いろんな御不安とかありましたら、いつでも連絡できる体制づくりをお願いしているところでございます。

また、住民の皆様を対象とした現地見学会等の開催もお願いしているところでございますので、そういう中で、町も入りまして、今おっしゃった御不安等に関しましては、お互いに解消できるように、話し合いの場をつくっていただければと考えております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） これは、町も、ある程度一緒になって指導していかんと、一方的じゃ、聞いとる、聞いとらんの話になりますので、町もとんと知らんちゅうわけにはいかんと私は思うわけですね。

ですから、本議会で言ったわけですので、地元と業者と連絡が取れると思いますので、ぜひ、ここら辺、うわさでは協定書を4者で交わしているとか、4名で交わしているとかいう話もありますけれども、ここら辺のところは、再度、町としても、災害が出らないようにちゃんとせないかんし、不安を解消してやる必要があると思いますので、ぜひ、ここの対応はよろしくお願ひしたいと思います。地元の方々と連絡を取りながら、地元の方が不安のないように。この河川は、二瀬本さんつながるとるわけですね、峠から二瀬本まで。過去にも何度も災害やらに遭つとるわけです。太陽光が192ヘクタールの面積を整備すれば、当然、貯水池ば造るって言うばってん、当然まだ水も増えてくる可能性があるし、知らん知ったじゃなくて、町も関与して、やっぱりここは適正に対応していくべきというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、今後のまちづくりの基本理念のほうに入っていきたいと思います。ここに書いておりますけど、今後のまちづくりの基本理念について、町長に就任されて今まで、3年とちょっとたちました。いろんな事業にも取り組まれてきましたけれども、今、課題は町長も御存じのとおり、先ほど言いましたグラウンド整備とか、道の駅の整備、3年後、4年後、立て込んでいろいろあります。

町長が就任されて今までの事業実績を踏まえて、今後のまちづくりにどういう姿勢で、今後取り組んで行かれるのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 基本理念は4年前に皆さんにお示しをしながら、まちづくりという形の中で取り組んでまいりました。今、後藤議員からありますように、いろんな部分がまだ道半ばで、やっと計画段階に入ったなど。特に、グラウンド整備であったり、いろんな部分がまだまだ今から取り組んでいかなければならない部分がたくさんあるかなという思いでおりますが、まちづくりの基本的な部分の足がかりは、この3年半でできつつあるんじゃないかなという思いでお

ります。

そして、また、この新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、経済環境、いろんな環境が180度変わった中での今後のまちづくり、今計画をしておりますいろんな事業についても、これがそのまま完遂できるかは、非常に危惧をする部分であります。

先般来も、高速道路につきまして、今年は全ての陳情活動、要望活動が全て3月から行っておりません。今月も県と一体となって、国交省への、コロナの影響がある部分だろうと思っておりますが、危なかばいたという話の中で行くようにしてはしておりましたが、今日、また中止の決定がなされたというようなことで、非常に、今後、予算的には大変な部分があろうかなという思いでおるところであります。

そうした中で、まずは、先ほど示したように、グラウンドであったり、いろんな部分については、緒に就いたかなという思いであります。

しかしながら、今年の4月末に、そよ風パーク、遊学協会があのような形で経営破綻を、経営破綻といいますか、事業中止を余儀なくされて今日に至っております。今議会のほうで、後継の企業等、また、受けていただく会社等のお願いをしますが、この部分が早急に事業再開ができて、町民の皆さんが安心してできるまちづくりを、また、今から目指していかんなんという思いでありますので、まずは、その部分に全力を傾注していきたいという今の心境でございます。たくさんの方の事業をお願いしているところでございますので、これを完遂するのは、いろんな町民の皆さんとの協力関係の中でできるんじゃないかなという思いでありますので、そのような中で、残された期間、全力を挙げて取り組んでまいりたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 本当に、問題は山都町において山積みしているなというふうに思っておりますし、今、町長のほうから、そよ風パークの話もありました。私も、本当に早急に何とかせないかなというふうなことを考えていますし、町長も、それは胸の内は一緒だろうというふうに思っております。

ただ、町長におかれましては、今後、まだまだ道半ばと、私は就任されて1期目でありましてけれども、何も解決しないままに、計画だけで、計画が何とかできたということで、一歩前進と言うにはまだまだほど遠いような気がするわけですね。これは長期にわたる計画です。それはグラウンドにしても、グラウンドゴルフ場にしても、その新しく造る施設にしても、道の駅にしても、そういうふうに計画したけん、はい、できましたということじゃなく、あと2年も3年もかかるわけです。

そういう中で、町長、ここで投げやるわけにはいかんでしょう。やっぱり、言うた以上は、町を、町民を引っ張っていく以上は、町長の今後の意思決定が必要だろうと思っておりますし、町長も残りあと半年ばかりで、うち辞めたというわけには、私はいかんと。そげん逃げっさるくわけにはいかんと思っておりますし、不安を抱いている人もおります。期待を抱いている人もおります。町長が残って、私はやるというような意思があるのであれば、ここで、やり残したことはあるので、こうこうやりたいということをお願いしたいと思っております。町長、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 非常に温かい言葉であります。うれしく思っておるところであります。それと同時に、ここ3年半が自分にとって何だったかなと、自問自答しておるのも事実であります。本当にスピード感を持って、一番初めに話したという思いしておりますが、なかなかスピード感を持った仕事が、ここ3年半の間、できていないというのが実感であります。

そうした中で、先ほど言いますように、道半ばで投げ出せんと。投げ出すとはまだ言っておりませんので、投げ出さないつもりで、また、皆さんの多くの町民の方々との意見等も聞きながら、早い時期に決断、判断をしながら、町民の皆さんの判断を仰げるような形にしたいという思いしておりますので、この場ではっきりとまだ申し上げるような心境ではありませんし、先ほど言いましたように、そよ風パークの問題についても、まだ具体的な皆さんの決定もいただいておりませんし、私も、今後、受けていただく方とも具体的な話もお願いもしておりませんので、具体的というか、基本的なお願いは全ての会社の方々をお願いをした中での今回の選考委員会でございしますが、決まりますれば、また、皆さんの思いも一緒でございますが、それを伝えながら、早期にそよ風パークの運営ができるような道筋をまずはつけたいという思いしておりますので、今日はこの場での正式な話は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 投げ出すようなことは多分ないだろうと思っておりますし、誠心誠意を持って、今後もやり残したことはやっていただきたいと。

本日は1時間にわたり、町長をはじめ、担当課長の皆さん、ありがとうございました。町をつくるのは、町長1人の力ではないです。町民一人一人が地域のことを考えて、みんな考えているわけです。職員も、町議会も、全く一緒でございます。町に対して、私たちもいろんなことを考えながら、どうすればこの町がよくなるんだろうかと、いろんなことを考えております。

そういう中で、職員も町内外から、いろんな人が来ております。私は、町職員に対しても、町外からでも、外国からでも、どこからでも来てくれて。心を広くして、やっぱり町をつくっていくのは、町民一人一人を育てていくのは町長の役割であるというふうに認識しております。たとえ職員がどこから来ていようと、外国から来ていようとですね。あれは町外だけ、町内に住めとか、そういうことじゃなくて、みんな一人一人が力を合わせて、町の将来を考えていくような、間口を広げていかなきゃいかんというふうに考えておまして、それがやっぱり、いろんな人が知恵を出す力になると思います。町内に住んどかにゃいかんばいって、それはそのほうがええかもしれんばってんが、町外から見た目も、町外に住んでいる人も、いろんなことを考えて、町のために頑張ろうという変わった視点で見ることができるわけです。

そういう点も考えながら、町長が町内に住むことだけを望まずに、町外からでも、外国からでも、どこからでもいいって。町を支える力があれば、みんなやっていこうというような姿勢を見せていながら、山都町の将来をみんなで築いていくような町にできたらいいなと考えております。

職員の皆さんも、本当に日夜頑張っておられますし、私たち議員も地域にこだわらず、今後と

も頑張っていこうと考えておりますので、皆さん方と手を取り合いながら、魅力ある山都町づくりを頑張っていきたいと思っております。

今日は全部はなかなか質問できませんでしたが、町長の本音もちょっと垣間見られまして、ありがとうございました。今後とも、町発展のために、町長をはじめ、職員の皆さん、力を合わせて、一枚岩で頑張りたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時07分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） こんにちは。2番、西田由未子でございます。どうぞよろしく願います。

大型の台風10号が九州各地をはじめ、大きな被害をもたらしましたが、早くからの備えの呼びかけ、避難の呼びかけ等があり、それに応えられた住民の皆様の協力もあって、最小限に食い止められているのではないかなというふうに感じています。しかしながら、被害を受けた皆さんに對しましてはお見舞いを申し上げたいと思います。

山都町においては、コロナウイルス感染拡大防止も兼ねて、避難所を増やしての運営をされました。職員の皆様、大変だったかと思えますし、大変お疲れさまでしたと労をねぎらいたいです。避難の仕方については、午前中にも重なる部分がありますが、鹿児島においては事前に自衛隊ヘリでの島からの避難や、球磨村からのバスによる市内への避難、それから各地で自主的なホテルへの避難、それから熊本市では、ペットも一緒に避難できる避難所の開設等もありました。いろんな参考にできる点は、ぜひ本町としても取り入れていただきたいと思えます。

山都町においては、避難に支援が必要な方、障害をお持ちの方、それから高齢者のお一人暮らし、またはお二人暮らし等の方々の支援計画の充実に、今回、予算が計上されています。毎年繰り返される災害に対応していくためにも大事なところだと思いますが、高齢者の御家庭では、避難所に行きたくても毛布や食料等を持って行くのも難しい、道も壊れとつかもしれんということで、そういうお声も聞きます。家族で、地域で、それから公的支援を含めて、取り残されてしまう可能性のあるお一人お一人に対して、どんな支援が必要かということを含めていくためにも、先ほどの予算は、そのように有効につながるように取り組んでいただきたいと思えます。

今回は、そよ風遊学協会の経営責任とそよ風パークの今後について、それから、ごみ処理を考えることで山都町を持続可能な町としていくための提案ということで、大きく二つ質問をさせていただきます。

簡潔で誠実な答弁をお願いして、質問台からの質問とさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 1番目は、そよ風パークの運営をしてきた、そよ風遊学協会のことです。そよ風遊学協会は、町100%の出資、そして歴代町長も取締役の一員としてこられました。実際の経営に当たっては、代表取締役社長が行ってきたわけですけれども、今年の5月には、いよいよ経営悪化ということで廃業、そして8月3日には自己破産申請という経過をたどっています。その経営悪化の原因を、町としてはどう捉えておられますでしょうか。町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） そよ風パーク、その運営をいたしておりましたところの、そよ風遊学協会が経営破綻というような形で、今年の4月末をもって事業停止という形になったのは事実であります。この経緯につきましては、合併以来、山都町の町議会においても、またいろんな場所においても議論がなされてきたのも事実であります。そしてまた、山都町としましても、後でまた課長のほうから詳しくあろうかなという思いしておりますが、経営診断等々をしていただきながら、経営改善に取り組んでいただいていたところでございますが、致し方なく今回の措置に至ったところでございます。

これにつきまして、経営取締役会と形が4年ぐらい前に整ったんじゃないかなという思いしております。それ以前は、町長と代表取締役2人の取締役体制じゃなかったかなと思います。私も去年の5月から取締役に就任し、びっくりしたのは、取締役会の体をなしておらなかったと。年に1回の取締役会でいろんな事業が行われてきとったという話を社長のほうから聞いたところでありまして、そういう部分も含めながら、100%の出資をしとる、また、指定管理をお願いをしておる山都町としての責任も大きなものがあるんじゃないかなという思いしております。

これまで、いろんな議論をしながら、また協議をしながら、運営の支援をしてきたところでございますが、このような事態になったことについては、取締役の一員として、そしてまた、町長としても大変申し訳なく思っておるところでございますが、これ以上続けられないというのは、もう先般来言っておりますように、取締役会の決定というようなことであります。責任等々、今までの取組等々については、先ほど言いました。また、責任につきましても、これは取締役会があるわけでありまして、取締役の責任があり、そしてまた、代表取締役社長の責任につきましても、今残っております取締役会の中でも、再三、今、議論をしておるところであります。しかしながら、今、先ほどありましたように、破産管財人等々を、これは山都町の私たち町のほうからお願いをしながら、その取組をしていただいておりますので、その弁護士さんであり、破産管財人等々の指導なり決定を受けながら取り組んでいきたいなと、そういう形で今後進めてまいりたいという思いしております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 町長の御答弁をお聞きしながら、前回質問したことに加えて、私なりの経営悪化の原因についての総括もさせていただきたいと思います。

そよ風パークは大事な施設だからこそ、次の再建に向かうための厳しい総括が必要であると思っています。四つ申し上げたいと思います。

前回の質問に重なりますけれども、まずは、当初の8年間に社長に対する高額な給与が支払われていたこと、それから、ずっと23年間の経営の中で、販売費と一般管理費のうち人件費の割合というのが高いんじゃないかと。50%近くあります。このことについては、厳しく総括しないといけないのではないかと思います。

二つ目は、資金繰り悪化のための借金を次年度の指定管理料で返還してきたということが、平成10年から20年も繰り返されてきたということです。

三つ目は、指定管理制度というのは、町が施設を整備して、管理運営は民間に任せるという中で、民間は設備投資が要らず、豊富な経営手腕を発揮してもらうことで、町としても助かるという、そういういい循環をもたらすという理想があったかと思います。しかし、じゃあ、つくった後、どうするのかという見通しが甘いところが大きくあったのではないかと思います。

そよ風遊学協会に対する町の出資金は、最初は5,000万円でした。しかし、平成11年から出資金を上回る赤字が出始めて、町が3,000万円の追加、そしてまた、合併後、2,000万円の追加として1億円にまでなったにもかかわらず、単年度で黒字を出していた年度も確かにありますけれども、累積赤字という点では解消ができませんでした。出資金というのは、民間の会社であれば、そこから設備投資をしたりするお金になりますけれども、設備投資は全部町がしていますので、このそよ風遊学協会の出資金というのは、経営に回されていたものになります。

大事な観光施設は守らないといけないという町の意識があり、運営会社としては、赤字を出しても、この出資金の増資のように町が何とかしてくれるという甘えを生んでしまって、経営悪化を解消できなかつたと捉えなければならないと思っています。

四つ目です。報道では、これまでもあまり集客ができていなかった1月から3月に、宿泊施設の部屋の改修、トイレやお風呂をつけたり、給湯設備の改修が9,000万円をかけて行われ、でもその9,000万円は遊学協会が出したのではなくて、町の一般会計からの支出です。その上に、コロナによる収益減のために経営が行き詰まったように書いてありましてけれども、これは、コロナがなくても、今まで指摘してきましたように、ずっと赤字だった。それと、設備投資は全部町の一般会計からということだったので、そういう、言ってしまうえば放漫な経営が大きくあって、コロナのせいとしてしまうのはおかしいと私は思います。

私はそのように、これまでの経緯のことをまとめてみましたけれども、次に、先ほども言われましたが、取締役社長の経営責任をどう捉えていくかということをお尋ねします。

経営していく社長さんにとっては、設立から3年後にはもう赤字経営となってしまって大変だったんだろうとは思いますが。そして、従業員の皆さんの大変な努力が支えだったんだろうと思います。利益も24年間で50億円と報告されていて、町内への還元もあったでしょう。しかし、だからといって累積赤字が膨らむ一方だった責任は、帳消しにはなりません。その責任は取締役社長に問うべきだと私は思います。辞任をされたとはいえ、経営責任も説明責任もある方です。責任は当然問われるべきだと思いますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほども申しましたとおり、当初来、取締役社長に多額の報酬があったと、いろんな部分についてはもう、今まで十分議論をされ終わってきとっとじゃないかなと、それまで遡って、今どうこう言う問題ではないんじゃないかなという思いであります。

先ほど言いましたように、具体的には、取締役会の機能が発揮されていなかったと。はっきり言いまして、去年から取締役会が毎月1回、お願いをしながら開いてきたというのが事実でありまして、そういう型をなしていない中での運営がなされとったのも事実であります。

それと、いろんな部分については、指定管理者にお願いした部分については、いろんな検討委員会であったり、選考委員会であったり、また、ほかに利用者がなかったりというような形の中で、ずっと5年間継続をしながら、合併後、ずっとそのような形で選定をしながら、そよ風遊学協会にお願いをしてきた部分であります。

説明責任等々につきましては、先ほど言いましたように、残っております取締役会にも社長のほうからはありませんし、そういう部分も、私たちの中、両方兼ねておりますので、非常に申しにくい部分もありますが、取締役会の中でも説明はしてほしいというようなことであります。

また、町に対して、遊学協会の取締役社長としての説明等々については、また議会の方にもお諮りをしながら、可能であるかどうか、それはまた相談をしていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 取締役社長の説明責任については、今、御本人からのことが可能かどうか検討すると言われたことは大事にさせていただきたいと思ひますし、検討結果をお知らせいただきたいと思ひます。

前回の質問のときに、4,600万円の会社の赤字については、遊学協会の資産処理が終えてからのことである。それから、町が貸している借金の残りの1,980万円と指定管理料の返還3,200万円ほどを合わせた5,200万円は、そよ風遊学協会に請求したという御答弁をいただいています。8月4日付の熊日に、そよ風遊学協会が自己破産申請をして負債は5,400万円とありましたが、町への負債以外に200万円ほどあるということになりますし、どこに対してかということを含めて、この間の議会後の経過と現在の状況をお尋ねしたいと思ひます。

4,600万円の会社の赤字はどうなるのかということ、町への借金はどうなるのかということ、町以外への借金はどうなるのかというこの3点です。担当課長、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答へします。そよ風遊学協会の債務整理の状況ということで、まず、経過を説明させていただきます。

有限会社そよ風遊学協会の破産手続開始申立書を、町が債権者を代表して申立人となり、8月19日に破産申立代理人より、熊本地方裁判所へ提出していただきました。これを受けて、8月26日に裁判官、破産管財人、それと破産申立代理人と債務者である有限会社そよ風遊学協会の取締役、それと申立人である山都町の5者による協議が行われまして、8月31日に熊本地方裁判所から破産手続開始決定の通知を受けております。債権者へは、破産手続開始通知書により有限会社

そよ風遊学協会の破産手続を開始することと併せて、債権者集会を、令和2年11月11日、熊本地方裁判所にて実施することも通知されております。

以上が、現在判明している進捗状況でございます。今後は、破産管財人によって遊学協会の財産の整理等、債権者等の確定をして整理を行われるというところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今後の動きについては分かりました。今言われた財産の整理については、7月21日の臨時会で、そよ風遊学協会の資産購入がされています、354万5,000円。それと自販機の売上についても、他の議員から質問があって、それも遊学協会に行くのかということについても、確かなことはまだお答えいただけてないかなと思いますが、その金額は結局、負債整理に充てるということになるのでしょうか。

結局、今言われたことでいくと、自己破産したそよ風遊学協会の資産というのは、多く見積もっても400万円ぐらいしかないということになれば、多額のいろんな借金については、保証人が立っていれば保証人に払ってもらうか、自己破産ということであれば、これ以上は請求できなくなるということになるのではないのでしょうか。

町が貸したお金3,000万円については、保証人というのはいないのでしょうか。保証なしに町はそうやって貸すことができるのかなという思いもあります。それが最終的に、債権者集会12月11日にきちんと整理されて出されるのであるだろうと思いますけれども、見通しとしては難しいなと思います。そしたら、回収できなかった分は、もうなしになってチャラになってしまって、町が出しかぶってしまうということになるのではないかと危惧しますが、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 8月31日で破産管財人が決まりまして、回収をし始めたところで、先ほどの自動販売機の収入ですとか、そういったものも管財人のほうで整理をされるということで債務額等、収入も一部ございますので、そちらを整理して11月11日に債権者のほうに報告をされるということになると思います。おっしゃるとおり、配当が行き届かない債権も当然あると思いますので、そこは破産管財人の整理を待ってでないとちょっと分からないというところがございます。それと、町の貸付金については、保証人はついておりませんでした。旧蘇陽町時代に貸し付けてある3,000万円で、現在1,980万円が残っているというところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） すみません。先ほど私、債権者集会を12月と言いましたけど、11月11日ということでしたね。訂正いたします。

今のお話で、債務整理をして債権が返ってこないところもあるだろうと、返ってこないところのほうが多いだろうというふうに思います。もう一つですね、先ほどのお答えで聞いてないのが、債権者5件と言われて、その中に200万円ほどが民間とか、町以外の方がいらっしゃるというこ

とですかね、債権者は。すみません、そこ、確認お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 町が破産を申し立てておりますけれども、その申立書の中でいきますと、債権者の数は213名です。そよ風パークのほうに納品をされていらっしゃった業者の方とか、そういった数を含めると213名、負債総額にしまして7,079万円ほどになります。以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） そういうふうには町内の業者さんとかで困っていらっしゃる方がたくさんおられるということに対しても、これは町の責任ではないと思うんです、会社の責任。だけれども、その会社が出資100%の第三セクターだということで、ちょっと混乱するというか、責任の所在が曖昧になってくる。指定管理と第三セクターの2体で事業を行うところの問題点だと思うんです。そこも、きちんと総括していなければならない。業者さんが困られている状況をどうにかして代表取締役だった以前の方とも一緒になってやっていただくべきことではないかなと思います。

今、いろんな精算に向けての行程については、まだ途中だということですので、見守っていかなければならないと思いますが、厳しい状況だというのは、町が出しかぶらなくちゃいけないという状況になるということは、もう明らかではないかなと思っております。そよ風パークが観光や都市と農村との交流とか地場産業の育成、地域雇用に貢献してきたという、そういう部分も確かにあると思いますが、今申しあげましたように、一方で、町税をこれほどまでにつぎ込んできたという事実もきちんと総括した上で今後を考えていくべきであり、そこを踏まえて、そよ風パークの今後の指定管理の在り方についてお尋ねをしたいと思います。

営業停止の後に、6月から9月までのパーク管理については、直営の部分と委託の部分があった、それはもう説明いただいておりますので割愛していいです。

直営は道の駅のトイレとか施設の維持管理、それからグラウンド等の芝生や草刈りの管理については700万円程度を来年の3月までの予算で出してありました。その芝生の管理委託についてはまだ決まってないという前回のお答えでしたので、今どこがされているのか。それを来年3月までそこにしていただくのか、指定管理業者が新しく決まったらそこに替わるのか、その辺の見直しをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 現在のそよ風パークの緑地の管理につきましては、契約書は一応9月末まで地元の緑地管理の業者に委託をしております。281万6,000円で委託をしております。町のほうとしては、今、指定管理のほうの選定を終わったところがございますけれども、10月以降は新たな指定管理者に緑地管理のほうもお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） そよ風パークはすごく広大な敷地で、いろんな施設が点在していて、

管理をしていくのは大変だと思います。お金もそれだけかかると思います。そのお金がかかる中の一つは、グラウンドの整備にお金がかかるというふうに聞いていましたので、お尋ねをしたところでした。

これまでのそよ風パークの指定管理の在り方の反省と経営の総括を教訓として、新しい指定管理者を募集されるに当たって改善された点をお尋ねしたいと思います。

全員協議会でも、売却という方法もあるんじゃないかと。今言いましたように、広いパークの中に収益施設、利益が上がる施設とそうでない施設があって、それを分割したほうがいいんじゃないかという意見等も出されていきました。私も、指定管理のよい点が活かされて、緊張感を持って経営していただくように、施設整備は町がしたのですから、それを民間に貸し出して民間経営をやってもらうという方法もあるんじゃないかとか、貸出しが無理なら、自らの経営責任の下で指定管理料なしでやってもらうという方法もありますかと。先ほど言った、広い芝生等の管理だけを委託するということもできませんかということで、大胆な改革が必要なので、よく御検討くださいと申し上げてきました。ですが、従来どおりの応募の様子だったと思いますので、その点について、今のような意見を検討の結果されなかった理由と、そのほかに募集に当たって改善された点があればお伝えしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。そよ風パークの施設の管理運営に当たっては、各施設がそれぞれ有機的につながって、そよ風パークという施設が成り立っていることが確認できました。単体、単体での営業ではなくて、それぞれの施設が有機的につながることで、その利益を生み出していくということです。ホテルとレストランは宿泊客の利用が不可欠でございますし、そよ風広場や多目的広場の利用者もレストランや浴場の利用と密接につながっており、不採算部分を切り離すという御意見もございましたけれども、緑地管理を直営にすることも検討いたしましたけれども、一体的に管理するほうが、使い勝手や軽費の面でもメリットが大きいという結論に至りました。緑地広場について積算をしてみたところ、年間で1,000万円程度、冬場の12月から2月までは草刈り等は必要ないというところで積算をしましたが、1,000万円程度かかるということで、そういった経費的なことも含めて、一体的な管理をお願いするということにしました。

それと、売却等の御意見もございましたけれども、施設をいち早く再開することを優先に考えまして、指定管理という形での再開を目指してきたところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今回も一体的に管理を、指定管理をするということの理由については承りました。緑地の管理について1,000万円程度とおっしゃいましたので、指定管理料の中にこの1,000万円入るということですよ。だから、後ほども申し上げますけれども、そういうところにきちんとお金が使われなければならない。そういう、きちんと指定管理料が目的に合って使われているかどうかということもきちんと見ていっていただきたいと思います。

それで、新しい指定管理者と交わす基本協定書についてもお尋ねをします。そよ風パークの経営をしたいと応募してきた会社は、結果的には1社だったと聞いております。8月28日にプレゼンが行われて、選定されたところが、今議会中に提案されるとも聞いております。1社しかないということですので比べることができません。その会社の経営能力をしっかりと見極めなければならない責任が議会にあると思います。そして、今までと違うのは100%町出資の第三セクターではなくて、一般の民間企業ということですので、提案されるときには、プレゼンのときの資料を最大限に出していただきますよう、ここでお願いしたいと思います。今回の一連のことを教訓として、今後に生かされなければならないと思うからです。よろしくお願ひいたします。

協定書について、三つお尋ねをしたいと思います。

一つ目は、指定管理料については、今申し上げましたように、こういう理由で出すんだということの積み上げで出ていきますので、それをきちんと見極めてほしいということと、経営努力によっては、見直しができると思うんですね。減額だったり、もしかしたら増額はもう、なるべくないほうがいいんですけど、1年ごとの見直しをきちんとするというふうにもなっておりますので、それをちゃんとやっていただきたい。そして、指定の期間は5年間ですけれども、新しいところでもありますので、1年ごとの点検が必要になってくると思います。ホテルやレストラン、物産館等については収益施設ですので、収益が上がった場合の納入金についての検討が必要だと思っています。それが一つ目です。

二つ目は、じゃあ、反対に赤字経営に陥ったときはどうするのかということです。第三セクターでやって、100%町出資の第三セクターのときとまた違って、民間企業でありますけれども、町の施設ですので、経営状況に、全部そちらにお任せでしなはったごつたいではなくて、経営状況が悪化しないようにアドバイスだったり、関わり方があると思うんですけど、それをちゃんとしていけるのか。今までは取締役等に町長が入っていらっしゃるとかがありましたけれども、その弊害というか、混乱する部分もありましたが、そういう状況ではなくても、取締役の一員にはならなくても、取締役会に何らかの形で関与ができるような形に持っていけるのかどうかということをお尋ねしたいです。

それと、三つ目は、そよ風遊学協会の経営の総括から考えたときに、指定管理料を前年度の借金の返済に充てていたという部分を、そういうことがもうないようにするために、基本協定書の委託料の条項には、今は、一括して請求があったらば納入するとなっておりますけれども、これを半期ずつに分けて管理料を払うというふうにもできないだろうか、そうすべきではないかと思っています。

収支報告についても、指定管理料を営業利益に入れてという報告になっていましたが、これでは本当の営業の実態が見えなくなって、赤字隠しになっていたという点は改めないといけないと思いますので、この点はほかの指定管理施設でも同様です。教訓とするために、ほかの指定管理施設に対しても同様にしていけるべきではないかということで、大きく三つです。以上についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 御質問があった、収益があった場合には、町に還元するという項を入れるべきではないかということでございますけれども、現在、指定管理料を支払っている、そよ風パークについては支払うことにしておりますので、まず、利益が出た場合には、指定管理料を減額するというところをまずやって、それで、指定管理料がない状態での利益が出た場合には、町に地域貢献といいますか、町に貢献するとか、そういったところの寄附をお願いするというのは可能かもしれません。ただ、現在、指定管理料をお支払いして管理運営をしていただくという形になりますので、まずそこを検討したいというふうに考えます。

それと指定管理料の支払いについては、毎年、年度協定書を締結しております。その中で、ほとんどの施設については一括して、協議した上でお支払いをしているところでございますけれども、年2回に分けたらということもございますが、そのことについては、どこの施設も、大変資金繰りがぎりぎりのところでやってらっしゃるところもございますので、今後、検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 利益が上がったときの納入金についてのお返事は、そのとおりだと思うんですね。けれども、最後のところで言われた指定管理料は、経営のために、年度末厳しいときの助けになるという、そういう実情もあると。そういうことだったら、やっぱり指定管理料を当てにするという経営の仕方になっていくと思うんですね。私は実業家ではありませんので、そういう部分のところはあると思いますけれども、でも、そうではない、指定管理料はちゃんと目的外支出はできないんだということを、ちゃんと請け負われた会社にもきちんと分かっていたいて、何にでも使っていいんじゃないよと、積み上げたものに使うんだよと、それはきちんと確認していただきたいですし、それを経営努力で抑えていって利益が上がったら何で指定管理料が減らされるのと、経営側としてはちょっと不満があるかもしれませんが、設備投資、初期投資は要らないわけですから、その点できちんと理解していただいて、健全な運営ができるように、そういうところを、今までと違う、パークでの教訓を生かすというところをきちんと引き継いでいただきたいと思います。

これ、一つ、すみません、通告してないんですけど、確認させていただきたいのが、今まで、パークに行くとき使用料という看板があって、これの理解の仕方がまちまちだったと思うんです。住民の方が、あそこを散歩したりとか、ジョギングに行ったりとか、ちょっとした運動をしたりとか、遊具は今ちょっと使えませんが、遊具がまたできましたときには遊具で遊ぶのに入るのにはお金は要らないですよと、自由に出入りしていいところなんですよということですよ。その確認をさせてください。それでいいですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） あそこの敷地の中で、例えば遊具があった場所ですとか、そういったところに入る分は、特に使用料を頂いているわけではございませんので、自由に使っていていいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 何度も言いますが、今回のそよ風パークの指定管理についての総括を教訓として、今後に活かして、それから山都町が一つになって、パークが新しく健全な形で再建がされますように、今後とも、ぜひよろしくお尋ねしたいと思います。

では、大きな次の、山都町のごみ処理の現状とこれからについてお尋ねをします。

燃えるごみ袋の有料化から1年がたちました。燃えるごみ、それからリサイクルされたものをごみと言うかどうか、資源物なんですけど、その資源物と埋立ごみの量の変化がどうなったか、それからごみ処理にかかる費用はどう変化したかということをお尋ねします。よろしくお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。昨年4月1日より可燃物をはじめ、資源物、粗大ごみを含む全てのごみにつきまして、処理手数料を有料化といたしました。持ち込まれたごみの量は、平成24年度から29年度の平均で4,050トン、平成30年度は有料化前の駆け込み排出があり、4,106トン、有料化後の前年度は3,746トンとなっております。24年度から29年度の平均と比較しますと、約7%の減少となりまして、有料化による排出抑制が図られたのではないかと推測しております。

なお、本年の4月から6月におきましては、ごみの排出量が前年に比べて6%ほど増加しております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策におけます外出自粛等によりまして、自宅の片付け等が行われたことによるものと思われまます。

費用につきましてですが、昨年度の処理費用は修繕費を除いて1億9,463万6,000円です。有料化による収入額は1,458万2,000円となっております。1世帯当たり換算しますと、大体2万7,786円となります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ごみ処理の有料化については、税金の二重取りではないかという意見も承っています。税金を払っている中でごみ処理をしてるのにという意見も承っていますけれども、やはり、みんなで協力をして、これだけのごみ処理料、2億近くかかっていますよね。そして、最終処分委託料としては多分8,000万円ぐらい、それから修理費は除くとおっしゃいましたが、清和の小峰のクリーンセンターの修理費は5,000万円かかっているというふうに聞いていますので、トータルすれば処理料だけではなく、そういうトータルしたもので、3億3,000万円ぐらいのごみに関する費用がかかっているということになりますので、この辺については、町民の皆さんにも御理解いただいて進められていることは感謝したいと思います。

山都町のごみ処理については、分別の品目も多くて、集団ごみ回収事業への助成など、リサイクルにも力を入れていただいています。つい最近では、携帯電話のリサイクルも含まれたと思います。しかし、先ほど言われましたように、ごみ処理の有料化から7%削減されたとはいえ、ま

だまだ、燃えるごみを削減していかないと、今のクリーンセンターの寿命がいつまでもつのかとか、後で質問します広域のごみ処理をしたほうがいいのかどうかということに関わってきますので、全国平均で燃えるごみの40%になる生ごみの分別については、どうお考えか、ほかの自治体では、その生ごみを分別して肥料を作ったり、施設で使うエネルギーはもうそこで使って循環させるとかいう方法を取っているところもあります。生ごみの削減、それから、そのほかの燃えるごみの削減のために、現在考えられていることをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。可燃ごみにおけます生ごみの量につきましては、数値といたしましては把握ができておりません。水分を多く含みます生ごみを減らすことで、ごみの減量化、燃料費等の処理費用の削減、施設の延命化につながります。現在、生ごみの水切り等の協力につきまして、町民の皆様への呼びかけを行っております。併せまして、生ごみ処理機の購入につきまして、費用の一部を補助しているところでございます。

生ごみを有効利用した施設につきましては、他県におきまして、エネルギーや有機肥料としての循環活用されている先進的な施設がありますが、本町におきましては、実施する場合には現施設と別に新たな施設の建設が必要となり、多額の費用が発生することとなります。現在、計画されております広域処理施設建設の中で循環型を考慮に入れた施設の建設を提言していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 広域での処理になるとすれば、そういう提言を、ぜひしていただきたいと思えます。

それから、燃えるごみの削減について二つお尋ねをします。紙おむつのリサイクルについてはどうお考えかということと、7月からレジ袋が有料化となりましたけれども、これはきっかけづくりであって、このことだけでプラごみが減らせるわけでは毛頭ありませんし、町としてプラスチックごみを減らすためのお考えはどうかということ、二つお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。まず、紙おむつのリサイクルにつきましてですけれども、現在、可燃物として処理しておりまして、紙おむつの処理量の把握は、ちょっとできておりません。環境省によりますと、2018年の紙おむつの全国生産量は、2010年と比較すると、乳幼児用で1.7倍、大人用で1.5倍に増加しているところでございます。紙おむつをリサイクルすることによりまして、焼却ごみの削減や環境負荷の低減等が期待されますが、衛生面を含む適正処理の確保やリサイクル技術等に関する情報不足が課題とされておりまして、環境省において今年3月に、使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインが示されたところでございます。本町におきましては、生ごみ処理と同様に、新たな施設が必要となりますので、広域処理施設の建設に、紙おむつのリサイクルについても提言していきたいと思っております。

プラスチックごみにつきましてですけれども、現在、本町におきましては、資源物としてペットボトルを収集しておりまして、そのほかのプラスチックごみにつきましては、可燃物として処

理しております。

ちなみに、上益城郡内の状況を見ますと、御船甲佐クリーンセンターでは食品トレーのみを、益城クリーンセンターではプラスチック製容器包装、いわゆるプラスチックのリサイクルマークの表示があるものを分別収集している状況でございます。また、熊本市におきましても、プラスチック製容器包装の分別収集を実施されております。

本町においても、プラスチック製の容器包装をリサイクルすることで燃えるごみの減量化が見込まれ、焼却によるCO₂排出削減やリサイクル率向上のため、プラスチックごみの分別収集を進めていかなければなりません。国では、さらなるリサイクル推進のため、プラスチック資源の分別品目を新たに設ける方針を示しております。令和3年3月までに開始時期や自治体の負担軽減策を検討されているところでございます。

山都町におきましては、プラスチックごみの分別収集のため、小峰クリーンセンター内での保管場所の整備、家庭からの収集方法及び施設からの排出先などの国の施策を見ながら分別収集の実施に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） プラごみについては、今お答えがありましたように、進んでいくというお答えでしたので、大変期待をしております。

生ごみについては、今私たちができることということで考えたときに、コンポストや生ごみ処理機への町の助成がありますね。何遍か申し上げたんですけども、それはとてもいいことだと思うんですが、生ごみ処理機が電動であるものについては、これはもうやめてもいいんじゃないかと思っております。その代わりに、水俣とか天草市のほうでされているキエーロという生ごみ処理機があるんですが、それを民間の方が作られて、口コミで普及に努力をされています。そういう電気を使わずに生ごみ処理ができるという道具もありますので、その辺の検討もしていただきたく思います。それと、やっぱり私たちの生活を見直さなければ、このごみの減量はできないと思います。トレーについても、野菜や果物もトレーに乗せられて、そしてその上にパックされてますよね。そういう過剰包装をやめてもらうこととか、企業側に対しても、どうしてもトレーが必要、レジ袋が必要ということであれば、自然由来の原材料で作ってくれということをも市民側からも求めていかなければいけないと思います。

プラごみの回収については、プラスチックトレーだけでも回収を早めていただきたいなと思いますし、コロナの感染防止のために使い捨てマスクが多く使われていますけれども、これが海に大量に廃棄されているという現実も報道されています。マスクの処理についても、町からも啓発をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、上益城の広域ごみ処理施設のことについてお尋ねをします。今、山都町のごみ処理施設についての現状をお聞きしました。新聞報道にもありましたように、山都町は上益城5町でつくる広域のごみ処理施設の計画に参加されていますけれども、山都町の今後の10年間のごみ焼却施設とし尿処理施設の見通しから、参加の理由があるんだろうと思いますけれども、その10

年間の見通しについてと、参加の理由について説明をお願いします。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。ごみ処理施設小峰クリーンセンターは、平成2年4月に稼働し、30年が経過。し尿処理施設千滝クリーンハウスは平成6年3月に稼働し、26年が経過しております。両施設とも老朽化が著しく、毎年、大規模な補修や修繕を行っており、維持経費が膨らんでいる状況でございます。そのため、根本的な施設の改修または新施設の建設が必要な状況となっておりますが、財政的に大変厳しい状況にあります。このような状況は、ほかの上益城郡内の4町におきましても同様でありまして、5町協同で建設することで、建設経費及び維持管理費軽費について財政負担の軽減となるものでございます。

今後の10年間の見通しにつきましては、現施設の老朽化や人口減少、リサイクル技術の向上、環境に配慮したごみ、し尿の処理制度の改正など、様々な不確定要因があり、見通しを立てることはなかなか厳しい状況にあります。まずは、新施設ができるまで、現施設の延命化を図ることが必要であると考えております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今言われましたような課題はあると承知をしております。広域処理については、メリットとしてコスト面の削減というのがあると言われましたけれども、デメリットとしては遠いところに持っていかないとはいけませんので、運搬費用がかかるということがあると思います。

なので、広域の施設に参加するという選択肢は、選択肢としてあっていいと思うんですけども、ほかにもやっぱり、先ほど言いました山都町に生ごみ処理施設を造るとしますね。コストはかかりますけれども。そして肥料を農家に使ってもらい、施設の電気もそこでつくってということが考えられる。この生ごみ処理施設はし尿処理も一緒にできる施設ですので、し尿処理施設が要らなくなるという利点もあると聞いています。

紙おむつをリサイクルすることで、リサイクルしたり、プラスチックをリサイクルすることで、燃やすごみが合わせて50%ぐらい削減できれば、逆に広域に参加せずとも、熊本市に処理を、もしかしたら5年後は委託するかもしれまんよね、そういう形が続けられるかもしれない。そして紙おむつのリサイクルについては、リサイクル工場をここに造らなくても大牟田市にありますので、そこに持って行く、そしたら、また運搬費用がかかりますけれども、そういういろんな全体的なシミュレーションをしていただいて、どういう方法が一番、山都町にとっていいのかというのを考え直す時期でもあるんじゃないかなと思うんです。技術も進歩しておりますし、今ならまだ間に合うのではないかと考えています。

広域に参加することを選択するのなら、先ほども言われましたように、その処理施設に対して生ごみとし尿処理を一緒にする施設の提案をされたり、紙おむつリサイクルの提案をされたりという、よりよいものにしていただきたいし、今後、そんないろんなシミュレーションをしていただいて、メリット、デメリットの検証とともに情報を早めに公開していただいて、どのような方法がコスト面、それから持続可能なまちづくりの面で有効なのかということを提案してい

っていただきたいと思うんです。広域ありきではなくてですね。先ほども言いましたように、技術的にも進歩をしております。ごみ処理の問題は、町民の皆さんの理解と協力が不可欠でありますし、コストがかかるとか大変だとかいうマイナス面ばかりじゃなくて、持続可能なまちづくりの展望あることとして捉えていきたいと思っておりますので、町長の、最後にお考えもお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。最後の、非常に難しい名前ですので、読みます。熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会となるものを、郡内5町でつくっております。これにつきましては、去年、おととしまでは、西原村も参加をしておりましたが、西原村が離脱された中で、地震後のいろんなこともあったというようなことですが、今、5町で協議会を立ち上げながら、今、広域連合の中に事務所を、今年から設けながらしております。いろんな協議を協議会の中でしております。

今日、課長のほうから報告があろうかなという思いでございましたが、本来であれば、令和7年度からのごみ処理施設の稼働を計画しながら進めてまいりました。少し長くなるかもしれませんが、しかしながら、熊本地震からの影響で、財務的に各区町村、難しい、きついなということで検討しておりましたが、熊本市のほうからお誘いがありまして、熊本東部清掃工場を改築するのを機に、上益城のごみの受入れができますよという提案がありましたので、その協議を、去年、おとし、2年間したところでございまして、改修が終わった後の15年間ぐらい、具体的な数字はまだ決まっておりませんが、熊本市にお願いをしようという、この決定はもうできております。その間に、今、用地買収等々をしておりますので、その買収を進めながら、その間また、熊本市も検討せなんというようなことですが、上益城としても検討をしていきたいなという形でございますので、まずは、あと4年間ぐらいは清和の施設で処理をしながら、その次には、熊本市の東部清掃工場にお願いをするというような措置としての決定をしておりますので、そのような形、また分別等々については熊本市としても、しておる部分はそのような形で行こうかなという思いでございますし、先ほど提案があった部分については、また、熊本市とも各町とも協議をしながら進めていきたいと。

し尿処理につきましてが非常に難しい部分、特に山都町から御船まで大変遠い部分があるわけでございますので、これについては、まだ具体的な決定はありませんが、今後、下水道に直接流すとか、いろんな分の検討が県内でもあっておりますので、その検討を今しておるところでございますので、先ほどの提案等々につきましては、先般来、藤川議員等々からもあっておる分でございますので、これは、今後の我々の協議会の中でも協議をしていきたいという思いでございます。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、西田議員から発言の申出がっておりますので、これを許します。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） すみません、先ほどの一般質問の中で、間違っただけを申し上げましたので、すみませんが訂正させていただきます。

そよ風遊学協会の24年間の利益が50億円と報告されたと言いましたが、これは間違いで、売上げが50億円だったということです。訂正させてください。申し訳ありません。

○議長（工藤文範君） それでは、一般質問を続けます。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 皆様、こんにちは。1番、議員の眞原誠です。

今日の新聞を拝見しまして、自民党総裁選、それから台風被害、GoToキャンペーン、いろいろな記事が載っていたんですけども、中で、私が一番ショックを受けた記事がありまして、これがGDPの改定値でした。先月の4～6月期速報ではGDPの年率前期比が年率で27.8%の減少と、これも戦後最悪の値でしたけれども、それが今日の新聞発表ではさらに下方修正されていまして、28.1%の減になっていました。設備投資費、これがちょっと衝撃的だったんですが、速報値1.5%減だったのが、4.7%減に下方修正されています。経済の根幹に相当のダメージが及んでいると、こういうふうに思われると思います。

3四半期連続のマイナスというのもかなり衝撃的でした。これは速報値でもそういうふうに出たんですが、7～9月期はプラス成長の見通しだそうですけれども、実は全く楽観視できないんだなというふうにも思っております。

さて、そういう世の中にあっても、私たちは地方公共団体として、山都町民の福利増進を目指して、この地のまちづくりをたゆむことなく進めていかねばなりません。まちづくりの基礎となる山都町総合計画も、今年度から後期基本計画の期間に入っています。激動する世の中において、この町の今を、そして未来を築き上げる作業を実直に進めていくために、今回の質問では総合計画の中身を確認する形で、これからのまちづくりの方針を見ていこうと思います。

それでは、発言台のほうに移って質問します。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 第2次山都町総合計画の後期基本計画ですが、これを大きく五つの分野に計画が分けられています。人づくり、産業づくり、環境づくり、地域づくり、そして財政、この五つでした。今日は、人づくり、産業づくり、そして財政、この三つの分野で質問をしていきます。

まず、1点目ですが、人づくりから。総合計画の冊子の冒頭部分、はじめにというところに、その課題がよくまとめられていました。一部読みますと、「急激な人口減少にならないように人口流出を抑制し、流入人口を増やす。そのためには、山都町で子育てを希望する若い世代が増加

するような環境づくりが望まれる」とあります。町を支える人づくりには、環境づくりが必要だと、そういうことだろうと読みました。

基本計画の部分を見てもみますと、取組として、「子育て世代が安心して、子どもを産み、育て、健やかな成長を創造できるよう、地域で子育て世代を支援・応援できる環境を整備します」とあります。そこで質問なのですが、子育て世代を支援・応援する環境づくりとありましたが、これは具体的にはどのような取組になるのか教えてください。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、お答えいたします。主な事業といたしまして、出産、子育て相談事業、不妊治療費を助成する子宝支援事業、ひとり親等家庭医療費の助成、子育て支援センター事業、保育サービス事業、妊婦・乳幼児健診や赤ちゃん訪問などの母子保健事業、子供さんの検診や予防接種のスケジュールの通知が届く山都町子育て応援アプリもございます。子ども医療費助成事業については、各自治体が実施しておりますが、対象年齢に違いがありまして、就学前までとか、あるいは小学生まで、中学生、高校生までと様々です。本町では、平成27年度から、それまで中学生まででしたけれども、高校生までに引き上げて助成をしております。郡内のほかの4町を確認しましたところ、中学3年生までということでした。

また、出産祝い金給付事業は山都町独自の事業で、平成21年度から開始しており、当初は一律3万円でしたが、子育て支援と定住促進を図るため、27年度からは、第1子が3万円、第2子5万円、第3子10万円、第4子以降は20万円を給付しております。

また、子供の居場所づくりや子育て世代の安定的な就業支援のための学童保育事業がございます。町内六つ全ての小学校ごとに保護者会により運営がなされ、昨年度からは認定こども園さくらんぼ愛園さんが学童クラブを開所されまして、合計7か所となっております。

以上、子育て世代を支援する事業を多岐にわたって実施しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） かなり多岐にわたって、手厚く子育て支援策を展開されているということが確認できました。特に私も、学童保育の保護者会の会長をしていた時期がありまして、町がいかにか他町村と比較しましても手厚くここを支援しているのかというのは実感していたところです。今後も、これらの事業が維持できることを期待していきたいと思います。

ところで、私も、我が子が未就学児だったころは感じていたことなのですが、医療につきまして、例えば乳幼児、これが耳鼻科にかかる頻度というのはとても高いと思いますが、これが近くにないですとか、あるいは子供を伸び伸びと走らせる、あるいは安心して全身を使った遊びができるアスレチック遊具、こういうのがある公園が近くにない、こういうことをとても不便に感じていました。こうした声は、実は今でも子育て世代の方々からは大きく上がってきているところなのですが、こういったところに対しまして、何か対策等は検討されているのでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。後期基本計画策定の際、実施しました住

民アンケート調査におきましても、安心して生み育てられる子育て支援について、医療の充実、子供の遊ぶ場や機会の充実、支援の充実を求める意見が多かったところです。また、第2期子ども・子育て支援事業計画策定におけるニーズ調査におきましても、同様の御意見をお伺いしております。

本町には町立のそよう病院がありますが、新たに耳鼻科の設置といった場合、医師の確保、受入体制の整備、経営といった面から、様々な課題があるところで、民間医の開業についても同様の課題があると考えております。しかし、議員がおっしゃるように、特に子供さんは、いつでも専門的な治療を受けられ、早期の治癒につなげることが重要であると考えております。実際に、耳鼻科受診といった場合、環境の整った医療機関が複数ある熊本市など、近隣の市町まで通院されている方が多くおられます。耳鼻科を含めまして、専門的な診療科目を、町内外を問わず受診しやすい環境整備が必要であると考えております。

先ほど福祉課のほうからもありましたように、本町では18歳までの子供の医療費助成を行っておりまして、経済面で支援することにより受診しやすい環境をつくりまして、子供の健康の確保及び増進につなげていきたいと考えております。

また、高速道路も整備中でありまして、熊本市などへの移動時間も短縮が図られており、救急医療においても患者の負担軽減につながっているところです。町内のインフラ整備と併せまして高速道路の早期整備に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、公園や広場につきましても、子ども・子育て支援事業計画においても、子供の育ちを支えるまちづくりとして環境整備を図っていくこととしております。町営中央グラウンド周辺整備事業におきまして、子育て世代から高齢者までライフスタイルに応じて活用できる多様な空間やコミュニティの場となるよう施設整備を行ってまいります。

清和、蘇陽におきましても、清和高原天文台やそよ風パークなど、自然環境に恵まれました公共施設がございますので、子供たちの触れ合いの場、親子が集える場として環境整備に取り組みたいと考えております。

また、一自治体で解決できない課題もたくさんあると思いますけれども、広域で取り組んでいくことも必要だと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） すぐにできるような課題ではないかと思っておりますけれども、医療に関しましては。ただ、ぜひ進めていただきたいと思っております。例えば蘇陽地域ですと、御船の耳鼻科とかに下りるにしましても、恐らく1時間とか平気がかかってくると思っておりますので、ぜひ、総合的にその辺りも見ながら進めていただきたいと思っております。

そうしますと、次に、基本計画の中の体力づくりの推進というところに移っていきたくいんですけれども、中に、「子どもから大人まで誰もが健康的な生活を送れるよう、体力づくりやスポーツを楽しめる環境の整備が必要です」とありまして、取組としまして、「身近な場所でスポーツ、レクリエーションが楽しめるよう、学校施設の開放や、既存施設の点検・整備により活用を図り

ます」とあります。これは大いに進めてほしいところなのですが、対象となります施設、これは体育館やグラウンドになるんでしょうけれども、現在、これらの施設の状態がよくなって整備が必要な施設というのは、実際どれぐらいあるものなのでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在、利用している体育館の数は、学校及び社会体育施設合わせまして33施設、グラウンドにつきましては15施設を管理しております。ほとんどの施設において、大小なり整備の必要性があるところですが、特に利用に支障のある施設はございません。学校施設におきますと、広く住民の皆様には夜間開放を行っているところですが、整備が必要な箇所につきましては、学校側で体育施設等の状況調査を行い、教育委員会に報告をいただいているところでございます。

体育館においては、屋根の雨漏りや設備の不具合など、グラウンドにおきましては、グラウンドの凹凸や不陸、水はけの悪さ、照明や設備灯の劣化等の報告を受けております。また、一般の社会体育施設におきましても、同様の不具合が生じているところです。

整備について申し上げますと、昨年度は朝日体育館、浜町体育館、下矢部西部体育館など、屋根の改修工事や各種の修繕工事を行っております。

なお、大規模なものになりますと、現在行っております通潤橋前の中央体育館の老朽化に伴います中央グラウンド周辺の移転、建て替え計画を進めているところでございます。今後も教育委員会としましては、優先度の高いものから予算の範囲内において、順次、修繕等を行ってまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 体育館が33、グラウンドが15。かなりの数があるなと思います。築年数も古いでしょうから、それぞれに課題があるんだろうと思っています。使われている方から、自分のほうにも報告が上がってくることもあるんですが、例えば、矢部小学校の体育館では雨漏りが原因なのか、それとも利用が長いのが原因なのか、体育館の床面のニス塗りがはげてて、バドミントンをやっても滑ると。足が滑って本当に危ない。そこに雨漏りの水が落ちて、今度は腐食、板が腐敗していく可能性もあるのではという声も上がってきてますので。今、課長のほうから、順次、必要なところから整備のほうを進めていかれるということでしたので、ここはぜひ、そういったところも詳しく見ていただきながら進めていただきたいと思います。

質問の通告には、町営グラウンド周辺整備のことも御答弁いただくかと思ってましたが、これは午前中の質問の中で御答弁いただいておりますので、今回、私の質問では割愛したいと思います。

続きまして、人づくりのところの基本方針の②です。充実した教育・学習環境の提供というのがあるんですが、その中では、学力の向上と学校環境の向上に取り組むというふうにあります。そこで、主要事業の中を見ていきますと、基礎学力保障事業というのがあったんですが、基礎学力保障事業というのは、具体的にどのような事業になるのでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。山都町教育委員会では、児童生徒の学力の育成を努力目標の一つに掲げております。学力向上のためには、先生方の児童生徒との関わりが重要であることはもちろんですが、教育委員会と学校が連携した取組も大切だと考えます。お尋ねの基礎学力保障事業とは、学力向上を支援するための事業の一つで、学校教育指導員が定期的に学校に対し、授業や学校経営等に関する指導、助言を行うとともに、県や町の教育委員会が学校を訪問し、授業参観等を通じて、学校運営や教育力の改善のための指導、助言を行うものでございます。この基礎学力保障事業を教育環境の整備や教職員の研修、研究校指定事業などと併せて実施することで、総合的に学力向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 御説明ありがとうございます。今伺いますと、指導員あるいは県、町の教育委員会のほうから、授業の様子を確認しながら、指導内容ですとか、そういったところに子供の指導内容に対する助言などを行いながら、学力向上を図っていくということなわけですよ。実績がどのくらい上がっているのか、これも過去、既に行われているような、そういう事業内容になるのでしょうか。この辺の実績のところ、もし何かあれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。学校教育指導員の訪問指導については、おおむね2週間に1回程度、各小中学校を巡回しております。県や町の教育委員会の学校訪問については、おおむね年間1回訪問をし、指導、助言を行っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 分かりました。こちらのほうが、学力の向上に具体的にどのくらい効果が上がってくるのかというのは、私のほうでも、もう少し幅広く研究してみたいと思います。学力の向上は、やっぱり学校の授業も大切ですが、家庭学習というのも非常に重要になってくると思いますので、そういうところにもいい影響が及ぶようになってくるといいなというふうに思います。

次に、学校環境の向上、これを考えたいんですが、学校環境の向上ということを考えるに当たりまして、一つ、情報の提供をお願いしたいと思います。小学校まで入れると大変なので、中学校で結構なんですけど、上益城郡の5町、それぞれの中学校の数、それから生徒数、それと一般会計当初予算に計上されている中学校費、これを教えていただけないでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。上益城郡5町の中学校数は御船町、嘉島町、甲佐町が各1校、益城町が2校、山都町は3校です。令和2年度当初の中学校の生徒数は、御船町が410人、嘉島町が272人、甲佐町が241人、益城町が1,010人、山都町は275人です。

令和2年度当初予算の中学校費は、御船町7,145万円、嘉島町3,654万円、甲佐町4,338万円、益城町1億3,152万円、山都町は7,983万円です。

なお、令和2年度当初予算額ベースで、各町の中学校の生徒1人当たりの予算額は、御船町が

17万4,000円、嘉島町が13万4,000円、甲佐町が18万円、益城町が13万円、山都町は29万円です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 詳しくありがとうございます。中学生1人当たりの予算額をここまで分析して出していただいています。この数字ですね、やはり、見て驚きますが、山都町がいかに学生に対してというか、学校に対してしっかり予算配置をして、手厚い支援をしているのかというのが分かると思います。ところが、聞きますと、なかなか学校の環境整備が上がっていかないのは山都町が教育にお金を出さないからだ、そういう話も私の耳に聞こえてくるんですけども、こうしていざ数字を並べてみますと、町としてはきちんと予算措置をしているというのが分かります。

それでなんですけれども、ここまでしっかりと予算措置をしている山都町ですらなお、学校環境の向上というのがなかなか進んでいない、この状況についてどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。本町の中学校1校当たりの予算額は郡内他町と比較すると小さいですが、その代わりに、小規模校ならではのよさを生かした少人数教育に力を入れております。御指摘のように本年度、当初予算額ベースで山都町の中学校の生徒1人当たりの予算額は上益城郡内で一番多い額でございます。本町では、このように生徒1人当たりの予算額を手厚くしています。その予算を有効に活用し、人的配置の面からは学校教育を側面から支援する町雇用の人員をしっかりと確保し、現代的な教育ニーズに対応できるきめ細かい指導を行っております。

例えば、学習支援員や特別支援教育の充実のために、教諭補助を、中学校では計6人配置しております。また、英語力を伸ばすためにALTを昨年度の2人から本年9月以降は1人増やして3人体制の計画でございます。

子供たちが本に親しむ環境を整えるために学校司書を2人配置し、定期的に学校を巡回しております。不登校の子供たちの支援などのために、やまと教室の指導員を6人配置しております。これらの人的配置と併せ、学校環境の向上のために優先順位をつけながら整備に努めております。

しかし、学校を維持管理するために必要な光熱水費、設備費、老朽化した校舎、体育館の緊急修繕費、各種安全対策費等の固定的な経費は、生徒の人数にかかわらず一定程度必要で、事業の中には優先順位が後になるものもございます。そのため、少しずつは改善していると思いますが、全てにわたって飛躍的な学校環境の向上は、現状では難しいのが実情でございます。学校の将来像については、現在、学校規模適正化検討委員会で協議いただいている最中ですが、現時点では小規模校のよさを生かした少人数教育に継続的に力を入れるとともに、3中学校のバランスに配慮しながら全体的な学校教育環境の底上げに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 小規模校ならではのよさ、これを最大限に生かしながら、それを生かせるところに力を入れている、そういうお話だったかと思います。しかしながら、最初にいた

いた数字から見てみますと、人数で一番近いところが嘉島の272人ですかね、山都が275人、片や嘉島は1校、山都町では3校ということで、ハードウェアに対する予算のつぎ込みとしては、効果としては、どうしても数が多ければそれだけ分散してしまうということは事実としてあろうかと思しますので、その辺りも適正化の委員会のほうが検討を進められていると思いますけれども、生徒たちは、やはり3年間で中学校を卒業してしまいますので、長くなればなるほど影響を受ける学生たちが多いと、子育て世代を増やしていかなければいけないという、そういう人づくりの大きな項目があるのであれば、その辺りも、実際に子供、あるいは子供を抱えている親御さんたちの考えというか、思いというか、そういうようなものも現実的に吸い上げていただきながら、ちょっと検討委員会の議論を加速させていただけたらいいなというふうに思います。

それでは、続きまして、産業づくりのほうに移ってまいります。県が発表しています平成29年の市町村内総生産、これ、私はよく引用するんですけども、山都町の総額が395億円になりますが、そのうちの57.7億円、約14.6%、これが農業です。割合としては、平成29年では2番目なんですけれども、一番多かったのは建設業でした。土建ですね。平成28年に熊本地震がありましたので、数字が倍増してましたので、あれが15%ぐらいでしたが、ただ、それを除くと14.6%というのは農業が断トツトップなわけで、農業が山都町の基幹産業であるということが、この数字からも読んで取れると思います。当然、総合計画では農業分野にしっかりと重点が置かれているわけなんですけれども、ただ、その総合計画をずっと見ていきますと、産業づくりに関しては、農業とまた同じく大きく力を入れるように書いてあったのが観光産業でした。ここにもきちんと力点が置かれています。はじめの部分では、こういうふうに書かれています。ちょっと読み上げます。「観光産業を町の将来の発展を支える基幹産業として確立していかなければなりません」と書いてありました。ただ、今の社会はコロナ禍に覆われていまして、感染拡大防止と観光振興というのは、ある意味、対極にあると言ってよいと思います。各地域、あるいは国とも、非常に苦勞しているところだと思いますが、観光産業とコロナの感染拡大防止、これにつきまして、今後どのように見通していらっしゃるか、町長、どのようなお見通しかお答えいただきたいと思します。お願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 答えにならんかもしれませんが、今ありましたように、山都町の産業構造の中で農業が大きなウエートを占めておる、そしてまた観光業と。しかしながら、建設業なり、いろんな商工業でございしますが、観光業に対するこの総合計画の案をつくった、計画を立てたときと、今日現在の観光業に対する思いと現状が非常に乖離をしておるなという思いでおります。計画を立てたときは、思いもよらない今の事態で、観光を柱にできないのがこれは我々山都町ばかりではなく、日本中の問題、世界中の問題かなという思いでおりますが、これにつきましては様々な施策を、今、山の都創造課が6月の定例会、今回もまたお願いしてしておるところでございしますが、非常に難しいなという思いでおります。

しかしながら、手をこまねいてはいけませんので、やはり、観光業者の方々といろいろな意見を聞きながら、また我々行政としてできる部分、おかげで、今回もまたお願いをするわけでござ

いますが、いろんな商工、観光業者への提案等々も農林振興課も含めた中で提案をいたします。これを受けて、また、観光業界の方々、商工関係の方々がどのような受け止め方をさせていただきかなど。先ほど、今朝、後藤議員からもありましたように、道の駅が商工業者を圧迫するようだという事もありましたが、そのようなことはないという思いであります。やはり、一体となった中でまちづくりの一環が、また新しい道の駅の構想でございますので、商工業の方々とも観光業の方々とも話をしながらという思いであります。そのためには、まずは、おかげで町にあります観光旅行会社の方が提案を今されておりますので、こういう部分がやはり町全体の中で、まずは町民の方々が町を知り、山都町を知り、山都町を活用しながら、まずは進めていただきたいなという思いであります。

そしてまた、熊本県内に早くコロナが収束すれば、九州、福岡から、そして関西から、東京から誘客ができる下地をするためには、今、観光業界の方々が元気で持続していただかなくては次のステップに行けないなという思いでありますので、まずは、地元の方々にいろんな施設等々を利用していただきながら、いきたいと。そのための町としての施策も進めていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 新型コロナの感染拡大というか、感染防止を進めなければならないということで、観光振興がなかなか難しいというのは、どうなさるかなという感じでおったんですが。ただ、そんな中でも手を抜かずに進めていくと、あと、今、町長の御答弁の中で非常に大事なところがあったと思うんですが、持続ですね。今この苦しい時期ですが、何とか持続していただいてコロナの災いが、このコロナ禍が収束した後は、また、たくさんのお客さまを迎え入れられるような、そういうまちづくりが必要なんだろうなというふうに私も思います。

そんな中で、今、観光で一番重要なのは、行政ばかりではなかなか難しい、あるいは民間だけでも機能しないというところで、総合計画にも書かれていたんですが、観光協会の体制強化というのを促していくと、あるいは機能を明確化していくというふうに書いてあったんですけども、具体的にどのようにしてそれを進めていかれるおつもりなのか、その辺り、何か聞かせていただければと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、観光協会の体制強化と、機能の明確化についてでございますけれども、熊本地震やその後の豪雨災害で通潤橋が被災をしました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大で観光産業は大きな打撃を受けております。そのような中でも、観光協会も運営上、大変厳しい状況に立たされており、今後の観光需要に対応できるスタッフの増員と組織強化を図る必要があると考えます。

具体的には、4月から地域おこし協力隊が1名加入され、観光をテーマに地域づくりPR活動に取り組んでいただいております。また、去年は観光庁が進める観光地域づくりの推進ということで南阿蘇観光局の事務局長をお招きし、講演会を開催したところでございます。多様な関係者を巻き込んだ組織づくりについて参考となる意見交換会でもございました。

さらに、観光案内拠点整備事業として、山都町の豊富な観光資源を観光客に案内できるような拠点を整備し、町内回遊を促す体制づくりを行っていききたいと思います。

観光業務についてのアウトソーシングと申しますか、外部委託みたいな形の業務ができないかなというふうに考えております。通潤橋の放水再開や目前に迫る九州中央自動車道矢部インターチェンジの開通を見据えて、観光協会の果たす役割を明確にし、行政も一緒になって受入れ体制を整えていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、南阿蘇観光局のお話が上がりました。私もその講演は聴かせていただきまして、実は、中間団体という言い方だったと思います、行政と民間の間に入る団体。観光協会は、実は、商売そのものをやるのが目的ではなくて、行政にはできない、けれども公益的な事業というのが必ずあって、それを担うのが役割なんだということをおっしゃってたかなと思います。そういう観点からすれば、今、我が町にあります山都町観光協会というのは非常に大事な役割を担うべき団体だろうと思いますので、これは当の協会と行政とが一体となりながら、観光振興のためにも、ここの体制強化と機能をはっきりさせていくというのは進めていきたいところだなというふうに思います。

それでは、総合計画の最後になります財政の部分の話になってくるんですが、効率的な行財政運営というふうには書かれていました。それで、効率化といえば各種事業規模を見直していくとか、あるいは事業そのもののアウトソーシングであったり、あるいはICTの導入、こういったことが有効かと思われましても、効率化に向けて、具体的にはどのような計画をなされているのでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。町では、行政運営の効率化による効果的なサービス提供の推進、職員の定員管理及び人材育成の推進、財政運営の健全化の推進のための基本方針を示した平成28年度から令和2年度までの行政改革大綱を策定しておりまして、本年度、これまで5年間の検証を行い、令和3年度からの新たな大綱を策定する予定です。

これまで、老人ホームや一部の保育所など、民間が持つノウハウによりサービス向上が期待できる事業につきましては、民営化を進めてきたところです。今後におきましても、民営化、アウトソーシング、指定管理者制度、PFI等など民間能力の活用が可能な事業については検討を行ってまいります。

また、事務事業評価にも取り組んでいるところでございまして、事業の評価、検証を行い、PDCAサイクルにより限られた予算や人員の効果的、効率的な活用を図っていくこととしております。

ICTを活用した業務効率化の取組としましては、ウェブ会議システムを導入しておりまして、本庁、支所間との会議、打合せ、また、東京事務所など遠隔地との協議において活用されており、移動時間の短縮や旅費等の経費削減、情報共有の迅速化につながっているところでございます。

現在、さらなる行政業務のICT化を進めるために、申請書等に記入された文字を読み取り、データ化するAI OCRやシステムへの入力作業を自動的に行うRPA、また、電子決済等について他自治体やシステム提供者から情報収集を行っております。また、各課のヒアリングを実施しているところでございまして、本町のどのような業務に適用できるか検討を進めているところでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 確かに民営化や民間の力を借りるところは進んでいるというのは私も実感していました。民間ができるところは民間に任せていくというのがいいんだろうと思います。ただ、なかなか世の中の景気が悪うございますので、民営化、本来だったら景気がいいときはできても、なかなかできないという事情もあるでしょうから、ここは難航していられるかもしれないなというふうに思っています。

ICTの導入につきましては、今、御答弁の中にもありましたAI OCRですとか、それからRPAの活用、RPAももう今、大分バージョンが進んでいまして、多分、2、これから3に移ろうかなと思いますけれども、各自自治体でも活用できるレベルだというふうに僕も聞いています。人が今までExcelに入力したりですとか、伝票を読み取って違うソフトウェアに入力したりとかいうところを全てプログラムがやってくれるという、かなり画期的なシステムですので、これを導入するだけでそこにかかる人件費というのが全部がばっと削られるとか、そういう事例もあるそうです。そういったところを、これからも研究を進めていただいて効率化が進んでいくといいなというふうに思っています。

ただ、一つ気になることがありまして、確認なんですけれども、そうして効率化を進めていくということは、要するに、役場の職員が減っていくとか、あるいは行政が行う事業を縮小していくという話になろうかなというふうに思います。民間部門、要するにいわゆる民間の皆さんに体力がない今の不景気の時代に、公の部門が需要を減らしていきますと、これは不景気が加速するというのは、平成の30年間、我々は存分に体験してきたことだろうと思いますし、また、平成28年熊本地震からの復興需要、この復興需要が実質、熊本県の経済の下振れを緩やかにしたというのは、数字から読んで取れるところだろうと思います。あるいは、先ほども申しました役場職員の削減を進めていってしまいますと、山都町内の職そのものが減っていくということになるわけですから、人口減少に少なからず圧力がかかるのかなというふうにも思います。

そうしたことにつながるような取組が、実際に総合計画の中にも書かれていたので、ここでちょっと確認なんですけれども、基本計画の1番、2番、先ほどまで少し議論してきました、確認してきました人づくりや産業づくりのところと矛盾してくるような気もするのですが、これをあまり進めていくとですね、この辺りどのようにお考えなのかなと思います。ちょっと確認させてください。お願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたしたいと思います。現在の不況下ということで、山都町内の経済の停滞ということで非常に危惧されているというところでございますが、その分につ

きましては、現在、国のほうから、コロナ対策の地方創生の推進交付金もありますので、十分活用する必要がございますし、今議会でもその活用の案につきまして御提案を申し上げているところでございます。少しでも、町内経済の活性化につながる工夫を各課で検討しながら出しておりますので、十分御協議をいただきたいかなというふうに思います。

それから、町職員の減少、削減ということでございましたが、一つ、数字を紹介させていただきたいと思います。現状としましては、合併時と比較しまして100名程度人員を削減してきたというところでございますが、人口1,000人当たりの職員数の推移を少し調べてみました。合併しました平成17年は20.9人、5年後の平成22年は20.5人、5年後の平成27年は21.2人、今年度令和2年度は20.9人ということで、単純比較はできませんが、人口1,000人当たりの職員数は特に減っていないというところでございます。ただし、議員からございましたとおり、様々な時代のニーズに合う職員の人づくりというのはもちろん、効率化も進めながらではございますが、ICT化、それで少し余力が出た分につきましては、適材適所の配置をすることによりまして停滞を避けていくという部分を進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1,000人当たりの職員の数という、私も初めて見る数字で、ずっと変わってきてないというのは、少し驚きだなと思います。100人減らされている中でこのような状態だということなんだなと感じました。また、今、課長からの御答弁にもありました、効率化をして余力が出てくる部分に関しましては、適材適所で配置していくというお話も、私もそのほうがいいのか、そうすべきだろうなと思っています。

効率化は、やはり時代の流れで進めていくべきだろうと思います。そして、効率化を進めることで生まれる予算とマンパワー、この余剰は、今、課長のほうの御答弁にもあられたように、世の中が好景気、インフレ率が高いときはそのまま削減すべきだと私も思います。民間が一生懸命やりたいというところに行政が出張っていくと民間の足を引っ張ってしまいますので、それは削減すべきだろうと。あるいは需要が過熱しているときに行政までもが需要をつくってしまうとインフレ率が高くなっちゃうので、それは削っていかなきゃいけないんですが、今、このようにデフレにあるときは、効率化を進めて生まれた予算的な余力とかマンパワーの余力というのは、本来といいますか、町民が必要とする資産を形成するための投資に回していただくですとか、あるいは、マンパワーに関しましては人の手とか、職員の知恵というのがどうしても必要な事業のほうに重点的に回していただくなどして、その力はそのまま温存したまま存分に町の事業に発揮していただきたいというふうに思っています。課長からも御答弁がありましたので、そのことで進められると思いますので、そこは安心したいと思います。

さて、最後になりますけれども、ここまで山都町の総合計画の中身について質問してきました。総合計画はまちづくりの全容を網羅しています。これらを一つ一つ丁寧に進めていくことは当然必要だと思います。ただ、全容を網羅していますので、全部を並行して一遍に進めていくというのはなかなか難しいのかなと思いますが、主軸となる事業あるいは取組というのがあるのだろう

というふうに推測しています。総合計画の期限が令和6年まで、まだちょっとありますが、この長い残された5年間、4年半ぐらいですか、ここから主軸となっていくというか、何に注力を置きながらこの総合計画全体を推し進めていくようにお考えなのか、ここは梅田町長のほうから、その辺りの確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 総合計画、後期の計画が始まっておるわけでございますが、先ほど来、いろんな事業の計画等をお願いをしておるところでございますが、最終的にはこの5年間の中で、できない部分もあろうかなという思いしておりますが、計画を立てた部分について、完結をしたいと思いますという思いしております。

一番大事なことは、それを担う、まずは我が町の職員でありますので、この人たちがどれだけまちづくりを、町を思った中でのまちづくりに取り組んでいただくかが一番重要なことじゃないかなという思いしております。限られた予算、また交付金等々が減る中、人口が減少する中で、職員の思いが行政に、そしてまたまちづくりに生かされればなという思いしております。

先ほど、眞原議員からあっております教育費のことにつきましても、本当に伝統的に山都町は教育に予算を多く割いていただいているなど実感をしておるところであります。しかし、この予算が本当に、先ほどありましたように学力の向上であったり、人づくりに役立っているかなというのは、まだ、結果、効果はなかなか疑問視する部分もあるかなと思っておりますが、これだけの投資ができる山都町でありますので、まずは、そういう人づくりのための予算は惜しみなく使っていかなんし、また、効率的に、先ほど行政の効率化とかありました。教育に効率化という言葉はタブーだという思いしておりますが、しかしながら、取り組むべき部分については取り組んでいかななくては行けないと、これはもう、果敢に、先ほど各町の比較の数字も出たところでありますが、そういう思いで取り組んでまいりたいという思いしております。

職員につきましては、本当に優秀な職員を全て入庁してもらっておると思っております。私になってからもいろんな各地域から、各方面から若い人から社会人の方々まで、有能な職員が入庁しておりますので、この人たちが十分に力を発揮できる場をつくりたいという思いしておりますので、今、職員の方々には新聞を読んでほしいと、今頃、新聞なんか何でかと言われるかもしれませんが、毎日、感想を書いてもらっておりますが、すばらしい思いを書いていただいておりますので、これを続けて、職員の質の向上を図りたいなという思いしております。

また、町民の皆様には、山都観光塾であったり、また、昨年からの山都経営塾であったり、いろんな、町民の皆さんに対する学習の場も設けておると、また、高齢者に対してはたくさん、皆さん御存じのとおり、いろんな学習を皆さんしていただいておりますので、そういう部分、まずはマンパワーを生かせるまちづくりをしていきたいなという思いしております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） やはり、総合計画の一番最初に上がっております、人づくり、ここが主軸になってくるのだというふうに捉えました。また、町長の御答弁にもありましたマンパワーを生かしたまちづくりということ、皆さん本当に町の職員の皆さんもそうです、私が日頃からお

付き合いさせていただいている町民の皆さんもそうなんですけれども、山都町に対しての思いというのは、皆さんそれぞれ非常に強いものを持っていらっしゃるって、そういった皆様の思いをしっかりとまちづくりに、一つの方向に乗せていけるような、そういう町の行政の取組、事業であってほしいなと思いますし、我々議員も町の皆さんそれぞれのお声を行政の皆様にお届けしながら、同じ方向を向きながら、今後まちづくりを進めていきまして、人口減少が進む、交付金も減っていく、予算制約がだんだん厳しくなっていく中で、先ほど言ったような効率化も進めながら我々町民が満足できるような、そういうまちづくりを進めていっていただきたい、また我々もそれに力を注いでいきたいというふうに思います。

本日の質問は以上になります。長くなりました。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時14分

9 月 10 日（木曜日）

令和2年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年9月3日午前10時0分招集
2. 令和2年9月10日午前10時0分開議
3. 令和2年9月10日午後2時30分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日) (第3号)

日程第1 議案第56号 令和2年度山都町一般会計補正予算(第8号)について
日程第2 議案第57号 令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第3 議案第58号 令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
日程第4 議案第59号 令和2年度山都町水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第5 議案第63号 山都町辺地総合整備計画の策定について
日程第6 議案第64号 そよ風パークの指定管理者の指定について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	9番 吉川 美加	10番 藤原 秀幸
11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治	13番 藤澤 和生
14番 工藤 文範		

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 飯開 政俊

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第56号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第56号「令和2年度山都町一般会計補正予算第8号について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。

それでは、議案第56号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第8号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、21ページをお願い申し上げます。

2款1項総務管理費でございます。2目文書費につきましては、書庫等で利用しております旧浜町保育園の雨漏り補修費、工事費として129万7,000円でございます。

3目区長費につきましては、さきに議決いただきました議案第55号に伴うシステム改修費でございます。

5目財産管理費は、14節工事請負費に井無田診療所駐車場用地の原形復旧に要する経費117万6,000円でございます。

6目庁舎管理費は、蘇陽行政センターの浄化槽の修理費496万4,000円でございます。

11目企画費では、7節と8節に各委員会の開催経費を計上しておりますところでございます。14節工事費は、まちづくり基盤整備基金を活用するもので、金内原線の道路改良工事でございます。22ページをお願いします。

16目地籍調査費につきましては、事業費追加が認められたものでございます。それぞれ必要な経費を計上しています。

続きまして、23ページです。

今回、新たに25目として、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費として国の地方創生交付金事業等々の補助金を取りまとめて、支出の目的別に整理をしております。議員の皆様にはさきに配付しておりますが、その資料につきましては事業内容ごとに整理をしているというところでございます。事業費としましては3億1,865万1,000円でございます。金額交付金あるいは、補助金等を充てる予定としております。

10節の需用費の合計額は1,426万6,000円です。感染予防のための消耗品などの購入でございます。

12節委託料の合計は9,940万4,000円で、商品券発行や千寿苑空調工事の設計委託料、システム改修費等でございます。

14節工事請負費の合計は1億10万8,000円で、避難所拡大に伴うそれぞれの施設の改修工事費等を計上しております。

17節備品購入費の合計は5,897万2,000円で、避難所、学校関係に関するものでございます。

18節の補助金の合計は4,290万1,000円でございます。各事業者や福祉・医療施設、放課後児童クラブ等への支援、それから子育て、農業者、移住者等への支援でございます。財源につきましては、概算でございますが、国の臨時交付金3億1,000万円程度、それから福祉関係補助金120万円、商工費県補助金290万円、学校関係に関する補助金が450万円でございます。

少し飛びまして、27ページをお願いします。

3項1目住民登録費でございます。いわゆるマイナンバー制度に関するシステム改修費973万5,000円でございます。全額国庫補助金でございます。

28ページです。

2項1目児童福祉費では、10節需用費、17節備品購入費、18節補助金では、児童福祉施設用のコロナ対策経費として合計で928万円、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援補助金を活用するものでございます。

12節委託料につきましては、子ども・子育て支援条例等整備業務委託料でございます。条例等整備としておりますが、具体的には、9月3日に議決いただきました山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しておりますが、この整備に当たりましては技術的な部分において相当困難が予測されましたので、当初は外部に委託する計画で予算を計上していたところでございます。

さて、本年4月から総務課に行政法務のサポーターを設置したところでございますが、整備方法、その他法務全般につきましてはの指導助言により、担当課職員の力で整備することができたものでございます。不用額として66万円を計上しております。

14節工事請負費では、中島小放課後児童クラブが利用します校舎とは別施設の雨漏り補修費です。494万円でございます。

30ページをお願いします。

4款の衛生費でございます。1項1目保健総務費では、そよう病院のコロナ対策経費として68万円を繰り出すものでございます。

6目環境衛生費では、島木地区小柏原と峰の水道整備に係る補助金36万1,000円でございます。

2項1目塵芥処理費では、小峰クリーンセンターの設備修繕工事費717万2,000円を計上しているものでございます。

31ページです。

5款の農林水産業費です。1項3目農政費では、認定農業者サミット中止に伴う旅費の削減と、18節補助金は、熊本県から入佐、高月、下矢部東部各地区への中山間農業モデル地区支援として、共同機械の購入、施設整備、計画策定の支援、合計で1,430万円でございます。茶園の被覆資材

導入に対します県補助金78万1,000円でございます。

13目中山間地域総合整備事業では、県営矢部地区の菅用水路の工事改修の負担金でございます。財源といたしましては、昨年度入札不調により県より返還金がありますので、そのままそれを充てるものでございます。

2項2目林業費でございます。18節補助金は、町単独の電気柵などの有害獣被害防止対策の補助金の追加でございます。

7目治山費におきましては、矢部地区布田での治山工事分でございます。特定財源は、県補助金、起債、受益者負担金でございます。

次に、6款1項商工費でございます。4目観光施設費は、町の指定管理施設9か所の指定管理委託料の追加分として、合計で507万7,000円を計上しております。

5目山の都づくり事業では、12節委託料として、町営プール、高齢者活動センター跡地の利用のための測量設計費944万4,000円、それから新道の駅整備事業に係ります土地購入費1億1,039万6,000円と移転補償費4,000万円をそれぞれ計上しております。

34ページをお願いします。

7款2項道路橋梁費です。2目道路維持費では、14節の工事請負費として2,250万円、それから、美里町金木鶴越線道路舗装工事に伴います山都町分の負担金618万3,000円です。負担率は約69%でございます。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費、7目社会資本整備総合交付金事業費、12目国庫補助道路事業費は、それぞれ予算の組替えを行うものでございます。

36ページをお願いします。

6項1目高速道路対策事業費では、土捨て場用地の流木補償費52万円です。場所は、清和地区鶴ヶ田でございます。

次に、9款の教育費です。1項3目教育振興費では、授業中止に伴います補助金の不用額60万円を計上しております。

2項小学校費と3項中学校費では、夏季休暇短縮に伴います教諭補助の人員費をそれぞれ追加するものでございます。

38ページです。

4項社会教育費では、1目社会教育総務費のふれあいコンサート中止に伴います委託料の不用額200万円、13目では、通潤橋保存活用事業費で、通潤橋関連文化遺産調査委託料として273万2,000円を計上しております。

39ページからは、10款災害復旧費です。過年度分と現年度分の農業施設災害復旧費に係る経費と、40ページは、現年度分の林業施設災害復旧費に係る経費を計上しております。

12款諸支出金は、旧朝日小学校貸付けに伴います積立金、13款予備費は調整でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、15ページをお願い申し上げます。

12款地方交付税は、今回補正に出しております所要の額を計上しているところでございます。普通交付税の確定に伴います未充当額につきましては、今後の補正予算の状況により、随時、計

上していくということにしております。

14款の負担金は、それぞれの事業に係る受益者負担金でございます。

16款国庫支出金から17款県支出金は、歳出予算で説明いたしたところでございますので省略いたします。

18ページをお願いします。

18款財産収入は、用途廃止した水路の2か所の払下げ分でございます。

20款繰入金につきましては、令和元年度の事業費清算に伴いまして、介護保険特別会計から一般会計へ繰入れ、つまり、戻すものというものでございます。基金繰入金では、町熊本地震復興基金からの繰入金の減額と道路整備のためのまちづくり基盤整備基金を活用するものでございます。

19ページをお願いします。

22款の諸収入費では、旧浜美荘分の災害復旧費に係る追加支援649万2,000円、県工事入札不調に伴います負担金の返還金561万円、それから、過年度分の国庫補助金をそれぞれ受け入れるものでございます。

23款町債は、それぞれの事業における新規追加の起債でございます。

4ページをお願い申し上げます。

第2表の債務負担行為の追加でございます。9ページからの青葉の瀬交流促進施設、緑仙峡フィッシングパーク、生涯学習施設緑川清流館、井無田キャンプ場につきましては、令和3年度から7年度までの指定管理料についても記載をしているところでございます。

12ページは地方債の追加・変更でございます。

続きまして、表紙の次のページをお願い申し上げます。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ147億2,500万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

令和2年9月3日提出、山都町長です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ちょっとお伺いしますけれども、32ページをお願いします。

32ページに、観光施設のところで、これ前回、遊学協会の否決した分の絡みもあると思いますが、ここに金額が提示されております。おのおのですね。この金額の算出に関しましては、ど

のような基準で算出されたのか、また、前回否決した分がまだ載っていないという理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 指定管理料の増額の算定の方法ということでございましたけれども、基本的に指定管理料の算定については、過去3年間の収入と経費を平均して算出しているところでございます。今回の増額分につきましては、4月27日から5月5日までの休業要請に応じていただいた指定管理者への増額分でございますので、その間、営業ができなくて収入がないということで、経費に係る1か月分を、基本的に1か月分収入がございませんので、固定費として支出する経費の分を計上させていただいたところでございます。

それと前回と同じ内容での提案となったわけでございますけれども、前回そよ風パークに関しても、パークの分は見えておりませんでした。その後、協議を行いましたけれども、そよ風遊学協会に対しては現在町が債権者申立てをしているところでございますし、町への債務もでございます。その中でそよ風遊学協会に休業分の補填を行うことは適当ではないという判断をしたところでございます。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 23ページの25目に新型コロナウイルス感染症対策何とか事業と書いてありますが、支出の項目を見ると何か違うようなのがいっぱいありますが、もう一回、その説明をお願いしたいと思います。

それから、その中の商工会の商品券ですか。これは商工会のほうから要望があったわけでしょうか。この前の食べ行く券と一遍にすればよかつたんじゃないかなというふうな気がいたします。

それから、先ほどありましたが、指定管理料の追加の分ですが、期間をさっき言われましたよね。過去の平均を取って払うというのに、まだ年度が終わらんうちからこういうことをして、何でせんとだろうかと思うとですよ。これは指定管理業者のほうから、お願いしますという要望が出とるわけでしょうか。どうもそこが分かりません。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山都町商品券発行业務委託料7,750万円を計上しておりますけれども、商工会からも、町内の消費喚起を促すための要望ということで、商工会長名で要望書が上がってきているところでございます。前回、1次分のときには、食べ行く券ということで事業を計上させていただきましたけれども、交付金の額が二次分の配分があったということで、さらなる冷え切った町内の経済を活性化させるための事業として計上させていただいたところでございます。

それと、指定管理料についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、4月末から5月7日までの休業ということで、当時はコロナが感染拡大をしておりますして休業せざるを得ない状況であったということでございます。

それと、5年間の基本協定書を取り交わしているわけですが、その中にリスク分担ということで、町と指定管理者のリスクをどちらが負担するかという取決めをしております。今回の

ような想定できない不可抗力に対しては町がリスクを負うということになっておりまして、その分の負担をしたということでございます。

算定につきましては、3年間の平均というのは、5年ごとの更新のときに算定するやり方でございます。今回は、その算定した指定管理料を基にして1か月分を計上したということでございます。以上でございます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今回の新型コロナウイルス感染症対策の全体の概要ということで、さきにお配りしております資料3を御準備いただけますでしょうか。

8号予算の新型コロナウイルス感染症対策事業ということでお配りしておりますが、今回大きく分けまして、町としましては4種類に整理をしております。感染予防、経済支援、V字回復、行政のIT化というところでございます。

その資料によりまして説明いたしますと、感染予防に関しては7項目で18事業ございます。学校関係、それから医療関係、災害発生時の感染予防、それから放課後児童クラブ対策、町施設の感染予防、それぞれ18ございますが、そういった事業に振り分けております。

それから次に、経済支援ということで19番から20番ございますが、畜産農家の支援、農業継続支援、それから道の駅物産館の出荷者への支援、それから子育て、それから消費喚起ということで、先ほどの商品券のところも経済支援ということで出しているところでございます。

それからV字回復ということで、経済活動の活性化ということで二つの事業をしております。ふるさと特産品の需要拡大、それから移住定住者への支援というところで、二つの事業でございます。

それから行政のIT化ということで3事業、行政IT化、それから教育環境、それから住民に対するIT化ということでまとめております。

以上が目的別で分けた場合の資料でございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 今、総務課長のは分かったところにしておきますが、山の都のほうは、1週間の休業要請ですぐリスクどうのこうのということで払われておりますが、まだコロナは続いております。それに対しては、またどぎゃんかされるかというのがありますね、疑問点が。

それから、この1週間というふうに限定するならば、そよ風遊学協会のほうにも、これは遊学協会の債権としてやっぱり払うべきだろうと思います。そして中で相殺したり何かできるわけですね。それを筋道を外れたようなことをすると今後に禍根を残すんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの分につきましては、相殺をするかどうかについては今後協議をしていきたいと思っております、その分につきましては……。

失礼しました。そよ風パークの分については、訂正をさせていただきます。先ほども申し上げましたけれども、現在、破産申立てをして会社の整理を行っているところでございますので、予

算としては計上しないということにしております。

現在もコロナ感染が広がっている状況でございます。現在、営業しながら続けていらっしゃると思いますので、その辺りは今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 新型コロナウイルス感染症の交付金ですけども、3億8,000万円と聞いて思ったと思うんですが、数字が違うような気がします。

それから、先ほどの商品券の問題ですけども、私は1次のときに、食べ行く券を誰が考えたか分かりませんが、食べ行く券という名前も非常によかったんですけども、これによって、私は矢部のことしか分かりませんが、矢部町内は非常に賑わいました。7月1日からの使用でしたが、その週は閑散としてました。私が行った山荘は貸切でした。ところが、次の週の金曜、土曜、どこ行っても満席でした。これも、夜じゃないんです。ある程度の時間から満席になっている。これはどういうことかということ、家族連れから夜飲む人たちまで、いっぱい食べ行く券を使った人たちがいるということです。この辺で飲食業関係とかタクシー業者、あるいは代行業者さんたちは非常に助かったんじゃないかと思えます。これは非常によかった。ただ、使い勝手が悪い人もいますよね、お年寄りとか、遠くの人とか。使い勝手が悪かった人もいらっしゃるかもしれません。

今度の商品券ですけども、前にプレミアム商品券があったときに、この矢部地区は特に、218号線沿いに7割が使われてしまっただけという実績があります。その中でまた商品券がどういう使われ方をするかということになりますけども、この辺は商工会あたりももうちょっと、この商品券を使った人に限り何かとか、自分とこに来てほしいというような、もっとアピールするなり何なりをする必要があると思えます。

飲食業関係の方にもまた使えるんですけども、前回使えなかった人たち、いろんな業種がありますよね。DBO業者だったり医療関係だったり、いろんな業者さんがいらっしゃいますけども、せっかくですから、この商品券を使った人たちには1割引きますよとか、別にそれじゃなくてもいいんですけども、商工会関係もそういう何か訴えることをしてほしいと思えます。そういう使い方をしてほしいと思えます。

それから、全然話は変わりますが、32ページに治山事業というのがありますが、これ地元負担というのが幾らだったかも教えてください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。交付金の2次配分としましては、議員のおっしゃいましたとおり3億8,000万円ほどございます。

今回の部分につきましては約3億1,000万円。それから、7号補正で3,000万円等がございますので、合わせますと3億4,000万円となります。残りにつきましては12月補正等で最終的に調整していくと。それでも無理な場合には年度末までの調整というふうになるかと思えます。現在のところ、予算要求で上がってきた分につきましては、今回の7月補正、それから9月の補正、

7号、8号で上げているというところでございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。治山事業の負担金ということで、負担金のほうは受益者のほうで工事費の10%負担いただくということで、75万5,000円ということで計上させていただきます。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） すみません、もう一つあった。コロナ関係ですけども、資料3に具体的に事業とかいろいろなされてますけれども、この中で、指定された避難所、例えば矢部地区でいけば千寿苑とか、そういう指定された避難所の修理とかいろんなやつはするようですけども、地域の避難所、周りの避難所については、公民館とかいろんなやつを利用されておりますが、コロナ対策としては非常に不都合がありやせんかと思う部分があります。

例えば、よくあるのはトイレですけども、男女共用だったりとか、そういうところありますんで、そういう部分をもうちょっと、コロナ対策のお金が来ますんで、コロナ関係だけじゃなくいろんな避難所として使いますので、その辺の補修なり何なりができるような対策もお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。避難所につきましては、台風10号の折にも各地域で自主的に避難された経緯もございましたので、今回の台風10号が一段落しましたので、先日、自治振興区会長宛に、地域での避難所の現状、それから整備要望に関します調査を発送したところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 13番、藤澤です。22ページの地籍調査について、ちょっとお伺いします。

この前の議案説明会のときに清和地域というのは聞いておりますけども、緑川地域ですよ。それで、私、前々から、地籍が始まってから十数年になると思いますけども、緑川地域は高齢者が非常に多いと。そうすると、よそに出とる方々もたくさんおられると。だけん、早めに地籍をしないと、恐らく筆界未定あたりがやたらと出るじゃなかるかということをやったことがございますけれども、その辺りのことはスムーズに行くかなと。山も非常に多うございまして、険しい山もありますから、境を決めるというのもなかなか難しいんじゃないかなと思います。その辺りがスムーズに行けばいいですけども、やたら筆界未定ばかりで先に進んでいただくと、何のためなのかということも考えると、その辺のお考えはいかがでしょうか。

あと、37ページ、これは担当課に聞けばいいことですけど、あえて聞きます。高速道路の事業費ですよ。立木補償で鶴ヶ田というお話でございましたけれども、非常に高速道路の道のところはみんな関心がございます。どの辺りを通るだとかいうことがですね。鶴ヶ田も非常に広うござ

います。よかったら、鶴ケ田のどの辺りを教えていただくならと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 地籍調査課長、藤岡勇君。

○地籍調査課長（藤岡 勇君） お答えします。地籍調査事業につきましては、全額、今のところ国、県の補助事業で対応しているところでございます。

今、議員さんがおっしゃいましたように、高齢者地域における現地立ち合いに伴います高齢者の部分で、それと人口減少、そういう部分では、13番議員さんが言われるように大変窮するところでございます。私も、本年4月に就きまして、そういう部分で大変心配しているところでございます。

そういうところにおきましては、山都町は面積がかなり広うございます。そういうところで、今年度、第7次計画ということで10か年の計画ができております。それにのっとり進めていきたいというふうに考えております。

地籍調査の部分におきましては、やはり優先順位というのがございまして、高速道路の部分であつたりとか、急がなければならない部分というのがございますので、そういうところを鑑みて、計画に沿ってやっていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。先ほど藤澤議員からありました鶴ケ田地内のことにつきましては、現在、総合グラウンドということで、高速道路の排土をしておりますけれども、あの場所ではもうそろそろ入らなくなるということで、国交省のほうからほかに確保できないかということでお話がありました。

御岳地区とか清和地区のほうを見まして、清和地区のほうで1か所確保しましたけれども、その中に立木があつたということで、その分の伐採補償ということで計上しているところでございます。あくまでも捨土の箇所でございます。

○議長（工藤文範君） どこ。どこなの。

○建設課長（山本敏朗君） 申し訳ございません。場所でございますけれども、旧朝日西部小学校から上川井野側に逆に戻つたところの右側の谷のところでございます。

すみません。もう少し分かりやすく言いますと、ミネラル会の事務所があります四差路から、旧朝日西部小学校のほうに入って行って右側の谷、小笹井無田線の道路沿いであります。

○議長（工藤文範君） ほかに。

地籍調査課長、藤岡勇君。

○地籍調査課長（藤岡 勇君） 地籍調査事業につきましては、一筆調査ということで、それぞれの関係ある方に立ち会つていただいております。それが基本で今調査をしておりますけれども、山間地になりますと、先ほどお話が出たように、緑川辺りになりますと山間地になります。そういうところについては、リモートということで、衛星を使った調査もございます。しかし、今のところ、試験的にちょっと今年度やるというところで、一部やるというところで考えていますけれども、まだ正確性とかそういう部分がちょっと問題がありまして、そういう試験で行つた

部分をちょっと検証しまして、そしてそれが実用できるかどうかというところを検証してやっていくというような形で考えております。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 5番、興梠です。新型コロナウイルス関係でちょっとお尋ねしたいと思います。国からこれほどのお金が拠出されて大変ありがたいことだと思っておりますけれども、その中で、予算を見ますと、委託料、工事費……。

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

23ページ、コロナ対策の予算ですね。大まかに委託料が1億円程度、工事請負が1億円、それから備品負担金関係で約1億円、この予算関係の配分だろうと思っておりますが、その委託料の中で、24ページの山都町ふるさと特産品需要拡大事業委託料とあります。それと、小中学校ALT派遣委託料。山都町のふるさと特産品需要拡大ということで、具体的にどういった形で取り組んで、どういう最終的な結果目標を立てておられるか、そこ辺りをちょっと示していただきたい。

あと、小中学校のALT関係につきましては、現在、学校の中にALTの方が何人かおられると思いますけれども、その方たちがALTがおられない学校に派遣されるのか、新たにまたALTを雇用されて派遣されるのか、そこら辺の中身をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、26ページに飲食店等事業者新型コロナウイルス対策事業補助金とあります。これにつきましては、さきに飲食店の食べ行く券ですか、さっき4番議員からありましたけれども、矢部地区が大変賑わったということでありますが、そういう地域においては、参考に言いますと、なかなか飲食店等もございませんので、使い勝手が悪いお年寄りたちはほとんど行けない状態がありました。この飲食店のコロナ対策事業補助金は、さきの食べ行く券とは別にまた飲食店に補助金として出されるのかということでしょうかね。そこ辺りをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 施設整備費の工事関係でございますが、コロナ感染拡大の防止ということで、いわゆる密を避けるということで、通常使用しておりました避難所の中でも避難面積を拡大するとか、あるいは新たに避難所を設置するとかということでございましたので、それぞれの所管施設での工事をする。例えば蘇陽支所におきましては、営農ホールを新たに今回追加するので、その上の部分の屋根の雨漏り補修というところでございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。24ページのふるさと特産品需要拡大事業委託料でございますけれども、これについては宿泊施設への利用の促進ということで、宿泊をされた方向けに、現在のところ200名程度でございますけれども、宿泊をされた方に山都町の特産品を贈るという事業でございます。ふるさと納税等で商品を出していらっしゃる事業者の商品を宿泊をされた方に選んでいただいて、抽選により後で商品を送るというような事業でございます。町内の宿泊施設に宿泊をされた方が対象ということで、考えております。

それと、26ページの飲食店等事業者コロナウイルス対策事業補助金につきましては、これは熊本県の新型コロナウイルス感染症対策総合交付金というのがございまして、県が2分の1とこれに併せて市町村も2分の1の負担をして、感染防止対策アドバイザーという専任の方に飲食店等を見ていただいて、感染防止対策を行っていただく経費として補助金を交付するということです。感染防止対策ができた後には、感染防止対策取組宣言というのをやっていただいて、その個店等にはのぼり等を交付をして、感染防止対策がちゃんとできてますよという宣伝をやるというような事業でございまして、県の事業に合わせて行う事業でございまして、これについては先ほど県が2分の1、市町村2分の1と言いましたけれども、補助上限が10万円で、事業主負担も4分の1でございます。事業費の上限としましては、13万3,000円ほどが総事業費としてかかるというような事業でございまして、以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） A L Tについてお答えします。当初計画では、本年9月からはJ E Tプログラムによる新規のA L T 3名の体制を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響に伴う入国制限により、来日の見通しが立たない状況にあります。そのための対策として、別に3名を確保したいと思っております。1名については、既存の予算によりこれまで雇用していた講師の一人をコロナウイルスに伴う特例再任用により9月以降も継続で雇用する計画でございまして、残りの2名については、入国が可能になるまでの間、今回の補正予算により、国内の民間業者にA L Tの派遣を委託する計画でございまして、

○議長（工藤文範君） ほかに、質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 4点お願いします。

23ページに要支援者調査用消耗品費というのと要支援者調査票作成印刷製本費というのがあります。避難のときに支援をされている方が実際にどこにいらっしゃって、どのような支援が必要でというのを調べるのに大事な資料だと思うんですけども、これは消耗品と印刷なので、これを作るための人件費が要すると思うんですね。作るための聞き取りをしたり、いろんなことでケアマネジャーさんが取り組んでおられて、ケアマネに加算をしているところも他県ではあると聞いていますが、その費用はどこになるのでしょうかというお尋ねです。介護保険の補正にもないように思いますので、よろしくをお願いします。

2点目が、今言われた飲食店等事業者コロナウイルス対策事業補助金500万円ですけども、やっぱり感染防止してますよということをちゃんと打ち出して、お客さんに安心してもらうということは大事なことだと思うので、これはぜひやっていただきたいと思うんですけども、これは全部の山都町の事業者さんがされるのに足りるのかなと。足りなかつたらまた出るのかなというのが一つです。例えばパーティションをつけたりとか、いろいろありますよね、感染防止にはですね。それに10万円も要らないところもあるかもしれませんけれども、足りるのかというお尋ねです。

それと、32ページの先ほどから何度かお尋ねがあっている指定管理施設への休業補償で出す管

理委託料のことです。前回、パークにないことへの異論と、私はもう一つ、公的な支援がありましたよね、雇用調整助成金とか持続化給付金。これもきちんと各施設が手続をされて受け取っておられるのであれば、それに加えてのこれは二重になるのではないかというふうに思います。ただ、一応つなぎ資金として出しますが、いろんな公的資金の申請をした場合には後で清算しますよという形であるのならば理解ができます。同じことを二度提案されてくるからにはそれなりの説得力ある説明をしていただかないと、反対したいと思っているわけではありませので、そこら辺の説明を十分していただきたいし、パークのことだけではなくて、今申し上げました公的資金の受け取り状況はどうなのかということをお尋ねしたいです。

それと、次の33ページの土地購入費と移転補償費のことです。この間、説明いただきました道の駅の土地購入費ということですが、トラクター練習場は県の持ち物ですよ。県の持ち物と私有地と全部合わせての土地購入費になると思うんですが、県から買うときと私から買うときは値段はどうなってるのかなと、その辺の割合ですね。県からどれだけ、私有地からそれだけというのと、移転補償費というのは、トラクター練習場を別のところに持っていくというところでの整備費用だと思うんですが、それに4,000万円かかるというのが、どうしてこんなにかかりますかと。どういう工事内容ですかということをお尋ねしたいと思います。以上、お願いします。

それと、すみません、その土地は地盤は大丈夫なんですかと。もしかして、田んぼもあると思いますので、車での避難をすると考えたときに、そこが地震で地盤がもろくて危ないということになったら、備蓄倉庫とかそういうことも考えられるのであれば危ないところになってしまうと思いますので、その辺の調査はどうなるのかということも併せてお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、要支援者調査用調査についてお答えします。この調査につきましては、地域の民生委員さん、児童委員さんの活動を通じて実施することとしております。以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 飲食店等事業者コロナウイルス対策事業補助金についてのお尋ねだっと思いますが、現在50件を想定して予算を計上させていただいております。確かに全ての事業申請者が10万円かかるかどうかというのは分かりませんが、予算を使い切ってしまうと要望等がある場合は、また検討をさせていただきたいと考えております。

それと、指定管理施設についての持続化給付金、雇用調整助成金の状況ということでございましたけれども、持続化給付金につきましては、国民宿舎通潤山荘、道の駅通潤橋、それと清和文楽の里協会、ここは文楽館と物産館と天文台、併せて申請をしております。それと服掛松キャンプ場については、持続化給付金の申請を受けておられます。金額についても、200万円を受けられております。猿ヶ城キャンプ村、青葉の瀬井無田高原キャンプ場、清流館緑仙峡フィッシングパークについては、申請を行っていただきましたけれども対象にならないと。個人でもない、それと法人でもないということで、申請の途中で、申請は上げるけども返ってくるというんですか、

そういう状況だということです。

それと、先ほど言いました持続化給付金の対象になっている施設については、雇用調整助成金も申請をされているということで、2か月、3か月後にその分は振込があつてるという状況です。

持続化給付金等も受けられてはいるんですけども、先ほども申し上げましたとおり、指定管理者とは基本協定書締結をして、リスク分担という部分で町と契約を結んでおりますので、その部分についてのリスクの分をお支払いするという事です。持続化給付金等は確かに受けてはありますけれども、町の施設の指定管理者として、日々その管理運営をしていただいている、住民の利用に供する施設を維持していただいているということで、今回の指定管理料の同額分を計上させていただいたところです。

それと、土地購入費についてでございますけれども、トラクター練習場とその周辺に県の田んぼ、高校の実習の農地がございますけれども、こちらについては、個人であろうと県の持ち物であろうと金額は変わりません。ただ、道路に面しているかどうか、それと商業地域として評価するかどうかということで価格の差は出てくるということでございます。金額については、現在、不動産鑑定をしているところでございますので、今それを待っているという状況でございます。概算の単価で予算のほうを計上させていただいております。

それと、移転補償の内容でございますけれども、現在計画をしているトラクター練習場の奥のほうにえびすば一なの敷地がございます。そちらに会議室ですとか貯水槽、変電施設、冷凍庫、機械室、国道側のほうに矢部高校のトラクター練習場の屋根つきの休憩所、それと高校のいろんな全国大会出場等の看板が設置できるような施設等がございますけれども、そういったものの移転補償ということで予算のほうを計上させていただいております。

それと地盤調査については、今後、建物が建つであろうと思われる場所の地盤調査をやる予定にしております。以上でございます。

○議長（工藤文範君） 審議の途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほど指定管理料の追加の件で御説明を受けましたけれども、それぞれの各施設で事情が違うわけですよね。持続化給付金の申請をして通ったところもあり、通らなかったところもあり、雇用調整助成金にしてもそうです。だから、各施設施設で事情が違うわけですので、その一つ一つの事情に合わせて、どうしても足りないという部分を管理料の追加として出すというのならまだ理解ができるんですよね。だから、精査されて、返金してもらう部分は返金してもらうという形にならないかということをもう一度お尋ねします。

それと移転補償費のことですけど、先ほどちょっとこちらのほうでも聞いたんですが、確認ですけど、トラクター練習場のほうの別の代替地をどこかに設けるということではなくて、えびすば一なの所有のところまで買い取るということなんですね。そこにある冷蔵庫だったりいろんなものの撤去に、そういう撤去だけに4,000万円かかるんですかね。これだけのお金がかかるのか、ちょっと分かりにくいなと思うところがあります。そのことももう一度お尋ねしたいと思います。

それと、全体的なことなんですけど、質問とちょっと違いますけど、議会が始まる前に議案説明というのを受けましたが、それに参加できている者は全員ではないんですよ。だから、資料としてはいただきますけれども、そのとき御説明いただきますけれども、議会というこの正式な場でもう少し丁寧に詳しく御説明いただければありがたいなというふうに感じましたので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。質問にお答えいただけるとありがたいです。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほどの指定管理料の、それぞれの施設で事情が違うから清算をして返金できないかということでございますけれども、指定管理者として町が基本協定書を結んで契約してるところですので、その施設によって差が出てくることはちょっと考えられませんが、均等に町のほうで計算した指定管理料をお支払いするというところで進めていかせていただきたいと思います。

それと、トラクター練習場の移転については、県と高校とで協議をさせていただいておまして、現在、高校の敷地内の牛舎と豚舎のあった場所にトラクター練習場を移すということで、県のほうでそう決まったということで連絡を受けております。あとの整備については、県のほうでしていただけるものというふうに考えます。県の敷地内でございますので。以上でございます。

失礼しました。移転補償費の件ですけれども、今、移転補償についても委託をしておまして、補償費としての金額を出していただいているところで、正確な数字が現在出てないところがございます。機械室とか電源が集中しているところもございますので、一旦電気を止めて作業することも考えられるということで、お店の営業を一旦止めて作業することも考えられるというところもございます。先ほども申し上げた施設の移転とそういった営業補償というか、その部分も出てくる可能性はございます。そういったものを含めての予算ということで御理解をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 管理委託料の追加については、やっぱり協定書がネックになるんだなというふうにお聞きして思いました。なので、今度新しくそよ風パークと協定書を結ばれますけれども、それから5年ごとの協定を結ばれるときに、できるだけ順番立てて考えたときには、公的な資金が先で、どうしても無理なときに町が持ち出すと、一般会計から持ち出すというのが筋だと思います。

リスク分担にしても、コロナのことがありますので配慮いただけるのはいいと思うんですけれども、昨日も申し上げましたように、何かあったら町が助けてくれると、そういう思いを持たせてしまっはいけないと思うんですね。そういうところが厳しくきちんと線が引けるように、協

定を結ぶときから考え直していただきたいと思います。どうしても一律にしなければならないとか、そういうふうに言われるのは、そこはなかなか納得できません。猿ヶ城キャンプ村は、もともと開村していないところになぜ休業手当を出さないといけないかという疑問もなかなか拭えないんですよね。なので、そういうところを今後に生かしていただきますようお願いしたいと思います。

それと、要支援者調査については民生委員さんがされるというお答えでしたけれども、民生委員さんはとても大変なお仕事をされています。もちろん、個別に要支援者の方に毎回訪問をされて様子を見るというお仕事はもちろんありますけれども、それに加えてこういう調査をして次につなぐというのは、また一つお仕事が増えるわけです。先ほど言いました、これにケアマネジャーさんも参加してもらおうとか、民生委員さんだけに頼るのではなくて、いろんな方策を考えて、民生委員さんの負担がこれ以上増えないようにしていただきたいと思いますが、その辺はどのようにお考えかもお聞きしたいです。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。民生委員、児童委員の皆様には、本当に日頃からボランティア活動ということで、地域のために役立っていただいております。この要支援者の調査につきましては、毎年、通常、民生委員、児童委員の方が行ってらっしゃる活動の延長線といたしますか、改めてまたお願いをするというものではありませんで、通常の仕事に含めていただくということになっております。年度初めにもそれぞれの支部に伺いまして、今年はこのような調査をしますということでお話をさせていただいております。以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私も新型コロナウイルス対策のところ、23ページのところからお伺いをしたいと思います。

23ページの千寿苑の改修費38万3,000円。この間の説明会ではロールスクリーンというふうに書いてあったんですが、ロールスクリーンの実際的な仕様、どういうふうな感じのものなのかということがお分かりであれば、お願いしたいと思います。

めくって24ページには、先ほど来、商品券のことについては御意見も出ているところなんですけど、やはりこの今度の5,000円、景気対策ではありますが、これについて、食べ行く券、私、昨日、一般質問の中でも申し上げましたが、タクシーも使っているよというふうな内容でしたが、なかなかやはり周辺地区においては、昨日ああいうふうなバスツアーとかですね、そうなんだタクシーだけでも使えるんだと。食べいくためのタクシー券というふうなイメージで捉えられている高齢者も多いし、我が家の場合も本当にぽつんと一軒家ですので、なかなかこの券が使いにくいなというところがあります。

こういうふうにして一般のお店でも消費できるということになれば、かなり使い勝手がいいものになるのではないかとこのように思っていますし、またこれが商工会からの要望ということでしたが、商工会ではどういうふうな御判断で要望されたのかということがちょっと気になってい

ます。食べ行く券、先ほど4番議員からは、非常によかったんじゃないかというお話がある一方で、5番議員、そして私のところ辺りも、まだまだ使えてない方がいっぱいいらっしゃるんですね。なので、その感触が、食べ行く券をどういうタイミングで換金されているのかということと、その反応で、第2弾行くぞという感じになっていらっしゃるのか、まだまだ大変だけんもう一発お願いしますということなのか、そこら辺の判断基準を聞いていらっしゃるんだったら教えていただきたいというふうに思います。

それから、同じページのALTのことについても、これがコロナで対応が遅れているということとは分かっているんですが、この735万1,000円は、今後の見通しですよ。どこまで町でこういうふうな負担が、本来であるならば国から出てくるお金だと思うんですけども、どこまでこれを負担していかなくてはいけないかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。ロールスクリーンと書いてありますけど、ロールカーテンのことです。現在、多目的ホール前に談話スペースがございまして、ここに現在何も目隠しができない状態なので、今回ロールカーテンを取り付けることで目隠しができ、そのスペースを収容スペースとして有効活用したいということで、今回ロールカーテン6枚分ということで、38万3,000円を上げさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、食べ行く券につきましてでございますけれども、現在、月2回換金を商工会のほうでしていただいております。8月末までの換金が1,016万円ほどで、全体の25%ほどの使用率になっております。

御指摘ございましたとおり、住んでいらっしゃる場所によっては、使いやすいとか使いにくいという部分も確かにあるかと思ひます。それと、こういうものにも使えますよという広報PRも不足していたのかなというふうに思ひますので、その辺は今後周知をしていきたいというふうに考えております。

商工会から商品券の発行について要望が上がって今回計上させていただいておりますけれども、食べ行く券を出した当初にも、住民の方たちから電話等で、使える場所がないとかほかの商品とかに使えないのかというような御意見も、町のほうにも商工会のほうにも上がってきていたところがございます。そういったところを勘案して、今回、商工会のほうで要望が上がってきたところがございます。

今回の商品券は、町内のほとんどの店で使える商品券となると思ひますので、その辺りの住民からの御要望については応えることができるのではないかとこのように思ひます。以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。ALTの民間委託について、今回については来年3月までの計画で予算の要求をさせていただいております。来年度については現在見通しが

立っておりませんので、JETプログラムとも打合せをしながら最適な判断をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 商品券につきましては、本当に幅広く使えることを、商工会とも重々打合せなさって、この間の、とても柄もかわいかったんですが、やっぱり食べ行く券と前面に出ていたの、食べに行くときにしかタクシーには乗られんのかなというふうな御理解もあったというふうに思っています。なので、今回もやはりお年寄りがいざというときに、乗り物にも使えるような券であったら嬉しいなというふうに思っています。

ALTの件も了解いたしました。

それから、その下の公共施設予約システム。再三申し上げてきたのが今回コロナということで、実現するのは大変うれしいんですが、どの程度のシステムを予定してらっしゃるのか、同じく図書館のホームページについても、私たちが直接アクセスをして本の予約ができるのか、その辺りまで考えていらっしゃるのか、そこができれば、昨日申し上げたような宅配のようなこともスムーズに行けるのではないかとこのように思っています。

それから、14番の工事請負なんですけど、柏の老人センターが、放課後児童クラブが使ってらっしゃるほうの改修工事ということなんですけれども、残念ながらというか、あそこの柏の老人センターは入居者がおられませんけれども、いざというときにやっぱり避難所としてはですね。いつでしたか、前の豪雨のときでしたかね、避難された方がいらっしゃると。もうちょっと使い勝手のいいものに、本当に機会があれば、こういう大きな機会ですので残念ながらですが、柏の老人センターも避難所として運営ができるような改修等を今後も考えていただきたいというふうに思っていますが、柏についてどのような今後の方針をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず1点目の公共施設予約システム構築委託料でございます。これは、町内の体育施設、文化施設予約システムを構築することでございます。町営体育館、町営グラウンド、学校体育施設、公民館、図書館ホール、合わせて43施設でございます。これの予約までできるようなシステムを構築したいと思います。議員御指摘の、昨年度の議会で一般質問であったと思いますけど、利用者の負担軽減、さらには手続の簡素化ということを目指しております。特に学校施設の利用、使用については、とても煩雑な作業を住民に強いることになっておりました。これも一元して解消していきたいなと思います。

現在、ホームページ上の特設サイトの一番右下のほうに教育・体育施設、空き状況確認というのがございます。ここをクリックしていただくと空き状況は分かるんですけど、それから入り込めないというもどかしさが今まであったんですね。それを解消していくということでございます。

それと図書館ホームページです。山都町では、図書館の専用ホームページはこれまでございませんでした。ないのがですね、御船町、芦北町、山都町がなかったということで、今回新たにホームページを立ち上げますが、専用のサイトではなくて、ホームページ上でのサブサイトとし

て構築を図っていきたいというふうに思います。イメージですと、特設サイトの中の下にまた、図書館というのを設けていきたいと思います。その中で、ウェブの検索サービスシステムというのを22万円計上しております。それはOPACシステムというもので、検索の専用システムを入れて、全館の図書の蔵書確認、何の本が置いてあるのかというのをウェブ上でも、パソコン上でも、スマートフォンからでも見ることができます。ただし、今回は、貸出状況、これは貸してある、貸してないという状況までは見れます。この本を借りたいということであれば、今回は電話していただくなりメールしていただくと、図書館のほうが対応するという、そこまでのシステムを今回構築させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。柏老人福祉センターの改修工事でございますが、今回予算に上げております箇所は、現在、児童クラブで利用されていらっしゃるところのカーペットの張り替え部分と、玄関入りまして右側の大広間の部分も床が今破損しておりまして利用できない状態ですので、古くなった床を撤去しまして、床の下地を組んでフローリングにするという計画でございます。

そのほかにも、玄関右側のほうに個室がございます。こちらにつきましても、活用しようということで考えたときに、今あります浴場があまりにも大き過ぎますので、小さめの浴室にしたいということで、いろいろと見積りも取って計画をいたしました。ですが、一般的に金額が大きくなったものですから、今回コロナ対策に計画しようと思いましたが、今回は断念して取り下げております。以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。2点確認をさせていただきます。

まず25ページですけれども、新型コロナウイルス感染症対策の部分で、工事請負費の中で千寿苑の空調設備の改修工事が5,700万円上がってますけれども、これは実は、前回の議会の中で、カーボンマネジメント、蘇陽総合支所がガスのヒートポンプの方式を取られたと。ランニングコスト比較でガスになさったという説明を受けてまして、これ、ガスのものを想定なさっているのか、それとも電気で行かれるのか、そこをちょっと確認させてほしいんですね。

避難所用ということであれば、停電時も想定を入れれば、ガスのほうがいいのかと個人的には思ったりしてます。あとは、ベースとなるエネルギー源がガスであれば、ちょっと内需喚起にもなるのかなというふうにも思っています。それが1点です。

もう一つは、33ページ、山の都づくり事業費ですが、これは全事業、地方債で賄われています。1億6,330万円ですか。歳入のほうを見たときに、これ、商工債というふうに載ってました。19ページです。商工債の中身について、少し御説明いただきたいなと思います。事業費100%充当になってますので、そこはいいと思うんですけれども、元利償還金に対する交付金の交付率といえますか、それが分かればありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。現在、千寿苑のほうは電気のほうに空調設備はなってますけれども、現在と同じ電気で行っていく予定でございます。今ある配管を使って改修する予定でございます。こちらのほうがコストの削減はできるということで、こちらで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 起債の中での商工債ということでございますが、19ページにそれぞれ総務債、農林水産業債、商工債とあるんですが、これは所管別に便宜上つけている名前でございますので、こちら側の都合でつけていると。実際にこれは何になるかといいますと、過疎債、これは国から出る分の過疎債になります。それから、いわゆる地方交付税措置としては70%でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） はい、分かりました。すみません、先ほどの千寿苑の空調で、もう1点だけ確認させてください。

現在、電気なので、そのまま電気式の空調を入れられると、そのほうが改修するときの費用が安いからというお話だったかと思えますけれども、そうは言いますが、蘇陽支所のほうはランニングコストが安いからガスにしたんだというお話も伺ってますので、どうなのでしょう。比較はなさったのでしょうか、電気とガスですね。初期の改装費用がどのぐらいかかるかとか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） ガスとの比較はやっておりません。今のままの配管を使ってやるということでの一本で算定しております。以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは、ページの若いほうからいきます。21ページ、財産管理費なんですが、井無田へき地診療所駐車場舗装撤去工事なんですが、これは駐車場としてお借りした分が、地権者との話し合いがつかず、やむなく返還されるということの撤去工事だろうと思いますが、そもそもこれは町でなくて、以前はそよう病院で取得をされて、ずっと借地料も払ってこられましたので、一般会計じゃなくて病院会計で出すべきじゃないかと思いました。なぜここで出されるのかをお尋ねいたします。

それから、次の11目の企画費です。再生可能エネルギー促進の関係なんですが、風力発電3基の申請が上がっているということなんですが、場所と、どんな規模というかですね。基数は3基と分かっておりますが、会社名等が分かれば教えていただきたいと思えます。

なぜお尋ねをするかと申しますと、以前、蘇陽町のときに、高森峠に何回となく風力発電のお話がありまして、いよいよできるかなというところで、町のほうも風力調査をするために、原野がたくさんありますが、その適地のところの風力を調査するために地域の方に借地料としてお支払いをして風力調査をしたという経緯があります。しかしながら、最終的にはその話がなくなり

ました。ですから、町は支払ったのが無駄になった、結果的にはですね。ですから、そういうことがないのかというのを併せてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、新型コロナウイルスのところなんです、先ほどからそれぞれお話がっておりますように、私のほうにも再三、皆さんそうだと思いますが、食べ行く券のことでお叱りがございます。役場は3密をするなど、避ける避けると言いながら食べに行けと、矛盾しとるじゃないかと。どうしてあんたたちはそぎゃん、議員さんはみんな優秀な議員さんが町民から選ばれてきているのに、そういう判断もつかないのかと。本当に返す言葉がありませんでした。ただただこれは経済対策として町のほうで提案したことをごさいますので、御了解お願いしますと言いましたけれども、何でじゃあ飲食業だけが潤わないかんかと、ほかのところもあるはずだと。3密を避ける避けると言いながらですね、先ほども何度もお話が出てきました。防災の関係でも、3密を避けるためにこうします、そうしますと言いながら、飲食業の狭いところにどんどん、じゃんじゃん入って危ないじゃないかと。なのに、何でコロナウイルス感染拡大防止対策なのかという町民の皆様からお叱りがありました。

今回はそういう反動もあって、みんなに使い勝手のいいようにということの商品券が発行される。これが本当にうれしかったんですが、町民も喜ばれると思いますが、やはりこれは順番が違ったと思います。しっかりとかういうところ、今回のことを反省じゃないですけども、それを基にして、今後もしろんなことには、急がないでしっかりと検討されていただきたいと思えます。町民からの不平不満はたくさんあったということを執行部にもお伝えをしておきたいと思えます。

それから公共施設予約システムなんです、これは住民の皆様にとってはとても使い勝手のよくて、よかったなと思えました。一つだけ気になることがあります。今、条例では、使用料を払ってからでないと思えないというふうになっております。なので、これは予約をしたらすぐ使えるのか、予約をしてお金が払ったのを見て許可をされるのか、そこら辺をお伺いしたいと思えます。

それから、26ページです。道の駅農産物出荷継続支援補助金、上限2万5,000円ということなんです、お1人ですね。三つの道の駅があります。それぞれの道の駅に何名でどのくらいという概算でようございますので、そこら辺を教えてくださいたいと思えます。

それから、そよ風パークなんです、これは6月の議会では、先ほどから何度も出てますように、休業要請によって指定管理料の追加をしますということでした。私たちは、そよ風パークにないので、これは平等ではないということで否決をしたんです。総務課長の当初の補正予算の説明では、そこら辺を十二分に皆さんに分かりやすいように、町民が納得するような説明があるかなど。それまでは、本当は担当課長に何で載ってないのと聞こうかなと思いましたが、議員が納得するような説明が総務課長からあろうと思って、担当課長にも事前にもお伺いをしませんでした。しかしながら、先ほど2番議員が申されましたように、全然そこら辺の、これが一番の今回のキーポイントなんです。否決をされたということに対しての説明責任というのが全然なされておられません。

6月の時点を出しておれば、例えば、給料をもらってないと従業員がおっしゃいますが、そういう手当にでも少しでもできたと思いますけれども、今になって、6月のときは廃業の形態すら分かってなかったんです。そして今になって結果論で、廃業したから払えませんで、それはおかしいんじゃないですか。だから6月に遡って、そのときに提案したあの時点に遡って、同じようにほかの観光施設と一緒に計上させていただきたいと思います。

従業員の方はこれを待っておられます。全部が払えなくてももらえなくても、このうちから給料だったり、納入業者の方も少しづつ何%かもらえるならということで、恐らく役場のほうに請求書が来ていると思いますが、役場は払えないと。誰が払うのだろうと。何か最近、裁判所のほうから債権者への通知があったようでございますが、従業員の皆さんは、町長が従業員との協議の場で、給料も払います、退職金も払いますと約束をされましたと。町長はうそはおっしゃいませんよねと。それは約束しなはったなら払いなはるでしょうと言ったところですが、未だにその支払いがないと。近々、町長をはじめ取締役の皆さんと一緒に、従業員の皆さんがその会合を持ちたいという相談もあっております。

なので、この指定管理料の追加は、もともとは休業要請に応じて休んだ補償ですから、それはほかの施設と一緒に、目的に沿って支払うべきだと思います。結果論で、廃業したから払えんじやなくて、そこはきちっと町民が納得する説明をお願いいたします。

それから、37ページなんですけど、道徳教育研究推進校事業費補助金ですが、コロナで授業の日数が少なくなって中止になつとかなと思いますけど、特にこの道徳教育というのはとても大切なことと思いましたが、中止になった理由が分かれば教えていただきたいと思います。

それと最後に基金費なんですけど、朝日小の貸付けを基金積立金にするという12万7,000円なんですけど、そもそも朝日小学校は自治振興区へ無償の貸付けがなされておったと思います。なぜここに12万7,000円の貸付金が発生したのか、経緯を教えてください。以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。井無田へき地診療所のいわゆる更地にする工事につきましては、今回様々な協議を重ねて、一般会計で行うという結論に至ったというところで御理解いただきます。

それから朝日小につきましては、給食等の部分につきましては、民間の方に有償で貸し出すということになりましたので、その分を積み立てるということでございます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 再生可能エネルギー促進による協議会等のことについて御説明申し上げます。

本町では平成29年6月に、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づきまして、山都町農山村再生可能エネルギー基本計画を策定しているところでございます。

このたび、有限会社ウィンディという事業者から、この計画に基づいた事業の提案があったところでございます。場所につきましては、山都町長谷字峠の約37.5ヘクタールの地内となっております。

ります。土地の所有者は上在牧野組合となっております、風力の発電機を3基を設置される予定となっております。

事業者さんとされましては、説明会を開催していただく予定でございましたけども、コロナの関係で、書面での説明を地元になさっているところでございます。その説明の中で、事業開始予定は本年の秋頃に工事に着工したいということで説明をなさっておりますけども、本協議会において、この制度は売電収入の一部を地域へ還元、農業農村地域の活性化に資する取組を行わなければならないものとなっております、どのように農林業の健全な発展に資する取組を進めるのか、今後、協議会において協議していくこととなりますので、この協議会を経てからの工事開始になると思っております。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 公共施設予約システムの料金支払いの件でお答えします。このシステムは、あくまで仮の予約でございます。本申請は、今までどおり、窓口に来ていただいて納付書を発行する形となっております。

本来は視察に行つて、もうちょっと踏み込んで券売機を設置しようかと考えておりました。その矢先に、新聞報道でもあったんですが、職員の横領という問題がございまして、ちょっと踏みとどまって、これについては現在のとおおり、納付書の発行ということに至りました。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。道の駅の農産物の出荷の件ですが、各道の駅の出荷者数はおよそ200名を超える方たちというふうに思っております。今回、予算上での申請の出荷者数としては60名と考えて、上限の2万5,000円で予算額を計上しているところでございます。以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 道徳教育研究推進校事業の中止の理由についてお答え申し上げます。2点ございます。

1点目が、コロナ感染防止のためでございます。2点目が、教育活動に専念できる環境を創出するため、具体的に言いますと、授業時数の確保のためということでございます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 指定管理委託料の追加の分ということでございますが、内容につきましては山の都創造課長が説明したとおりでございますが、いわゆる休業をしたことによりまして収入が減少したと。その収入につきましては、管理委託料の算定上にもなっているということでございますので、管理委託料が不足しますので、その分計算をしまして今回お願いをするところでございます。リスク分担ということもありますので、コロナというリスクを考えたときに、町が応分の負担をする必要があるという判断の上での提案でございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 先ほどの道徳授業の中止の理由については、国の通知に基づくものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今の総務課長の答弁は、全然私は理解しません。コロナの応分の負担って全然分かりませんが、それを町民に言って、従業員に言ったとき、納得されますでしょうか。

6月にこれを全部出してれば問題なかったわけですよね。だから6月の再提案なんですから、やっぱりここは計算して出すべきと思いますが、ほかの予算もありますので、次に追加で補正をするとかしてもらえれば結構ですけども、住民が納得いく説明でないと、コロナの応分の負担って全然分かりませんよ。ほかのキャンプ場とか文楽の里協会とか、応分の負担はどがん感じになりますか。それじゃ、私はもちろん今の全然理解しません。払うべきものは払う、あとは破産管財人がおって精査するわけですから、それに任せればいいわけですよ。

今もずっと、この前、私が言いましたけれども、自販機もあります。収入はあります。課長は、通帳があるけん、そこに入れますと言いました。じゃあ、これの対策でやったらその通帳に入れて、従業員に払えばいいじゃないですか。直接払えないにしても、破産管財人がそこは給料を一番先に払うとかあると思いますので。ちゃんとできるわけですよ。自販機の収入は入れます、こっちは入れませんって。納得がいきません。私が納得するしないの前に、従業員、それから地域の方が、住民が納得するような説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 議会の全員協議会の資料にも説明をしている、5月26日分の資料でも説明していると思いますが、いわゆる指定管理者の取消し及び指定管理料の返還を通知しているということがございますので、そよ風パーク分については計上していないということがございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 最後ですが、今の、総務課長、それはその後のことですよ。会議をして、そういうふうにしたのは。休業したのは、4月27日から5月7日の手当なんです。町長、ここはもう1回、多分、担当課長がそよ風パークのも積算してたと思います、6月の予算を出すときに。恐らく予算査定で落とされたと思いますが、町長、ここはもう一度お考えになって、次の議会なりにこの金額を提案されるお気持ちはありませんか。そうすると皆さんが納得すると思います。お伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、山の都創造課長、総務課長が言ったとおり、十分検討した中で今回お願いをしたところでありますし、先ほど指定管理料の増額、これの対策という形でございますが、そよ風遊学協会については3,800万円強の分を1か月間足らずで終わっておるというようなことで、それが1年間、足る足らんという問題じゃなかったんじゃないかなと私は思っておりますし、今言われます部分については、今後出すか出さんかにつきましては十分、皆さんともですが、執行部とも協議をしながらという思いでおります。ここで出す出さんの明言はできないという思いでおります。我々としては、最善の策を出したという思いでおりますので、6番議員の

思いは十分受け止めながら、次の議会等々でも十分な説明をしていきたいという思いであります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 1点だけ質問をいたします。山の都創造課長に質問が集中いたしておりますが、コロナ対策事業の移住定住支援事業ですかね、750万円。75万円の10件分ということで、住宅の改修工事の補助金というようなことですが、この件につきましては、新規にこちらに来られる方の事業でしょうか、それとも、既存の今住んでおられる方の住宅の改修費なのか。新たに来られるということになればですね、10件も来られればもう大変喜ばしいことだと思いますが、どのようなことでしょうか。その割合とか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 移住定住者支援事業補助金に関するお尋ねでございますが、まず今年度に入りまして4月以降、移住の問合せが、しごとセンターのほうにも、前年度比で1.3倍ぐらい増えております。それに伴いまして、コロナの影響等もあって問合せが増えているのではないかというふうに思いますけれども、空き家改修補助金の本年度の予算をほぼ現在使ってしまう状況でございます。

今、申請待ちの方が、検討中も含めまして12件ございます。中には県外からの移住者も当然いらっしゃると思いますが、移住者の方が6件、それと地元の方も当然3件ほどいらっしゃいます。12件のうち半分ぐらいは県外からの移住ということで、今、契約物件の交渉中であつたり検討中の方がいらっしゃるというような状況です。現時点で8件の執行済みがございますので、その分の予算を今回計上させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 25ページの避難所用備品購入費3,570万2,000円です。これの事前の議案説明会のときにいただいた資料の中にも詳しく書いてあるんですが、昨日も申し上げましたように、いろいろ積み上げながらのこの金額だというふうには思っているんですが、寝具とか、段ボールベッドだけではなく簡易な寝具のようなものも積算をお願いしたいなというふうに思いますし、また、避難所のほうの倉庫整備のところ、御岳小学校を備蓄倉庫としての整備、それから孤立集落7か所というふうなことが上がってますが、この孤立集落の具体的な地域をお知らせいただきたいなと思います。

それと、これは要望ですけど、本当に先ほど2番議員もおっしゃいましたが、今日、私、実は申し訳ないことに、資料3を家に忘れてきたんですね。それで朝、慌ててコピーしてもらったわけなんですけど、これがなかったなら話にならなかつたなというふうに思いました。なので、やはりこういった説明は本当にきちんとしていただきたいし、私たちも当然これは持ってこないかん資料だと思いますが、そこら辺の配慮も総務課長にはよろしく願いしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 避難所のそれぞれの備品につきましては、代表的なことを記載しているというところがございますので、ありましたシート類も、段ボールベッドの上に敷くシートももちろん購入する予定でございます。

それから、備品関係を今回大幅に購入しますので、現在のところは手狭ですので、御岳小学校を有効活用したいと。日も差しますので、遮光カーテン等で整備をしたいなというふうに思います。

それから、緊急の7か所ということですが、木原谷とかあるいは緑川地区、下矢部西部、菅、目丸というところの7か所ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。したがって、議案第56号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時09分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第57号 山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第57号「令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案第57号、令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和元年度繰越金が確定しましたことによります計数整理と、国県支出金等の精算に伴うものが主な内容です。

まず、5ページをお願いいたします。

歳入です。いずれも過年度分の追加交付金等でございます。

次に6ページをお願いします。

8項繰越金は、8,600万7,000円に確定しましたことによりまして1,399万3,000円減額しております。

次に、歳出です。7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費17節の備品購入費につきましては27万5,000円を計上しております。個人情報に記載した書類を裁断するシュレッダーが故障しまして、修理ができないため更新するものです。

5款3項6目認知症施策総合推進事業費18節の負担金につきまして1万円を計上しております。キャラバンメイトとは、認知症サポーター養成講座の講師となる人のことで、このたび、上益城郡内合同で養成研修を実施することになりまして、その研修会運営のための町の負担金でございます。

6款1項償還金及び還付加算金です。1目22節償還金としまして44万1,000円。過年度介護保険料返還金で、転出や死亡による被保険者の資格喪失に伴う保険料を還付するものです。対象件数は72件です。

8ページをお願いいたします。

2目償還金22節償還金としまして848万4,000円。令和元年度国県支出金の精算返還金です。

6款2項繰出金466万6,000円。令和元年度の精算による一般会計への繰り出しとなり、一般会計補正予算の歳入に同額を計上しております。予備費は調整でございます。

表紙に戻っていただきまして、2枚目をお願いいたします。

令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和2年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,731万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年9月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 数字的には理解したつもりですがけれども、コロナの影響で、4月以降サービスを受ける回数が減ったりとか、そういうことはないですかね。例えば、対面が難しくなるので、本当は訪問してもらいたいけれども訪問ができなくなっているとか、そういうことの現状とかいうのはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。訪問が難しくなっている場合には、電話での相談とか対応で対応しておるところでございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 電話での対応にもサービス料が入るということですよね。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） はい。そのようになっております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号「令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第58号 令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第58号「令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第58号、令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

まず、歳出のほうから説明いたします。5ページを御覧ください。

第1款第1項総務管理費です。1目一般管理費につきましては、財源の組替えを行っております。

2目簡易水道整備事業費につきましては、14節工事請負費50万円を補正しております。これは町道水の田尾下鶴線道路改良工事と並行して施工していく工事につきましては、先行する改良工事につきまして、延長が伸びたことによります補正でございます。

続きまして、歳入を説明します。3ページをお願いいたします。

1款1項1目簡易水道負担金につきましては58万7,000円、及び2款1項1目使用料につきまして4万円を補正しております。これは、簡易水道の上水道への統合により、3月31日をもって打切決算としたことによります令和元年度分に係る補正でございます。

3款1項1目簡易水道国庫支出金につきましては50万円を補正しております。これは、下鶴地区水道管更新工事に係る交付金でございます。

4 ページを御覧ください。

4 款 1 項 1 目繰入金につきまして195万5,000円を減額補正しております。これは、負担金、使用料、繰越金の計上に伴う補正でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金につきましては132万8,000円を補正しております。これは、令和元年度からの繰越金です。

次に、表紙に戻っていただきまして、2 枚目を御覧ください。

令和 2 年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和 2 年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,166万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 2 年 9 月 3 日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号「令和 2 年度山都町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第59号 令和 2 年度山都町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（工藤文範君） 日程第 4、議案第59号「令和 2 年度山都町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第59号、令和 2 年度山都町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。

6 ページを御覧ください。補正予算（第 1 号）説明書でございます。

まず、収益的収入及び支出です。

支出の部、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費につきまして254万7,000円を補正しております。7 節委託料につきましては、原水の水質検査委託料を計上しております。10 節修繕費及び14 節材料費

につきましては、水源地施設の制御盤等の機器の修繕に係る経費を計上しております。

2目配水及び給水費につきましては535万3,000円を補正しております。1節手当等につきましては、断水等の被害が発生した場合の夜間・休日の出勤に係る手当を計上しております。7節委託料は、更新時期を迎えます量水器450個の取替業務及び施設の清掃業務を委託するものでございます。10節修繕費及び12節材料費は、水道管の漏水やバルブ破損等の修繕に係る費用を計上しております。

4目総係費につきましては1,114万8,000円を減額補正しております。1節から7節は、職員及び会計年度任用職員の減による補正でございます。10節備消耗品費は、印刷機用のトナー等の事務用品消耗品の不足分を計上しております。

8ページを御覧ください。

3項2目その他特別損失につきましては79万8,000円を減額補正しております。職員及び会計年度任用職員の減による補正でございます。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の部、1款3項1目負担金につきましては49万5,000円を補正しております。その他負担金として、水道加入金を計上しております。

10ページを御覧ください。支出の部です。

1款1項1目原水施設改良費につきましては130万9,000円を補正しております。3節工事請負費として、水源地の導水ポンプ故障に伴う取替工事の費用を計上しております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目を御覧ください。

令和2年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和2年度山都町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度山都町水道会計予算（以下、予算という）3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げたいと思います。

支出。第1款水道事業費用3億8,852万6,000円。404万6,000円の減。3億8,448万円。

第1項営業費用3億5,065万1,000円。324万8,000円の減。3億4,740万3,000円。

第3項特別損失438万8,000円。79万8,000円の減。359万円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,405万5,000円を1億7,486万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入282万4,000円。49万5,000円。331万9,000円。

第3項負担金30万9,000円。49万5,000円。80万4,000円。

支出。第1款資本的支出1億7,687万9,000円。130万9,000円。1億7,818万8,000円。

第1項建設改良費2,122万7,000円。130万9,000円。2,253万6,000円。

次のページです。

第4条、予算第4条の2を地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に

属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ149万8,000円及び152万1,000円であるに改める。

第5条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費6,834万4,000円。1,193万6,000円の減。5,640万8,000円。

令和2年9月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 人件費の減なんですけど、給料のところでは会計年度任用職員4月から8月分を減額となっておりますが、9月以降は、じゃあ誰かが……。この4、5、6、7、8の5か月分が減額であって、あとはまた増員ということでしょうか。お尋ねします。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。会計年度任用職員につきましては、募集しておりましたが、1名ちょっと募集に応募がなくて減になっております。また9月以降、募集をかけていこうかなというところですので、今の段階では半年分を減額ということで補正しております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号「令和2年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 山都町辺地総合整備計画の策定について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第63号「山都町辺地総合整備計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議案第63号について御説明いたします。

議案第63号、山都町辺地総合整備計画の策定について。

山都町辺地総合整備計画を別紙のとおり策定することとする。

令和2年9月3日提出、山都町長。

提案理由です。本計画を定めるには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

この議案につきましては、今般、長谷地区の計画策定を行いましたので、その計画について御審議と議決を願うものです。本計画については、議決をいただいた後、総務省総務大臣に提出し、事業が辺地債の対象となるものでございます。

長谷辺地につきましては、平成24年度から平成31年度までの8年間を整備計画期間としまして、町道長谷埋立線及び長谷花立線の道路改良工事を行ってきました。

長谷花立線につきましては、整備区間が玉目地内に入ったことから、令和元年9月の定例会において、玉目辺地総合整備計画として議決いただいたところです。長谷埋立線につきましては、引き続き整備を行う必要がありますことから、新たに令和2年度から令和6年度までの計画を策定するものでございます。

開いていただいて1ページ目をお願いいたします。

長谷辺地の総合整備計画です。辺地の概況としまして、辺地を構成する字の名称、地域の中心の位置、辺地度点数、整備を必要とする事情、整備計画期間を示しております。辺地度点数は114点です。これは、積み上げが100点以上になることが条件となります。

公共的施設の整備計画としまして、町道長谷埋立線の改良工事を令和2年度から令和6年度までの5年間で整備する計画となっております。事業費は2億2,673万2,000円で、特定財源としまして地方創生道整備推進交付金を充てる予定としております。

裏面を御覧ください。

整備計画の位置図でございます。町道長谷埋立線の位置を示しております。赤い線が整備計画区間で、延長は約880メートルです。

次のページの別添1を御覧ください。

これは辺地度点数算定表でございまして、辺地度点数114点の算出根拠です。

その裏面を御覧ください。

施設別、年次別計画表です。令和2年度から令和6年までの事業費を計上しております。

以上、辺地計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号「山都町辺地総合整備

計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 そよ風パークの指定管理者の指定について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第64号「そよ風パークの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第64号を説明いたします。

議案第64号、そよ風パークの指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和2年9月10日提出、山都町長。

施設の名称、そよ風パーク。

指定管理者所在地、東京都千代田区飯田橋1丁目3番2号。

名称及び代表者、エネルギープロダクト株式会社、代表取締役丸山一孝。

指定の期間、令和2年10月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由です。山都町そよ風パーク条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

2ページ以降の資料については、企画政策課のほうで御説明いただきます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、そよ風パークの指定管理候補者の選定の経緯及び結果について御説明させていただきます。

1、募集及び選定の経過です。7月27日から募集要項及び申請書の配付を開始しまして、7月31日に現地説明会を開催しております。6団体が参加されております。8月11日に山都町指定管理候補者選定等委員会を設置し、委員の任命及び第1回委員会を開催しております。なお、山都町指定管理候補者選定等に係る委員会設置要綱を改正しまして、委員は、民間経営もしくは公の施設の管理もしくは事業について識見を有する者、または、関係行政の職員のうちから町長が任命するとしまして、識見を有する者といたしまして、観光振興と地域振興の面から熊本観光連盟及びくまもとDMCから、経営面と財務状況等の面から中小企業診断士協会及び税理士会に委員の推薦を依頼し、各団体から推薦いただいた4名の方を委員としてお願いいたしました。行政職員として総務課長、山の都創造課長が委員となっております。

第1回委員会においては、募集要項等の説明と現地視察を行っております。8月11日から21日までを受付期間としまして、1社の応募がありまして、28日に審査会を実施いたしました。

2、指定管理候補者及び選定理由です。指定管理候補者、東京都千代田区飯田橋1丁目3番2

号、エネルギープロダクト株式会社です。会社概要につきましては、資料の次のページに別添で添付しておりますので御覧ください。

選定理由です。申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定の基準に基づいて総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は、総合得点600点中450点であり、指定管理候補者として適当であると判断しました。事業計画書の提案の概要を、1、宿泊施設・休養施設の提供から、6、その他の事業まで記載してございますので、御覧いただきたいと思えます。

委員会における講評でございます。事業者の有する技術やノウハウにより、地域資源、土地、建物、有機農業、エネルギー、人の有効活用や施設・設備などの投資計画など、そよ風パークを拠点とした地域再生への真摯な思いが感じられた。さらに、地元企業との連携強化による地域産業の育成を通じた地域振興が期待できる内容であった。

以上、委員会の審査結果を町長に報告いたしまして、その結果を踏まえ、町長において指定管理候補者として適切であると判断し、決定を行ったものです。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 議案64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この会社を見てもみますと、蘇陽高校跡地を購入されまして、事業展開するということで来られた業者だと思えますが、その際、地元の説明会に参りました。今、課長が最後に講評で申されましたように、真摯な思いが感じられた、それから地域振興が期待できる内容であったと。まさしく蘇陽高校の説明会のときもそうでありました。ですから、私たち地元民は大歓迎というか、空き校舎がまた活用されるということで、本当にこのような感じで期待をしておりましたが、いまだ事業が展開されておられません。

ですが、ここを審査委員がどのように評価をされたのか、信用性ですよね。それから、ヒアリングがっておりますが、その中で、前のそよ風遊学協会の従業員の雇用等のヒアリングがあったのかどうか。再雇用を優先的に、従業員を優先的に雇用される等のヒアリングがあったのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千原君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。今回、指定管理候補者である事業者が蘇陽高校のほうを今管理なさってるということでございますけども、具体的には、蘇陽高校跡地の活用についても、今、事業に向けての準備を進めているというふうな提案があつておまして、今回行った部分については、そよ風パークの事業に関するヒアリングでございますので、その中で、蘇陽高校の活用に向けて、今、事業を計画しているというふうなことでのお話はあつております。

また、地元雇用につきましては、さっき申しましたように、地域資源ということで、もちろん今まで働かれています方を最優先しての雇用だということでは御回答いただいております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今説明がありましたそよ風パークの指定管理につきまして、町のほうから、今あそこの施設の中には、ホテルもありますしグラウンドもあります。物産館もあります。農園もありますですね。いろいろな複合施設があるわけですが、これを実施するに当たり、請け負った以上は早急に運用するのが普通だと思いますけれども、今、現状がこういう状況であります。コロナウイルス関係で、なかなかホテルのほうについては厳しいのかなというふうに認識しております。ホテルを開業するにしても、また職員を20人雇ってするとなると、指定管理料ではなかなか、半年間で潰れてしまうような、お客さん来なければそういう状況になるというふうに判断しております。

しかしながら、物産館とレストラン、道の駅、これらとグラウンドは早急に使用できるような指定管理者に対しての指導を、これは今まで野菜を出して来られた生産者の方々との調整を役場のほうが指導していきながら、そちらのほうは早急に運用するようなことをぜひしていただきたいし、あのままだ、指定管理の中で管理しますからというのじゃなくて、そういう具体的な指導をされたのか。そしてまた、請け負った業者からそこら辺についてどのようなお答えがあったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） ただいまの後藤議員の御意見に関しましては、今回、議決を受けてからの指導等になると思います。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 確かにそのように答えられると思いましたが、一応思いだけはですね。今言ったように、道の駅の運用あるいは物産館の運用、それとグラウンドの活用等に関しましては、できたら農園のほうも同じふうに提案していただいて、何とか運用できるように、請け負われた業者と十分そこら辺は評議していただいて、指定管理料は3,800万円だったですかね、払うわけですので、そちらのほうの従業員との調整も十分……、今後についてですよ、これ。10月からの話になりますんで、10月早急にそこまでせえとは言っておりません。ただ、住民の期待もありますので、そこら辺のところは十分、従業員にも話ができるような結果を導き出して、役場のほうから指導していただきたいし、その結果についても、できましたら報告がこの場でまたいつかできるような機会も、このようなことになっていくというような機会もつくっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 選定理由のところ、応募者の得点が総合得点600点中450点であって、これが適当であると判断されたということですが、もう少し内訳を詳しくお知らせいただきたいと思ひます。点数だけではないと思ひますけれども、中身についての御説明をいただきたいと思ひます。

それから、選定の基準の一つに、たしか似たような施設の運営実績はありますかというのがあ

ったと思うんですね。ここのエネルギープロダクトというところは、そういう観光施設の経営をしたことがあるところでしょうか。そこの実績はどうなんだろうということをお尋ねしたいです。

それと、昨日の質問の中でも言いましたけれども、パーク経営において、前の会社の教訓として、人件費がやはり大きいのではなかったかということが私はあると思っていますので、人員配置は以前と全く同じ計画ですかと。人員配置の計画をお聞きしたいです。

それと、昨日は、収益が上がったときにはどうするかということで、指定管理料を毎年見直していくと、減額していくというふうにお答えいただきましたが、逆に赤字経営になったときにどうなるのかというのをもう一度。昨日の中では、ちょっと御説明の理解が私はできていないので、すいませんが。

今度は三セクではありませんので、一般民間企業ですので、その会社の責任ということになっていくのかなと思いますが、どういう経緯をたどるのか。そういうことについて、きちんと口約束ではなくて文書化しておく必要があると思いますけれども、その点についてもいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、評価点数についてでございますけれども、今450点ということで申しまして、1人当たりの点数が100点で、平均点が75点でございます。

委員会において申合せ事項としまして基準点を設けておまして、基準点1人当たり60点ということで、その中で基準点以下があった場合は、必ずしも選定するものではないということで申合せをしておりました。そして、5項目、住民の平等な利用を確保することから始めまして、独自の取組と、先ほど言いましたように、専門的な立場の委員会の皆さんがそれぞれの視点から判断されて採点された結果だと思っております。

また、今後の運営につきましては、人員としては一応30名を配置される計画だということで聞いております。

類似事業につきましては、先ほど事業概要のところにお配りしましたように、農園等の事業を現在なさっております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 赤字経営の場合の文書化しておくべきではないかというお話だったと思いますが、今回、指定をまだいただいておりますけれども、民間の企業でございますので、赤字については自社のほうで処理をされると思います。町としてできるのは、基本協定書の中で、しっかり経営をやっていただくということでお願いをしたいと思います。

それと、ヒアリングの中でも、民間企業なので利益を出すと、赤字にはできないというような意思表示もありましたので、期待をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） たゞ民間企業であっても、町が指定管理をするということで、先ほども言いましたけど、きつくなったら町が何とかしてくれるというような意識を持たせないようにということと、やはり、全部もうそっちのあれですよ、町は全然関係ありませんよというふうにはならないと思うので、何らかの赤字経営に陥らないまでの関与といいますか、そこら辺はどうなるのかなと一つ思います。

それと、先ほど似たような施設の運営実績というのでは、農場管理とかじゃなくて、宿泊施設や観光施設、そういった遊覧施設といいますか、そういう形での運営実績はあるのかなど。営業所で見てみると、事業所ですのでそれはないのかなというふうに思いますが、その辺のノウハウは全然お持ちではないとしたら、ちょっと心配なところはあるなというふうに感想を持ちましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。今、御質問ありましたように、類似施設という面で宿泊施設、観光施設等ということでは、類似の施設の運営実績はございませんけども、提案の中で各委員の方が評価をされた結果で、これからのそよ風パークの設置目的を達成するために適切な管理運営を行っていただくと判断されたものでございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今回のそよ風パークに限らず、全ての指定管理施設については、毎月、利用状況を、入場者数ですとか当月の売上げの報告をいただいておりますし、年に1回は年間の収支状況も提出いただいております。その中でその施設の施設状況も確認をいたしますし、利益が出ていないようであれば、こちらからも問合せなり、ちゃんと経営ができてるのかというところは日頃から監視をしながらやっていきたいと思っております。その中で、経営状況についても把握していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 経営状況についてきちんと見ていかれるということで、そのようにぜひお願いしたいと思いますし、各部門ごとの売上げを報告してもらってましたよね。売上げでは分からないので、収支の報告ということで部門別にしてもらいたいということもパークについてはお願いしてましたし、そこら辺もきちんとしていただきたいと思っております。

6番のその他の事業で、こんなことしたいと言われていたところで、物産館にコンビニ機能を加えるということの意味がちょっと……。コンビニに参入してもらおうということじゃないんだろうと思っておりますけど、営業時間を増やすとか、そういうことなんでしょうか。

それと、仮称そよ風パーク振興協議会を設立というのは、仮称ですので今からのことだと思いますけれども、何かいいことはいっぱい書いてあって、ここに期待して頑張ってもらわなくてという気持ちはありますけれども、先ほど6番議員からも言われましたように、実際、蘇陽高校での事業が何となく頓挫しているように見えるところがあるので、心配な部分もあるんですよ、見て。なので、その辺のところはちゃんと専門家がきちんと認められたというふうに企画政策

課長は言われましたけれども、やっぱりいろんな面で心配はするわけです。だから、きちんと見ていただけるということもですし、1年1年ごとに見直しもしていただきたいと思っています。

すみません、なので、質問は6番のその他の事業で書いてあるところがもう少し詳しく分かればと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。物産館にコンビニ機能をというところでございますけれども、近くにお店が少ないということもありまして、例えば住民の方が気軽にお立ち寄りになって買える日用品であったりとか調味料等、そこら辺をそろえたり、特に蘇陽方面は自然環境が豊かでありましてアウトドアのお客様とかも多いと思いますので、そういう方たちがお立ち寄りになったとき、全てそろえられるようなところがないので、そういったコンビニ機能を備えたいということで御提案をなさっております。

また、仮称ではございますけれども、そよ風パーク振興協議会に関しましては、地域内のいろいろな観光施設だったり交通事業者等の方たちとの協議会をつくりながら、そよ風パークを核として、例えばお客様の輸送であったりとか、次の町内の観光の周遊であったりとか、そういうことにつながるように取り組んでいきたいということで御提案をなさっております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） この問題につきましては、廃業してから、10月1日からスタートという流れの中で今日提案されているわけでございます。確認ですけれども、審査等々につきましてはこの6名の専門家の入られた審査の上での決定だろうというふうに思いますし、そこは信用するしかないかなというふうに思いますし、地元雇用を中心にやっていくというような企業でございますので、これが10月1日からきちっと動くのか動かないのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 10月1日からの運営について、ヒアリングのときにも、できるだけ早く再開するという意見もいただきましたので、そういうことで準備を進めていただけるというふうに思います。ただ、ホテルについてはすぐすぐということはいかないかもしれないという話はございましたので、できるだけ早く再開できるように協議を進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ちょっと確認ですけれども、提案の概要のところ、1番、宿泊・休養施設の提供というところに、宿泊施設へのリニューアル云々というふうに書いてあります。実際、そよ風パークの現状は、先日ホテルのほうは改修をいただいて、お風呂場とかもきれいにさせていただいたんですね。ただ、私が心配してるのは、ブルーベリー館が雨漏りもしているんですよ。それと、コテージがありますよね、5棟。これの利用勝手が、もう20年も前ですので、風呂

場とかがかなり悪いんです。この前、課長とも話して、するならば今から先の、キャンプ施設みたいな感じに今なってるもんですから、風呂場に行くときわざわざ上に行ったり下に行ったりお客さんはするわけですので。

これ読んでいくと、いかにもリニューアルするのは業者がするというような書き回しになっているようですが、私はそれが一番いいと思うんですけど。そういう話があったのか、なかったのか。資産も見てみると、かなり大きな会社のようにありますので、できたらそこをやってくださいというふうに、改修許可申請を出してもらえばできるわけですので、できたらそういう話も。課長も知っておられますように、現場に行ってみられると、今じゃ都会から来たら厳しいかなと思われるわけですね。その辺の中身の改修をうまくするのであれば、私も見たとき、1棟当たり100万円弱かけると、四、五百万円もあればきれいでくつとかなと思いましたが、そうせんとなかなか客を入れられる状況じゃありませんので、できたらそこ辺のところも、この人にお願ひできたらいいのかなと思っておりますし、そこ辺、どういうふうな提案があったのかをお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。施設におきましては町の資産でもございますので、もちろん協議が必要になってくるとは思いますけれども、施設の効用を最大限に発揮するためには設備投資も考えているということで提案なっております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） これを見ますと、期間が5年半ですか。ちょっと計算がしにくかですが、何でかなと思いました。

また、点数が100点満点の75点ということで、これはもう絶対評価みたいなものですが、前回のそよ風パークと比べてどうですかね、点数は。それから、前回は課長さんたちが10人ぐらい入ったろうと思っておりますけれども、今回2人ということで、それはどうしてかということです。

あと、指定管理料は幾らというふうに向こうには言っているんでしょうか。そよ風遊学協会のいろいろ財産を買ったりして、それを貸し出すという形で指定管理料は安くなるんだろうというふうに思っておりますけれども。

それから、今、後藤議員が言われましたが、施設・設備への投資計画とかありますが、これは町の資産ということで、簡単に考えていいものじゃないと思いますが、いかがでしょうか。

それから、そよ風パーク振興協議会と書いてありますよね。町も入ってくれてという話なんですか。以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。設備投資等については、事業者のほうから提案があったものでございますので、改修改築等については協議が必要だと思っております。

指定管理委託料につきましては、出資計画の中では3,500万円ということで予定されております。この金額につきましては、当初は今言いましたように、事業者様としては投資のほうも考え

ていらっしゃいますので、投資を回収するまでは3,500万円の指定管理料で行いたいということでのお話でございました、提案の中で。

すいません、失礼いたしました。今、言いました指定管理委託料の3,500万円は税抜きの金額でございます。

振興協議会につきましては、振興協議会の中では、事業者様の提案では町は入っておりません。しかし、言われましたように、町としても今後そよ風パークの効果的な利活用だったりする場合には連携とか協力とかは必要だと思っております。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦委員。

○3番（中村五彦君） 投資をされるから3,500万円をくれということ。投資を前提にされているわけですか、町のほうが。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 3,500万円は町が提案しております指定管理委託料の金額以内ということになっております。投資につきましては、事業者によります独自の提案でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 私もエネルギープロダクトさんが、同町内で、先ほど6番議員からも指摘がありましたように、蘇陽高校のほうがなかなか進んでいないというか、本当に手つかずであるということが大変気になっております。資本金もそうですが、あの当時も、たしか工事価格が三百何十万円だったと思うんですが、実際にお買上げになったのは何千万円というお金だったというふうに思っております。

そういう規模のものを投資されながらも先に進んでいないというのはなかなか不可解ですし、今回もいろいろ事業を始められることは、すごくわくわくするようなこといっぱい書いてあるわけなんです、この審査をされた中に、今ちょっと御回答がなかったようですが、今3番のほうからも、なぜ行政職員が2名に減ってるのかという話でございました。ほかの識見を有する方々が、エネルギープロダクトさんが今、本町で展開されている事業のことをどのぐらい御存じだったのかということも、はてなマークかなというふうなことを思いますし、その中に入ってらっしゃる荒木課長、藤原課長がどの程度そのところについて理解をされているというか。最終的に決定されるのはもちろん町長であると思いますが、そこら辺をどこまで……。

先ほど藤原課長の中からは、今、検討中であると。これから先、蘇陽高校についてはまだもちろんその頓挫をしたとかということではなく、事業計画続いているというふうなお話ではありましたが、やはりそのところの、非常に心配なのは、お金を持ってらっしゃるがゆえには何か心配な気がします。何千万円も投資した割には先に進んでないとか。今回も、だから先ほど2番議員のほうで赤字が出たらどうするのとおっしゃるけど、赤字なんか多分へでもないようなお金持ちなんじゃないかなというふうな感じもしております。

だから、その本気度とか蘇陽高校での事業について、今あそこの施設長の方は町内の方ですけども、今うちの近所で一生懸命トマトを作っているらしいんですが、それもエネルギープロダ

クトさんの新しい事業であるというふうに理解していますが、そこら辺の事業の追求をどのようにされたかなど。どこまで追求されたかなどというのが、そこを理解の上で、今回そよ風パークをお願いしますと。1社しか応募がなかったというのだから、なかなか判断が難しかったかなとも思いますが、本当に10月スタートを願っておりますが、本当にそれがうまくいくのか、蘇陽高校のほうとの兼ね合いはどうなっていくのか、それを含めたところで、同じ蘇陽地域でありますし、これを含めたところで地域の振興というふうなことを考えていらっしゃるならば、それもいいというか、非常に期待が大きいところだと思いますが、そこら辺の兼ね合いはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、選定委員会についてでございますけれども、今回改正を行っておりますのは、やはりより客観的に見ていただくこと、そして専門的な立場から技術指導等をいただくように、過半数を外部の委員さんをお願いすることといたしまして要項改正しております、8名以内としまして、今回は外部の専門の方4名、行政職員2名としております。

また、エネルギープロダクトさんに関しましては、今回はそよ風パークの事業管理運営ということで、あくまでも事業計画書、プレゼンテーション、ヒアリングの中で、いろんな御提案のあった点を委員の方が評価されて、委員会での判断というふうに理解しております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今のような御説明であれば、なおさら、先ほどから皆さんおっしゃってますけれども、やっぱり事業の行方をきちんと把握というか、見据えていただきたい。やっぱり至らないことにならないように。あそこが本当にポテンシャルの高い……。

だから、まず不思議なのは、6団体も地域の説明会出られた中で、実際の応募が1社に限ってしまったというのは、非常にそこも疑問が残るわけなんですけど、参加者方々のそれぞれの思いでしょう。でも、私たちが客観的に、主観的かもしれませんが、やっぱりかわいいですからね、その施設が。あそこにたった1団体しか手が上がらなかったのも非常に残念ですし、本当にこれがおだれてしまわないように、協定書の中で、きちんとした見直しのチェック、PDCAで、皆さんで、やはり町の大事な施設ですので、間違ったことにならないように見つめていく必要があると思いますので、そのところはお願いを申し上げたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 本当に蘇陽高校のときは、私も2番議員も行かれておりましたけれども、ちゃんと蘇陽の農場長ということで、農場長の紹介までありました。ですので、本当に具体的に言われましたので100%信用して、もう明日か明日かと思っておりましたら、時々私は、こちらに来るときは通ってきます。草の1本も刈ってありません。自分のところの財産の管理もできない業者が果たしてうまくできるのかというのは、そこを役場の総務課長と企画政策課長がどのように判断されて点数を入れられたのかなど、とても疑問です。

今、もう1年以上たちましたが何ら……、農場長まで本当にその場に来られて、彼がこの農場長になりますというふうに紹介までされましたので、もう具体的にされましたから、まさかこんなに事業が進まないとは思いませんでした。あのときは、ワサビを栽培しますと。あとは炭を作りますと。今のところはそのくらいの事業の計画をしておりますと。そのときもちょっと将来的なことで、全国的に不採算部門のところの事業もやってみたいと。ちょこっとそのときにそよ風パークのこともおっしゃいましたので、今回ここが手を挙げられたとき、ああ、そうかなと思いましたが、やはりその直前の事業が全然手つかずのままというのを、それも役場の事業として迎え入れるのに、その判断というか、ここに決めたというのが、その会社に本当に念書か何か入れんといかんとじゃないかというぐらい信用がありません。

そこをもう一度、企画政策課長は今回はあくまでもそよ風パークのことですと言われますけども、いやいやもう、会社のこれまでの山都町における事業のことが何にもできていないのに、本当に信用していいのかと。そして、指定管理料も払います。なので、もう10月1日からオープンして、お客さんが10月1日から行かれるようにしてもらわなければならないんですが、果たしてそれができるのかというのが疑問です。再度お尋ねします。

それから、もう何か月も放置してありますので、例えばお風呂だったり熱源だったり、そういうところは前の職員に聞かなければ分からない、いろんな機械のくせというのがありますので、聞かなければならないと思いますが、そういったところのつなぎはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの施設の後段のお尋ねのところについてお答えしたいと思います。

確かに施設には電源が通っている部分もありますし、お風呂もありますし、機械のくせとかいうこともあるかと思えます。一通りは町のほうで引継ぎはしましたけれども、詳しく、また次の事業者を引き継ぐときには、前任者の方に御足労いただいて、その辺りは引継ぎをさせていただきたいというふうに思えます。以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 選定委員の1人ではございますが、具体的に申すところは控えたと思いますが、やはり提案を受けて、それぞれの審査員が判断されて、委員会の総意として今回の選定理由ということで提案をしているというふうに思えます。

それから、会社のことでございますので、もちろん様々な、今、藤川議員がありましたとおり、山都町内での事業展開に関しましてもお話がございました。そういったところを総合的に判断したということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 様々な質問が出ている中で、私もこのエネルギープロダクト株式会社さんは存じ上げていますけれども、そういったところもあるのかなと思いつつ、頂いた資料を拝

見してて、提案の概要の中の⑥の一番最後、（仮称）そよ風パーク振興協議会を設立し、地元の多様な企業との連携強化、多分これが鍵になるんだろうと僕は思っちゃってちょっと拝見してたんですよ。ほかの1番から5番というのは、何ていうんでしょう、ちょっと申し訳ないですけども、大体こういうふうに書きますよね、皆さん。見てもそういう内容だなと思ってみました。

一番特徴的だなと思ったのは6番のところで、物産館にコンビニ機能というのも、私もいいな、これと思ったんですよ。コンビニは何がいいかというと、ATMがありますよね。都市銀まで使えるATMがあるので、そういう意味でコンビニ機能はいいなと思ってたんですけども、そういうような方々がすごく便利になるなと思ったんですが、でも聞くと、どうも何か日用品の取扱いぐらいの提案だったんで、そこをもうちょっと突っ込んでいってほしいなっていうのも個人的な希望なんですけど。

すみません、質問に戻りますが。そよ風パーク振興協議会（仮称）が一体どういった団体で、連携強化、このエネルギープロダクトさんがそよ風パークを運用なさるに当たって、どういうふうな作用を果たされる会なのか。その辺り、もう少し詳しく御説明いただけたらと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。そよ風パーク振興協議会ということで、まだこれは仮称ということがございますけれども、アウトドアをされている方であったり、交通事業者、また、町内の農業者、木材関係の事業者等で今発足を考えていらっしゃるところでございます。この協議会の役割としましては、エネルギープロダクトのノウハウで足りない部分を補足したり、意見をいただく場としたいということで、特にまた、併せて蘇陽地区の住民の皆様の意見も、定期的に運営上の参考意見としてつないでいただきたいということで、このような協議会を考えていらっしゃいます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） では確認ですが、ということは、やはりこの協議会というのがエネルギープロダクトさん、地元の皆さんとのつながりがまだしっかりできてない企業ということで、この協議会を地元の企業さんであったり、いろんな方々と組織した中で、地元住民の方の意見を吸い上げたりとか、あるいは土地柄というか、様々な調整役というか、あるいは地元なりの観光……。お伺いすると、アウトドアとか運輸業者さんとかも入れられるのであれば、地元の観光に携わるところもやってらっしゃる業種も入ってこられるっていうことであれば、エネルギープロダクトさんが持ち合わせていない感覚やノウハウ、力の部分を補填してくれるという理解でよろしいんですかね。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 今おっしゃりますように、エネルギープロダクトで足りない部分というところを補足したり意見をいただくということで検討なさっております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

（「コロナ対策もあって、換気も十分せないかんし、もう1時間20分たちました。一応、休会にして、質問もあれば、またその後再開してほしいと思いますが」と呼ぶ者あり）

分かりました。

それではしばらく、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2 時20分

再開 午後 2 時27分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

4 番、矢仁田秀典君。

○4 番（矢仁田秀典君） エネルギープロダクトですか、結局ここしか申込みがなかったということなんですよ。その中で、審査の内容とかいろいろ話を聞いてますけども、いい話だったということでここに決められたわけですね、選考委員としては。そよ風パーク、もう何か月もたっているんですけども、維持管理だけでも大変だって、草刈りからして大変だって。そういうところで、町民の皆さんはほとんどの方が早くオープンしてくれと、そぎゃん思いよなって思うとですよ。一つしかなくて、この会社がどうかというのはまだ分かりませんよ。蘇陽高校の跡地あたり見れば、確かに草だらけで、もともと計画されとったのがどれ一つうまくいっとらんと。

地元の方もいらっしゃいますけども、あそこにニワトリを養っている方とかいらっしゃって、その人たちのふん尿も蘇陽高校で処理ができるならとかいろいろな計画はされたんですけども、今んとこは何一つうまくいきそうなやつがないというのが現状みたい。それでもそよ風パークを自分たちの手で営業してオープンしたい、そう思ってるということは、私は評価するべきだと思います。

はっきり言えますけれども、もしここがちゃんとしきらんだったら、町としては辞めちくれという方法もあるし、逆もあるんですよ。阿蘇みたいに、木之内農園はもう営業していきらんけん辞めさせてくれっていう話をしましたが。木之内農園って言ったらいかんですね。あるところが。そういうこともありました。お互いそういうことができるということで、早くオープンさせるためには、できるだけ早くしてもらい、ちゃんとしてもらい。そういうときには口は出さななんですたい、そら。3,000万円からお金を出すわけですから。その辺を町としてはちゃんと監視しながら、していくのが一番じゃないかと。

もしこれが、駄目なところかもしれないですよ。それは分かりません、私がお社じゃないけん。ばってん、するところは一生懸命するはずなんですよ。わざわざ手挙げちなはとじゃけん。そういうところに、今んとこかけるしかないんじゃないかと私は思います。ですから、そういうとこにさせていただいて、また、してもらいだけじゃなくて、監視もちゃんとしながら進めていくべきだろうと私は思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号「そよ風パークの指定管理の指定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時30分

9 月 25 日（金曜日）

令和2年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年9月3日午前10時0分招集
2. 令和2年9月25日午前10時0分開議
3. 令和2年9月25日午前11時51分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第23日）（第4号）
 - 日程第1 議案第65号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第9号）について
 - 日程第2 議案第66号 工事請負契約の締結について
 - 日程第3 認定第1号 令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第4 認定第2号 令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第5 認定第3号 令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について
 - 日程第6 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
 - 日程第7 発議第2号 議会改革検討特別委員会の設置について
 - 日程第8 委員会報告 陳情等付託報告について
 - 日程第9 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春

税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河 野 君 代
福 祉 課 長	渡 辺 八千代	環境水道課長	高 橋 季 良
農林振興課長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山の都創造課長	藤 原 章 吉	地籍調査課長	藤 岡 勇
学校教育課長	嶋 田 浩 幸	生涯学習課長	上 田 浩
そよう病院事務長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第65号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第65号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第65号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第9号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、6ページをお願いします。

5款1項農業費3目農政費です。18節の補助金としまして、熊本県が実施いたします攻めの園芸生産対策事業補助金923万3,000円でございます。トマト農家3戸が実施します単棟ハウス設置事業に対する補助でございます。

受益面積は、約36アールでございます。

税抜き事業費の3分の1を県補助、611万5,500円、町が上乗せをしまして補助率を2分の1とするものでございます。

経緯につきましては、後ほど農林振興課長より説明を申し上げます。

続きまして、9款1項教育総務費でございます。3目教育振興費です。教育用タブレット購入費として、国補助金2,524万5,000円でございます。

今回の経緯につきましても、教育委員会より説明をいたします。

13節予備費は、調整でございます。

5ページの歳入関係でございますが、一般財源として普通交付税260万円を充てております。補助金につきましては、ただいま説明したとおりでございます。

表紙の次のページをお願いしたいというふうに思います。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億5,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年9月25日提出、山都町長です。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それでは、補正予算計上に係ります農政費攻めの園芸対策事業補助金について、経緯を御説明いたします。

本事業につきましては、通常は年度当初に県の事業要望調査が行われまして、町では6月補正予算において予算の要求をさせていただいているところですが、今年度におきましては知事選により骨格予算となりましたため、県の要望調査が8月になって行われましたので、その後県の9月議会の予算審議の進捗に伴いまして、県からの補助内報を得るためには町の予算の確保が必要となりまして、今回補正予算の計上をお願いするものであります。

また、今後は当初予算または6月補正予算に予算の計上を行うことなどして柔軟な対応をしていきたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 7月21日の第3回議会臨時会での補正予算（第7号）で御決定をいただきましたタブレット購入予算に錯誤がございました。誤った予算計上により皆様に御迷惑をおかけし、事業執行に大きな支障が生じたことを深くおわび申し上げます。重大なミスが生じたことを反省し、今後事務チェックのさらなる徹底を指導してまいります。今回の第3回議会定例会で改めてタブレットに関する予算の御審議をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

詳細は、学校教育課長から説明申し上げます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） タブレット購入予算について、当方の錯誤により大変な御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

お手元のA4サイズ1枚の資料、議案第65号、資料学校教育課教育用タブレットの購入についてに沿って御説明申し上げます。

上段の1が全体事業費です。教育用タブレット639台の購入について、総事業費は4,473万円です。その内訳は、①1,948万5,000円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、②の2,524万5,000円の国庫補助金公立学校情報機器整備費補助金です。

米印の上段に記載しておりますように、令和2年第3回臨時会で7月21日に御決定いただいた補正予算（第7号）においては、②の国庫補助金について、購入の場合もリースと同じく国から業者へ直接支払われると理解していたため、予算に計上しませんでした。

しかし、正しくは、購入の場合は国庫補助金分を町予算に計上しなければなりません。米印の下段に記載しておりますように、第1回目の県共同調達入札への参加手続中の8月中旬に熊本県から指摘を受け、錯誤に気づきました。

その後、検討を行いました。町予算に国庫補助金分を計上していなかったため、9月11日開札の第1回目の県共同調達に参加できませんでした。

なお、リースから購入に方針を変更した経緯については、令和2年度当初は5年リースで計画しておりましたが、コロナ交付金が活用できることや、リース料がかからないことから単年度の購入のほうが有利と本年7月に判断したところです。

その際、国庫補助金について、購入もリースと同じ扱いだと考えてしまいました。基本的な国庫補助金の取扱いに大きなミスを生じたこと、間違った予算を計上し、議会で説明申し上げたこと、結果的に事業執行に大きな支障が生じたこと等について深く反省し、おわび申し上げます。

今後このようなミスが生じないよう、事務チェック体制をしっかりとしていきたいと思っております。今回補正予算（第8号）にタブレット国庫補助金分の計上が間に合いませんでしたので、改めて第3回議会定例会中に精査をして資料の線を引いております2のとおり、国庫補助金分の予算を追加計上しました。

もし御承認いただければ、資料3の今後のスケジュールに沿って第2回県共同調達に参加し、2か月の遅れを挽回し、来年3月のタブレットの納品につなげたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第65号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の教育用タブレット購入についてお尋ねをしたいと思います。

まず、どのような仕様かということと、5年リースよりも単年度購入のほうが経費的に安くなったというお考えでリースよりも購入にされたという御説明でしたが、今回はそれで安く済んだかもしれないですけど、リースだとバージョンアップしたりしたときにその分もきちんとリースで新しいのが入ってくるってということになるんじゃないかなと思ってたんですけど、単年度の場合、5年間でバージョンアップしたとかいろんなソフトの変更があったり、そういうことについての経費とかランニングコストについての御検討もみんなされた上で、やはり単年度購入のほうがいいというふうに判断されたのか。もう少し詳しくリースから単年度に移った理由をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。県の仕様には何パターンか示されておりますが、山都町が希望する仕様書はOSがWindows版で、初期設定と付属機器をセットにした仕様書を選択したいと考えております。

2点目のリースと購入の比較ということでございます。今回、リースと購入を比較した場合、リース料や補助金、合わせて総額で2,104万3,000円分購入のほうが有利というふうに金額的には

試算したところでございます。

なお、ランニングコスト等についてはリースの場合も結局5年後にはまた新たなバージョンにしなければいけませんので、購入の場合とそこは変わらないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろいろ検討していただいてこの結果となっているということですが、もう少し仕様についてキーボードがきちんとあるとか、タッチペンがあるとか、この間、すいません、もしかしたらお答えいただいているかと思うんですけども、重ねてだったら申し訳ありませんが、そういう点の仕様についてももう少しお聞きしたいのと、結局、総事業費の1台7万円を超えずにできたということになるんですよね。ただ、5年後に、またなったときに業者さんの立場から言えば、今回はなるべく安く頑張ったけれども、次の入札になったらそうはいきませんよということになるかもしれない、そういうこともちょっと危惧はするわけです。

今回は国のきちんとした手当てがあって、この機を逃すことはないと思いますけれども、5年後もそういう共同調達にされたときに跳ね上がるようなことがないように、県には言うておいていただきたいと思います。

できるだけ早く頑張ってくださいということで、一生懸命考えてくださったことには感謝申し上げますし、本当に学校にわたったときに先生たちがよかったと言ってくださるような、そういう中身に今後ともしていただきたいので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。もう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 付属部品について詳細をお伝えします。キーボードは標準装備されております。タッチペン、本体ケース、画面保護フィルムを付属機器として納入をさせていただきます。以上が中身の詳細でございます。

それと、予算の7万円ということで第1回目の共同調達で確認したところ、情報によるとその中で落札をされたということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今回は、今さっきも言いましたように、業者さんも頑張って7万円ということになったと思いますけれども、本当に良いものを求めていくときには、逆にそれではできないことにもなってくるかと思うんですよね。その辺はよく見極めていただきたいと、今度の5年後にはこういう国庫補助があるかどうか分かりませんよね。5年ごとにそうやって変えていくときに、町負担が物すごく大きくなるようなことになると続けられるかっていうことにもなるし、その辺を本当に国にもきちんと国がすべきことだということで要求していかないといけないことだと思いますけれども、見通しを持ったICTの環境整備を行っていただきたいと思う

んですけど、ちょっとこの予算とは別ですけれども、これが本当に有効に使えるようになるためにネット環境の整備だとか御家庭に準備がないところにどうしていくのかとかいうこと、それと、これがきちんと電子黒板と連動して使えるように、電子黒板等の予算も以前、たしか出してくださってたからですね、それできちんとされていくものだと思いますけれども、一遍にはなかなかそろわないんですよ。各学校、古い機種のものを使ってらっしゃるところはつながらないとか、そういうことの具体的な学校現場の要望を聞いていただいて、本当に使えるものにしていただきたいと思います。

その辺の学校への聞き取りはどのようになってますでしょうか。そこをお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。学校とは、特にICTの担当の先生と連携を取りながら、また情報交換をしながら、より子供たちに使いやすい、また分かりやすいタブレット並びに電子黒板等を購入していきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この共同調達へは、メリットがあったから共同に参加されたわけなんですけど、最終的に購入契約の締結というのは各町村ごとということだろうと思いますが、最初の米印で「リースと同じく購入の場合も国から業者へ直接支払われると理解していたため」と書いてありますが、例えばこれがリース契約したとしても、リースもやはり山都町と契約されると思いますが、ここの米印の、リースの場合は国から業者へ直接支払われるとの理解でよかったですよね。そこをもう一度確認させてください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。リースの場合は、国庫補助金分は国から業者へ直接支払われます。間違いございません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第66号 工事請負契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第66「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第66号について説明いたします。

議案第66号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和2年9月25日提出。山都町長。

- 1、工事番号、道整清第1号。
- 2、工事名、須原開田線須原橋下部工工事。
- 3、工事場所、山都町須原地内。
- 4、契約金額、7,238万円税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町米生1-4、後藤工業有限会社、代表取締役、後藤剛。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負契約の概要でございます。1番の工事番号、3番の工事場所までは先ほど申し上げましたので省略いたします。

- 4、入札年月日、令和2年9月16日。
- 5、工事概要、施工延長、100メートル。幅員、5メートル。主な工種、数量につきましては、下のほうに記載しているとおりでございます。
- 6、指名業者につきましては、記載しております11社でございます。

次のページをお願いいたします。

公共工事請負仮契約書の写しになります。

- 1、工事番号、道整清第1号。
- 2、工事名、須原開田線須原橋下部工工事。
- 3、工事場所、山都町須原地内。
- 4、工期、令和2年9月28日から令和3年3月31日まで。
- 5、請負代金額、7,238万円。
- 6、契約保証金、723万8,000円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者後藤工業有限会社は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月17日。発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、熊本県上益城郡山都町米生1-4、後藤工業有限会社、代表取締役、後藤剛。

次のページをお願いいたします。

入札結果になります。9月16日開札で予定価格が税抜き6,626万4,000円、最低制限価格、5,872万6,451円。11社を指名し、6社が辞退、5社からの応札があり、後藤工業が落札となっております。

次のページをお願いいたします。

工事の施工場所の位置図になります。

次のページをお願いいたします。

④須原開田線の施工位置図になります。全体計画延長500メートル、国道218号と1級町道米生枋原線をつなぐその他の町道でございます。地域住民の利便性と通行車両の安全を確保するため、平成27年度から事業に着手し、令和3年度完成を予定しております。赤色の部分が工事の施工箇所になります。また、黒で表示している部分が既に工事が完了しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

⑤平面図になります。赤色で表示した部分が今回の工事区間となります。緑色の部分が次年度かかります橋梁の部分でございます。今回の工事につきましては、既設の橋桁並びに橋台2基及び橋脚1橋を撤去しまして、新たに2つの橋台と護岸ブロック、併せて道路改良を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

⑥須原橋の全体図になります。上に書いてあります図が、須原橋を下流から見た側面図でございます。左のA1橋台と右のA2橋台、また護岸ブロックもそれぞれ断面の形状が違っておりますけれども、これは基礎部分にあります岩盤の高さの違いによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

⑦標準断面図でございます。これは道路改良工事の左から盛土部分、中央が切土部分、一番右が待避所ということで、それぞれ断面図を掲載しております。

以上でございます。説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第66号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 13番、藤澤です。

一つお尋ねします。7,200万円という非常に高い数字が出ております。これの解体、撤去料はどのくらいこの中でかかっているのか。

それと、下部工事ですので、上部工事まですると相当な年数がたつと思いますが、橋には和の柱に行く水道管が併設してあります。大きな水道管が。そこあたりはどうされるのか。この前

よっと話聞きましたところが、よその水源があるから大丈夫という話でもございましたけども、いろいろ防災無線で断水とかそこら辺もよく話聞きますので、その後は2年間ぐらいは何もほかの水源から取るという形になればその辺は大丈夫なのか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。

まず、1番目の質問でございました橋梁の解体工事にどのくらいかかるのかということでございますけれども、橋梁工事を行う場合に河川の中に仮設道路を造っていきますので、その他の部分を除きまして約6,000万円近くが解体、除却というような格好でございます。

また、もう一つ上部工につきましては、今回工期を3月31日としておりますけれども、その後上部工を撤去するクレーン作業等がございまして、電柱等の移転があります。それに若干の期間が想定されますので、工期としましては、最終的に国の同意が得られたのであれば来年度に繰越しということで考えております。

また、上部工につきましては、来年の7月から6月くらいに竣工前に発注をかけていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、最後の水道管の御質問でございましたけれども、ちょうど⑤の図面でございますけれども、ちょっと表示が小さくて見えにくいかと思っておりますけれども、ちょうど真ん中の橋梁の下のほうに書いてあります水道管の移設ということで47メートル。これは工事に合わせまして仮設ということで1回切りまして、上部工がかかってまた転化し直すということで計画しております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（工藤文範君） 日程第3、認定第1号「令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） おはようございます。令和元年度山都町一般会計及び特別

会計歳入歳出決算の認定につきまして、委員会の審査の報告を行います。

令和2年9月25日、山都町議会議長、工藤文範様。

総務常任委員長、飯開政俊。

委員会審査報告書。

認定第1号、令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、総務課。

平成28年熊本地震・豪雨災害からの復旧・復興を最大の課題としてこの町の持続的発展につながるように、それぞれの係が一丸となって取り組んできたことは評価する。

投票区再編後の県議選、衆議院選、知事選と3回の選挙で移動支援を行ったが、得票率を上げるための方策を引き続き検討し、有権者の政治参加を促してほしい。

令和2年度からの会計年度任用職員制度のスタートに向け、準備が行われた。合併当初より常勤職員が112名減となり、限られた人材でサービスの質を低下させないために、さらなる効率化と行財政改革を思い切って断行していただきたい。

また、職員の資質向上や人材育成のための提案制度及び各種研修については、今後とも大いに活用し、能力を発揮できる職員を育ててもらいたい。

職員の安全、衛生に対しては、心身共に健康で元気な明るい職場づくりのため、各事業の実施と継続しての快適な職場環境づくりに取組をお願いする。

町有財産については、稼働状況を見極めながら解体、売却等を含め処分を決めていくことが望ましいところだが、解体については、財政的負担が大きいため、場合によっては売却処分の検討も必要であると思われる。

防犯や防災については、近年の異常気象の影響もあり自然災害も大規模かつ多発傾向にある。また、社会環境が複雑になれば想定外の犯罪も多くなり、安心・安全な町として生活できる環境を他の団体との関係強化を推進し、さらに深めてもらいたい。

2、教育委員会。

子供たちにとって望ましい教育環境の整備と教育効果の向上を目的に、山都町学校規模適正化委員会が設立され、協議が進められているが、どのような教育環境が望ましいか、現場の意見並びに保護者及び子供の意見もよく聞いて検討を重ねてほしい。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学期末に休校となった折に、児童生徒がタブレット等を使って家庭で遠隔授業を受けるための条件整備が整っていないことが浮き彫りとなった。インターネット環境が整っていない家庭への手だてについて、関係各課と連携を取って進めてほしい。

昨年度、学校教育施設整備については雨漏り補修、エアコン設置、インターネット環境整備の充実等について、年次計画を立て実現してほしい旨の報告をしていたが、新型コロナウイルス感

感染症感染拡大防止のための地方創生交付金において実現しつつある。この機会を捉えて、できる限りの手だてを行ってほしい。

山都町女性の会連絡協議会については、会の目的にあるように、男女共同参画社会を目指すための一層の取組が求められる。

天然記念物、ゴイシツバメシジミの保護については、盗採取されない工夫をし、自然林と共に守っていただきたい。

山都町地域未来塾は、子供たちに好評であることから継続を望む。

熊本県立矢部高等学校寮の入寮希望者が増えており嬉しいことである。今後、男女別の必要性も出てくることから、県立高校として県がもっと支援すべきということを訴え続けてほしい。

また、高校再編の可能性もあり、存続に向けての取組も並行していくべきである。

総合体育館建設に当たり、自然豊かな環境を最大限に活用していただきたい。空調については、地中熱空調システム等を検討し、災害時等はリースに対応できるような準備だけをしてコストダウンを図られたい。

通潤橋の修復に当たっては、重要文化財保護、石工の技術継承の点からも難しい工事を多角的に検証しながら、丁寧に取り組んでいることを評価したい。

3、企画政策課。

総合計画を柱に、アンケート調査、審議会を経て各種の計画を作成されている。国、県の補助事業採択のために必要なことではあるが、企画政策課の多くの資源が費やされているのではないかと危惧する。

コミュニティーバスの運行において、交通局のような専門の部署を設けるか、民間への委託はできないか。また、将来的に高齢者の交通手段対策として、自動運転を早期に導入できるよう、山間地での実証試験を誘致できないか等検討してほしい。

第3セクターを所管するが、(有)虹の通潤館、(有)そよ風遊学協会の経営健全化方針を策定するにとどまり、それに対する実働がなかったことは残念である。山の都創造課との所管が重なることもその一因と思われ、現状に即した役割分担と有効な行政指導方法を早急に確立してほしい。

九州中央自動車道の全線開通を一日も早く実現するよう、これまでと同様の努力を続けてほしい。

大矢野原演習場対策では、騒音または振動及び土砂災害等への住民の不安払拭を最優先に、防衛省との連絡連携、対策の立案に当たってほしい。

政策立案集団である企画政策課が本領を發揮できるような組織の改編及び事務事業の見直し、並びに職員の能力の研さん及び意識の変革を期待する。

4、税務住民課。

今年度の特徴として、地籍調査及び地目変更等により、田畑の面積が減り山林面積が増えつつある。また、人口減少及び運転免許証返納に伴う軽自動車台数の減少等は、今後も続くことが予測され税収減が見込まれる。

地方税共通納税サービスのシステム導入により、納税者の利便性向上や滞納分を減らす取組は認めるが、入湯税の滞納については、システム上の改善も望まれる。

マイナンバーカードは、本町でも保有率が低いですが、今後、マイナンバーカードを活用した施策が幅広く計画されており、高齢者の身分証明にもなること等を説明し、普及に努めるとともに、個人情報の漏洩等がないようにセキュリティ管理を徹底されたい。

5、支所。

清和及び蘇陽支所において、山都町地球温暖化対策実行計画に基づき、CO₂排出量削減を図ることを目的とした地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に取り組まれている。本年度は、LED化事業、次年度は空調等改修事業に取り組み、省エネに積極的に取り組むこととしている。

山都町が掲げる温室効果ガス排出の削減目標の達成に期待したい。

運転開始から15年経過した清和小水力発電所は、令和5年度には20年目点検を迎え、大規模改修が予測されることに加え、FIT契約が終了し、売電価格が下がる年でもあり運営が厳しくなる。砂防ダムを利用していることから、大雨が降るたびに取水口の砂利掘削のため発電を停止しなければならないことや、作業員の安全確保が不十分などの課題が大きいことから、今後の事業継続について検討されたい。

支所運営については、人数が少ない中、課を超えた連携協力の下、努力されているが、本庁と一緒に事務事業の見直しを具体化し、住民サービスが低下しないよう今後も努力されたい。

○議長（工藤文範君） 次に、厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 総務常任委員長の報告に引き続きまして、厚生常任委員会より審査の報告をいたします。

2番、厚生常任委員会関係。

厚生常任委員会では、町民全体の健康づくりに関係課がどのように取り組んでいるかに着目し審査を行った。高齢者においては、「エゴマづくり」や「おたっしや野菜」への参加など、農業を絡めた健康づくりが進められている。

一方で、重症化する生活習慣病の予防策の一つとして、小児生活習慣病予防健診などの取組は特筆すべきことであり、将来にわたる健康意識の高まりが求められる。

今後は、福祉課と健康ほけん課が連携して行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組に期待したい。

（1）健康ほけん課。

成人の生活習慣病の重症化が従来から課題であるが、早期の予防策を講じるために、町内の小学5、6年生を対象に小児生活習慣病予防健診を行った。このことは大変結構な取組だが、受診率が約3割にとどまり、そのうちの5割が要指導対象であった。小児生活習慣病予防教室を町内の5年生全員に対し実施しているが、今後は予防健診の受診率を上げる必要があり、子供たちのみならず、周囲の大人たちも一緒に健康意識を高めるような啓発活動を進めてもらいたい。同時に、住民健診率の向上もさらに進めなくてはならない。

(2) 福祉課。

本町の子育て環境は、高校生までの医療費助成や出産祝い金など多彩であり、充実しているが、その発信力に欠けていると感じる。今後も町内外への情報発信に努め、子育てしやすい環境を享受できるようにしてもらいたい。

保育事業に関しては、少子化の中、定員に満たない公立保育園が多く、施設の老朽化もあり、今後の適正配置数など中長期的方針を定める必要がある。

人権センターは老朽化が喫緊の課題である。地域住民の高齢化を考えると、住居のことも含めた改善策を講じる必要がある。今後も、町の人権センターとしての意識を高め、幅広い活動に努めていただきたい。

(3) 環境水道課。

ごみ処理手数料の有料化により、ごみの排出量が減少し一定の成果が得られている。今後もリサイクル率向上を推進するなどして、ごみの排出の抑制を図っていただきたい。

また、一般廃棄物の最終処分について、長期的な視点から委託先等を考慮した処理法を考えていかなければならない。併せて一般廃棄物処理施設の広域化への進捗状況を見守りたい。

合併浄化槽の整備について、住宅密集地域における整備が課題であり、他自治体等の事例を参考にして取り組める体制を探してほしい。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 次に、経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

○経済建設常任委員長（藤原秀幸君） 皆さんおはようございます。経済建設常任委員会より報告をいたします。

3、経済建設常任委員会関係。

平成28年熊本地震・豪雨災害と甚大な被害に見舞われている本町も復旧・復興に向けた取組が進められているところである。

農林業について、農業基盤の強化・農業経営の安定につながる政策をさらに推進していただきたい。

九州中央自動車道の開通を見据えた商工観光の取組も重要課題であり、連携の輪を力強く進める必要がある。

町民の生活基盤となる生活道路等の整備も必要不可欠な課題として位置づけたい。

今後も、町の未来を見据えた政策を展開し、魅力ある山の都づくりに町民一丸となって進めていかなければならない。

(1) 地籍調査課。

国土調査事業は計画的に実施されているが、高齢化・転居等による空洞化が進み、境界確定が困難になってきている。作業の効率化等を検討されたい。

(2) 農業委員会。

全国的に農業法人や新規就農者による農業への参入が増える傾向にある中、下限面積を50アールから30アールに下げたことで農地を取得しやすくなり、新規就農者の受入れ体制の強化が図ら

れている。さらに新規参加者が生業として農業に取り組み、定着できるよう支援されたい。

(3) 農林振興課。

農業施設災害復旧工事の平成28年災は契約が完了しているが、平成29年災・平成30年災は不調、不落が相次ぎ契約件数は低い水準にあり、確実な執行に対策を講じてもらいたい。

近代化施設等の導入及び整備により農業経営の改善と向上が図られている。

安定した収量と品質の向上を図り、栽培管理の改善と作業の効率化による生産基盤の強化に期待したい。

(4) 山の都創造課。

空き地及び空き店舗が増加するとともに個人商店の経営規模縮小傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大により影響を受け、厳しい状況にある。1日も早い収束を願うとともに関係団体と連携を図り、感染対策など支援策を講じていただくようお願いしたい。

各種イベント等も数多く展開されており、町外からの交流人口の拡大に向けて各事業所等とも連携し経済波及効果に努めていただきたい。

九州中央自動車道の開通を見据えた町づくりに取り組む中、地方の積極的な取組を支援する地方創生推進交付金事業等を活用し、山の都づくりが推進されている。

(5) 建設課。

公共土木施設災害復旧工事については、平成28年災から平成30年災は全て契約済みになっているが、当該事業の約6割が次年度繰越しとなっていることから、適正に現場管理を行い、早期完成に努められたい。

また、町道の維持管理については、町民からの要望も多く、利便性の向上に努めるとともに、草刈り等については地域の実情を踏まえて新たな対策を講じる必要がある。

(6) 環境水道課。

大矢野原地区簡易水道施設の適正な管理と、水道事業に属さない集落における小規模等水道施設整備事業の推進や給水車の導入など、安心・安全な水が供給できるよう取り組んでもらいたい。以上です。

○議長（工藤文範君） 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 4、結び。

平成28年熊本地震・豪雨災害からの復旧・復興も着実に進み、経済も良好な状態であったが、年明けと同時に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより一転、三密を控えるような自粛生活をしなければならず、飲食業、宿泊業をはじめ様々な職種に大打撃を与え始め、今後の先行きが不安視されている。

そのような中でも、令和元年度の重点事項である総合体育館の建設、農村振興、起業家支援など、事業の充実とともに観光振興、町づくりに本格的に取り組まれている。

九州中央自動車道では、蘇陽一五ヶ瀬間の計画段階評価が行われており、山都中島西一矢部間においても工事が着実に進んでいることを踏まえ、町の活性化に向け、町民や職員の声を吸い上げ、全町民の力を結集した町づくりを心がけ、町の発展のため頑張ってもらいたい。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） すいません。質疑というわけではないんですが、厚生常任委員会の報告の中で福祉課の部分、ページ4ページです。

私も審査に参加する中で、文章なんですけど、2行目、「その発信力に欠けていると感じる。今後も町外への情報発信に努め」と書いてございますが、審査の中では「町内外」というふうに申し上げたかというふうに思っておりますので、その訂正が可能でございますでしょうか。

町内の方も町外への発信はもとより、町内にお住まいで今から子を産み育てるような方々、それから祖父母の方々がこのような情報をキャッチしていらっしやらないのではないかというふうな話も出ておりますので、さらに町内、そして町外への発信に努めてもらいたいというふうな意見だったように思うんですが、その訂正をお願いできますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） そのように訂正をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするべきとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長より発言の申出がっておりますので、これを許します。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 私の発言の中で1点訂正しなければならない案件がございましたので、訂正をさせていただきます。

(1)の総務課4行目からです。投票区再編後の県議選で「衆議院選」と申しましたけども、この部分は「参議院選」でございますので、おわびを申し上げて訂正させていただきます。

日程第4 認定第2号 令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（工藤文範君） 日程第4、認定第2号「令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

○経済建設常任委員長（藤原秀幸君） 令和2年9月25日、山都町議会議長、工藤文範様。

経済建設常任委員長、藤原秀幸。

委員会審査報告書。

認定第2号、令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見をつけて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和元年度山都町水道事業決算においては、上水道事業の決算の認定に合わせ、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分について議会の議決が求められている。

審査の結果、5,498万9,514円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ、検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

令和2年度から統合による新たな水道事業が始まっている。水道ビジョンや策定中の施設更新計画を基に水道施設の維持管理や経営効率の向上など、事業の運営に努めてもらいたい。

以上です。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とすべきとするものです。本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第5 認定第3号 令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について

○議長（工藤文範君） 日程第5、認定第3号「令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

○厚生常任委員長（後藤壽廣君） 令和2年9月25日。

山都町議会議長、工藤文範様。

厚生常任委員長、後藤壽廣。

委員会審査報告書。

認定第3号、令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された令和元年度山都町病院事業会計決算の認定については、審査の結果、次の意見をつけて、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

令和元年度山都町病院事業決算においては、病院事業の決算の認定について議会の議決が求められている。決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

令和2年1月より日本において新型コロナウイルス感染症が発生した。このことにより、医療機関への受診を差し控える動き等もあり、これらの運営がますます厳しいことが予想される。また、地域医療においては全国的に医師、薬剤師など医療従事者の人材不足が深刻であるが、上益城郡内唯一の救急告示病院であることから、熊本大学病院及び熊本県地域医療支援機構並びにへき地医療支援機構等と連携し、スタッフの確保とともに医療の質の充実に努めてもらいたい。

本年4月より就任された山下院長の下、オンライン診療等ICT技術を積極的に活用し、これからも病院の理念「へき地医療拠点病院として、患者に信頼される良質な医療を提供し、地域住民に親しまれる病院をめざします」の実践を願う。

以上が報告ですが、皆様お手元のほうに今度就任されました病院長の山下太郎委員長よりコメントをいただいておりますので、一読ください。

以上で終わります。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきとするものです。本案は委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「令和元年度山都町病院事業決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、町長から発言の申出がっております。

これを許します。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お許しをいただきましたので、一言、お礼を申し上げます。

ただいま令和元年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計、それぞれの決算につきまして、認定の決定をいただきました。ありがとうございました。

各委員会におかれまして、慎重かつ熱心な御審議と現地調査による御確認をいただきました。厚くお礼を申し上げます。また、審査課程におきまして、御指導、御指摘がありました事項、そして各常任委員長様から御報告があった、また御指摘があった部分につきましても十分留意をしながら、今後も適切な予算執行を図り、なお一層、効率的、効果的な行財政運営に取り組んでまいります。

今後とも御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第6 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（工藤文範君） 日程第6、発議第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対しまして、地方税財源の確保を求める意見書を述べさせていただきます。

発議第1号、令和2年9月25日、山都町議会議長、工藤文範様。

提出者、山都町議会議員、飯開政俊。

賛成者、山都町議会議員、藤川憲治。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、収束が見通せない状況にあります。本町においても住民の生活行動に自粛が強いられていることから、観光関連産業や運輸業、飲食業・サービス業、農林業等において大幅な減収が生じており、地域経済に多大な影響を与えています。

また、本町の人口減少率・高齢化率は、県内でも非常に高く、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の町財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況の中、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが重要です。

これがこの議案を提出する理由です。

○議長（工藤文範君） 提出理由の説明が終わりました。意見書案を職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） 朗読します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県山都町議会です。

以上です。

○議長（工藤文範君） 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第2号 議会改革検討特別委員会の設置について

○議長（工藤文範君） 日程第7、発議第2号「議会改革検討特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 発議第2号、令和2年9月25日。

山都町議会議長、工藤文範様。

提出者、山都町議会議員、吉川美加。

賛成者、山都町議会議員、眞原誠。

議会改革検討特別委員会の設置について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出します。

1、名称、議会改革検討特別委員会。

2、委員の定数、7人。

3、目的、当面する議会改革の重要課題について、総合的かつ重点的に調査・検討する。

4、期間、上記の目的が終了するまでの間。

提出の理由です。

東日本大震災以来、地方創生の推進等がうたわれ、都市部の一極集中を緩和すべく地方への移住定住も促進されています。私たちは、選ばれる町を目指し、特色ある取組を進めるとともに、この町に生まれ育つ町民が幸福度を実感できる町づくりを目指しております。住民から負託された議事機関である議会は、住民の信頼と負託に応え、住民の立場に立って地方自治体の行財政運営や事業実施を監視し、住民に対する説明と理解を求める立場が一層求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行や、頻繁に繰り返される大規模災害の発生など、近年の急激な社会情勢の変化に対応していく議会の姿を追求していくことが、本議会に課せられた

課題であります。

議会改革に対し、集中的に取り組み、議会活性化を一層図っていくために、地方自治法第109条第1項及び山都町議会委員会条例第5条の規定に基づき、特別委員会の設置を提案いたします。

これが、この議案を提出する理由です。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 発議第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「議会改革検討特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

続いて、委員長、副委員長の選任を行います。

委員会条例第8条第1項及び第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長の選任は委員会において互選となっております。

ここでしばらくの間休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会から委員長及び副委員長互選の結果報告がありましたのでお知らせします。委員長、9番、吉川美加議員。副委員長、1番、眞原誠議員、以上委員長及び副委員長が決定しました。

日程第8 委員会報告 陳情等付託報告について

○議長（工藤文範君） 日程第8、「陳情等付託報告について」を議題とします。

陳情題1号、教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書の要請について報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 議長より総務常任委員会に付託されました陳情を審査した結果を御報告いたします。

令和2年9月25日。

山都町議会議長、工藤文範様。

総務常任委員長、飯開政俊。

陳情審査報告書。本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、番号。陳情第1号。

2、付託年月日。令和2年9月3日。

3、件名。教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障に関する意見書の要請について。

4、陳情者。山都町下馬尾280番地1、竹下玲。

5、審査の結果。採択。

6、委員会の意見。現在、学校現場では、教材、研究や授業準備時間の十分な確保が困難な実態が明らかになっており、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校以来、子供たちの学びの保障が喫緊の課題となっている。その中で、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められ、より質の高い学校教育を実現するためには学級編成の標準の引下げや教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育費の国庫負担率が引き下げられ、厳しい財政状況が続き、自治体間の教育格差が生じている。全国の子供たちが一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源の拡充及び教職員の定数改善を推進したく、本陳情を採択する。

○議長（工藤文範君） 意見書案について、職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） 朗読いたします。

教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書（案）。

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年3月以降、全国の学校で一斉臨時休業が行われるなど、学校現場では感染症対策と子供たちの学びの保障が喫緊の課題となっている。

その中で、我が国の学校教育が上げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められている。国の指針に基づき、全国の教育委員会が教育職員の在校等時間の上限方針を定め、今後実効性ある取組を行っていく中、この改革を推進しながらより質の高い学校教育を実現するためには、学級編制の標準の引下げや加配の充実など、教職員の定数改善が必要である。

また、義務教育については、地方公共団体の財政事情により格差が生じることなく、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られる必要があり、義務教育費国庫負担金及び地方交付税が重要な財源となっている。そのため、国の責任において財源が確実に保障される必要がある。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、地方自治体が子供たちの学びの保障と安全・安心な環境整備を確実にを行うことができるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記。

- 1、学級編制の標準の引下げや加配の充実など教職員の定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金及び地方交付税について、財源の拡充も含め、所要の財政措置を講じること。
- 3、オンライン教材経費その他人的配置等の学びの保障及び感染症対策に係る財源を確実に確保するとともに、感染症の状況に応じ機動的に予算措置等を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県上益城郡山都町議会。

以上です。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書の要請について」は、採択することに決定しました。

日程第9 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第9、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで、令和2年第3回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時51分

令和2年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第10号	令和元年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月3日	報告 済
報告第11号	令和元年度山都町一般会計継続費精算報告書について	9月3日	報告 済
議案第54号	山都町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	9月3日	原案可決
議案第55号	山都町行政区設置条例の一部改正について	9月3日	原案可決
議案第60号	工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事（R2国債））	9月3日	原案可決
議案第61号	工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事（R2国債））	9月3日	原案可決
議案第62号	工事請負契約の締結について（山都町カーボン・マネジメント強化事業 蘇陽総合行政センター空調機器等更新工事）	9月3日	原案可決
議案第56号	令和2年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	9月10日	原案可決
議案第57号	令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月10日	原案可決
議案第58号	令和2年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	9月10日	原案可決
議案第59号	令和2年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	9月10日	原案可決
議案第63号	山都町辺地総合整備計画の策定について	9月10日	原案可決

議案第64号	そよ風パークの指定管理者の指定について	9月10日	原案可決
議案第65号	令和2年度山都町一般会計補正予算（第9号）について	9月25日	原案可決
議案第66号	工事請負契約の締結について	9月25日	原案可決
認定第1号	令和元年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9月25日	原案認定
認定第2号	令和元年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月25日	原案可決 原案認定
認定第3号	令和元年度山都町病院事業会計決算の認定について	9月25日	原案認定
発議第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	9月25日	原案可決
発議第2号	議会改革検討特別委員会の設置について	9月25日	原案可決
委員会報告	陳情等付託報告について	9月25日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	9月25日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
